

令和5年9月15日

三重県教育ビジョン（仮称）

<中間案>

令和5年10月

三重県・三重県教育委員会

目 次

はじめに

1 策定の趣旨	1
2 位置づけ	2
3 対象範囲	2
4 計画期間	2
5 全体構成	3

第1章 総論

1 教育を取り巻く現状	5
2 子どもたちに育みたい力	27
3 教育施策の基本的な考え方	29
4 教育ビジョンを貫く視点	35

第2章 基本施策・施策

1 基本施策	37
(1) 未来の礎となる力の育成	37
(2) 未来を創造し社会の担い手となる力の育成	39
(3) 特別支援教育の推進	40
(4) いじめや暴力のない学びの場づくり	41
(5) 誰もが安心して学べる教育の推進	42
(6) 学びを支える教育環境の整備	43
2 施策	45
基本施策1 未来の礎となる力の育成	
(1) 一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進	47
(2) 確かな学力の育成	51
(3) 幼児教育の推進	55
(4) 人権教育の推進	59
(5) 道徳教育の推進	63
(6) 読書活動・文化芸術活動の推進	65
(7) 健康教育・食育の推進	69
(8) 体力の向上と運動部活動改革の推進	73

基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成	
(1) キャリア教育の推進	77
(2) グローカル教育の推進	81
(3) 新たな価値を創り出す力の育成	85
(4) 主体的に社会を形成する力の育成	89
基本施策3 特別支援教育の推進	
(1) 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進	93
(2) 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	97
基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり	
(1) いじめや暴力をなくす取組の推進	101
(2) いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実	105
(3) いじめに対する迅速・確実な対応の推進	109
(4) いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実	113
基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進	
(1) 不登校の状況にある児童生徒への支援	115
(2) 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成	119
(3) 防災教育・防災対策の推進	123
(4) 子どもたちの安全・安心の確保	125
(5) 学びのセーフティネットの構築・学びの継続	129
基本施策6 学びを支える教育環境の整備	
(1) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進	133
(2) 学校における働き方改革の推進	137
(3) ICTを活用した教育の推進	141
(4) 地域とともにある学校づくり	145
(5) 学校の特色化・魅力化	147
(6) 学校施設の整備	151
(7) 家庭での学びの応援	155
(8) 社会教育の推進と地域の教育力の向上	159
(9) 文化財の保存・活用・継承	163

第3章 教育ビジョンの実現に向けて

1 教育ビジョンの進行管理	165
2 多様な担い手との連携・協働	165

はじめに

1 策定の趣旨

- 平成 18(2006)年に「教育基本法」が改正され、地方公共団体が教育の振興に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとなって以降、本県では、3次にわたる計画に沿って、具体的な施策を展開してきました。こうした取組を積み重ねた結果、子どもたちの自己肯定感や社会参画する力が向上したり、学校と地域との連携・協働が進んだりするなど、一定の成果につながりました。
- 少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展、地球規模の課題、子どもの貧困など社会経済的な課題、地域間格差など地域の課題、社会のつながりの希薄化など、さまざまな社会課題が存在する中、Society 5.0¹を見据え、教育の重要性は高まっています。また、新型コロナウイルス感染症の流行以来、子どもたちの学習や心身にも一定の影響が生じているとの指摘もなされているところです。一人ひとりの回復のペースは同じではないという認識の下、誰一人取り残すことなく子どもたちの学びと健康を支えるとともに、コロナ禍で再認識された学校の役割をふまえ、単にコロナ禍前に戻るのではなく、これまで制限されてきた学校教育活動のうち真に必要なものの回復やICTの活用などにより、新しい時代の学びを実現していくことが重要です。こうした社会の大きな変化を受け止めるとともに、今後の社会を展望し、新たな時代の要請を取り入れた教育施策を明らかにすることが求められています。
- 子どもたち一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて、これからの時代における教育施策を総合的かつ計画的に推進することができるよう、「三重の教育宣言²」に込められた思いを引き続き大切にするなど、これまでの計画を発展的に継承しながら、本県の教育の新しい指針として、「三重県教育ビジョン」を策定します。

¹ 国の第5期科学技術・イノベーション基本計画等において「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として提唱されました。

² 「三重県教育ビジョン」(平成 28(2016)年3月策定)において、県民一人ひとりが、それぞれの役割や立場に応じて、主体的に三重の教育に関わっていくという決意をあらわすものとして示されました。「三重の教育宣言」の全文は参考資料に掲載しています。

2 位置づけ

- 本ビジョンは、本県の総合計画である「強じんな美し国ビジョンみえ」³、「みえ元気プラン」⁴で示された理念をふまえ、教育分野の施策を推進していくための計画です。また、本ビジョンは、三重の教育のめざす姿とその実現に向けた取組内容および目標を示す中期計画です。
- 本県の教育施策の基本的な考え方などを示す「三重県教育施策大綱」は、就学前教育、学校教育から社会人の教育に至るまで人の生涯にわたる教育全体を対象としています。そのため、主として公立学校教育を対象とする本ビジョンは、「三重県教育施策大綱」をふまえて策定することとします。
- 本ビジョンは、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、本県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけます。

3 対象範囲

- 本ビジョンの対象範囲は、次のとおりとします。
 - ① 公立学校教育、学校スポーツ、社会教育に関すること
 - ② 上記①と密接な関係を有し、市町、家庭、地域などとの連携・協働のもとに、推進を働きかけることのできる分野(例:地域と学校の連携・協働の推進、家庭教育応援の推進)

4 計画期間

- 令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間とします。

³ 長期的な視点から、おおむね10年先の三重の姿を展望し、政策展開の方向性や県政運営の基本姿勢を示す長期ビジョンです。

⁴ 「強じんな美し国ビジョンみえ」を着実に推進するための取組内容をまとめた、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間の中期の戦略計画です。

5 全体構成

- 第1章の「総論」では、本県の教育がめざすべき方向性を「子どもたちに育みたい力」として示すとともに、その実現に向けて「教育施策の基本的な考え方」と「教育ビジョンを貫く視点」を明らかにします。「教育施策の基本的な考え方」は、「三重県教育施策大綱」で示され、本ビジョンに基づく取組を推進する考え方として重要な意義を持つものです。また、「教育ビジョンを貫く視点」は、「子どもたちに育みたい力」の育成に向けて、全ての施策を推進する上で大切にしたい横断的な視点です。
- 第2章の「基本施策・施策」では、「子どもたちに育みたい力」の育成を実現するため、6の基本施策と32の施策を体系化して示すとともに、それぞれの基本施策において「めざす姿」と「基本的な考え方」を、また、それぞれの施策において「めざす姿」や「現状と課題」、「主な取組内容」、「KPI(重要業績評価指標)」を示します。

□基本施策

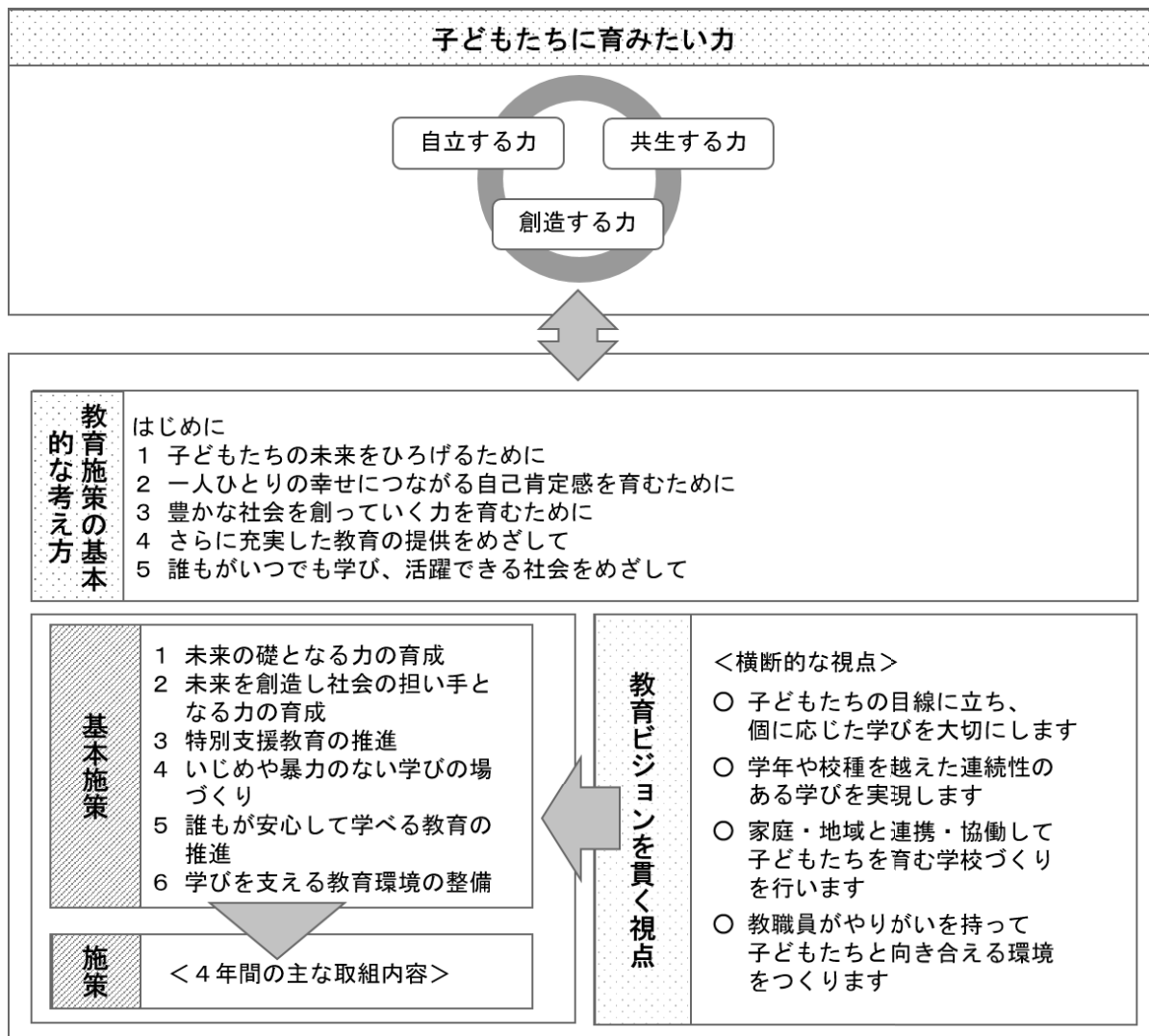
めざす姿	計画期間が終了する令和9(2027)年度末にこの基本施策が目標としている姿を記述します。
基本的な考え方	この基本施策の背景や意義、めざす方向性などを記述します。

□施 策

めざす姿	計画期間が終了する令和9(2027)年度末にこの施策が目標としている姿を記述します。
現状と課題	子どもたちの現状、子どもたちを取り巻く社会状況、教育行政の現状等に関する問題点・課題などを記述します。
主な取組内容	この施策で実施する主な取組の内容を記述します。
KPI(重要業績評価指標)	KPIはKey Performance Indicatorの略で、目標の達成度を評価する指標です。本ビジョンでは、各施策の「めざす姿」を実現するための過程を計測する中間指標として設定します。

- 第3章の「教育ビジョンの実現に向けて」では、進行管理や多様な担い手との連携・協働について記述します。

【ビジョン体系(イメージ図)】



第1章 総論

- ・子どもたちに育みたい力
- ・教育施策の基本的考え方
- ・教育ビジョンを貫く視点

第2章 基本施策・施策

- ・基本施策
- ・施策

第1章 総論

1 教育を取り巻く現状

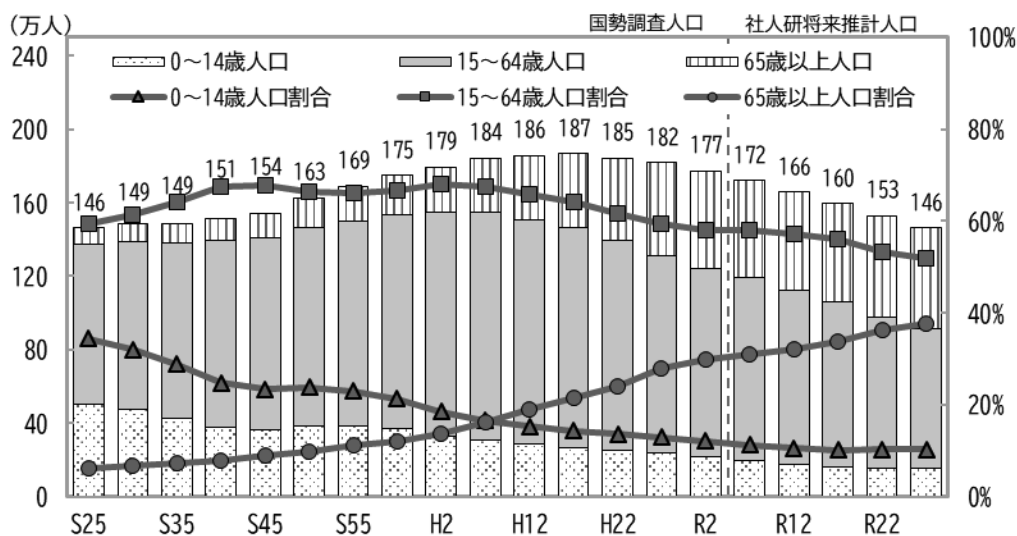
- 中長期的な視点から本県教育のめざすべき方向性を示すにあたり、教育を取り巻く社会潮流を概観します。

(1) 社会情勢の変化

① 人口減少、少子・高齢社会の進行

- 少子高齢化の進行により、令和2(2020)年に約 103 万人であった本県の生産年齢人口(15～64 歳)は、令和 22(2040)年には約 79 万人と、約4分の3にまで減少する見込みです。生産年齢人口の減少による地域への影響として、身近な施設やサービスが縮小するなど生活に不便が生じることが懸念されるとともに、地域コミュニティ活動を行う担い手が不足することで住民同士の交流が滞るリスクが高まることなどが想定されます。

▼年齢3区分別人口の推移（三重県）

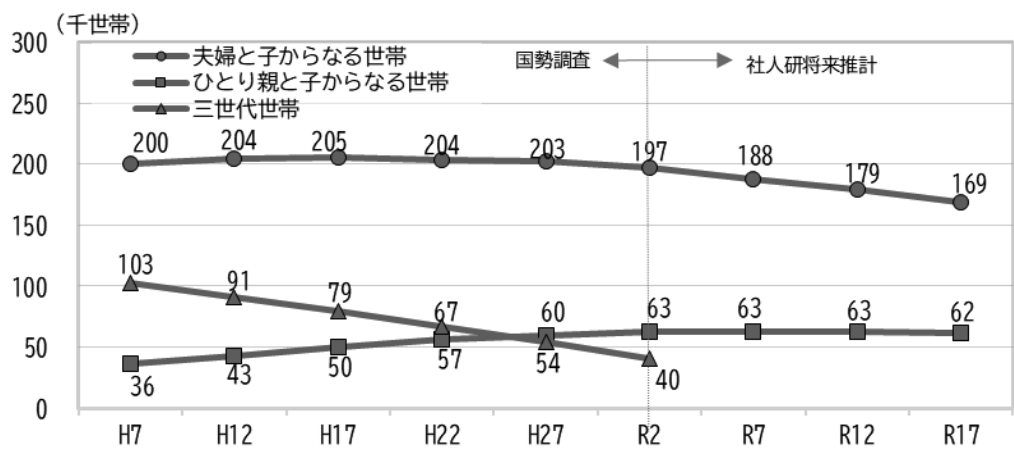


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

② 家庭環境の変化

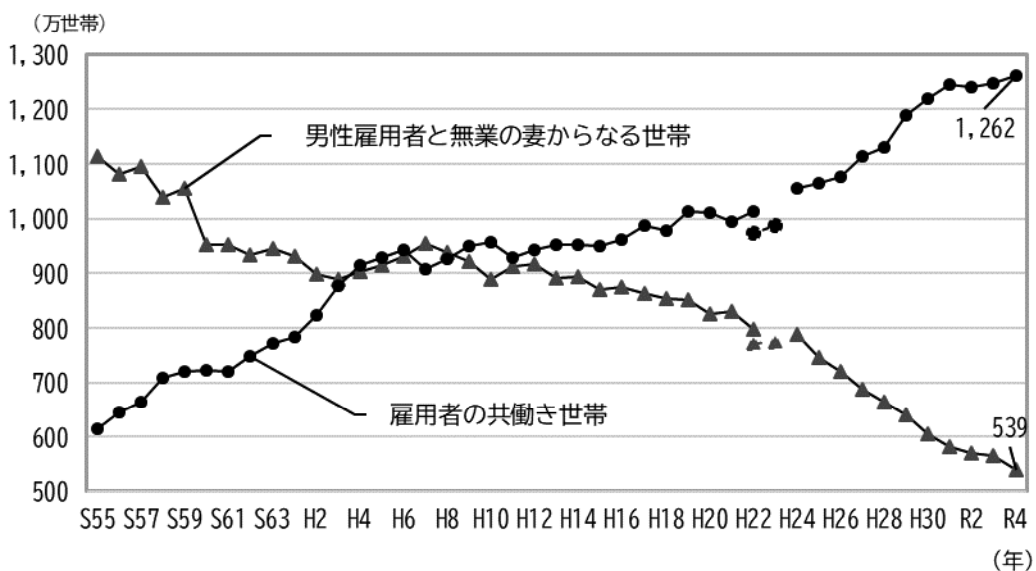
- 平成7(1995)年以降における本県の世帯数を家族類型別にみると、「夫婦と子からなる世帯」は横ばいで推移する一方で、「ひとり親と子からなる世帯」は増加し、「三世帯世帯」は減少しています。また、全国の共働き等世帯数の推移をみると、「雇用者の共働き世帯」は増加し、「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」は減少しています。家庭形態の多様化や、地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭が社会から孤立し、子育てに悩む保護者が増えることが懸念され、地域全体で家庭教育を支える重要性が高まっています。

▼家族類型別一般世帯数の推移（三重県）



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数将来推計（都道府県）」

▼共働き等世帯数の年次推移（全国）



※「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口および完全失業者）の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口および失業者）の世帯。

※「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

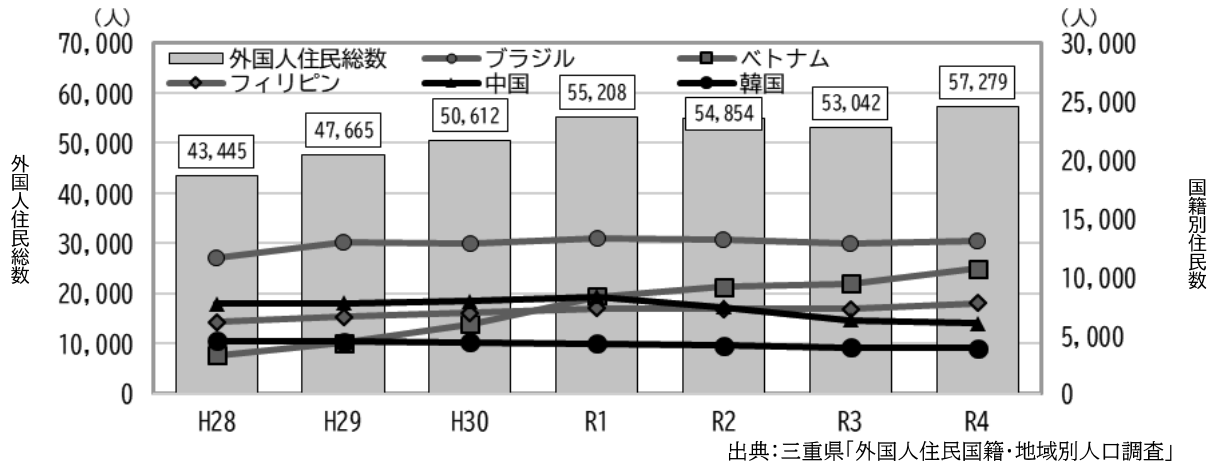
※平成22年および平成23年は、岩手県、宮城県および福島県を除く全国の結果。

出典：厚生労働省「令和5年版厚生労働白書」

③ グローバル化の進展

- 令和4(2022)年12月時点の本県の外国人住民数は57,279人で、過去最多となりました。県内総人口に占める外国人住民の割合は3.2%となり、総人口に占める外国人の割合が大きい都道府県で、本県は全国4位です。言葉の壁や文化の違いなどから外国人住民が孤立することなく、地域社会の一員として受け入れられるよう、多文化共生の取組を進める必要があります。

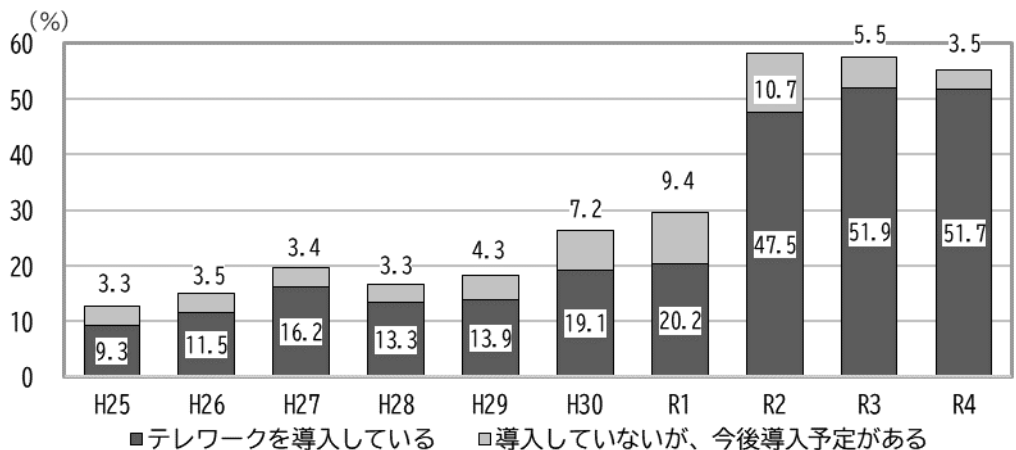
▼外国人住民数の推移（三重県）



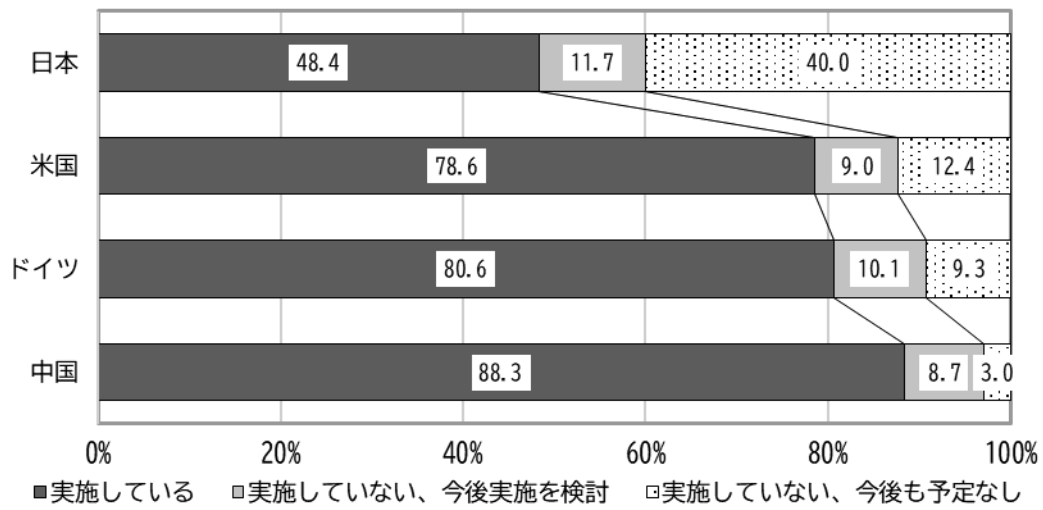
④ 超スマート社会の進展

- IoT、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータといった技術が発展・普及し、超スマート社会に向けた動きが加速しています。近年、民間企業では、テレワークの導入が急速に進むとともに、約6割の企業がデジタル化を実施または実施を検討しています。一方で、諸外国と比べると、デジタル化の実施が遅れており、デジタル化を進める上での課題・障壁として、「人材不足」と回答した割合が多くなっています。デジタル化を進める上での課題や障壁に対応し、社会全体でICTの利活用の推進を図ることが重要です。

▼企業のテレワーク導入率の推移（全国）

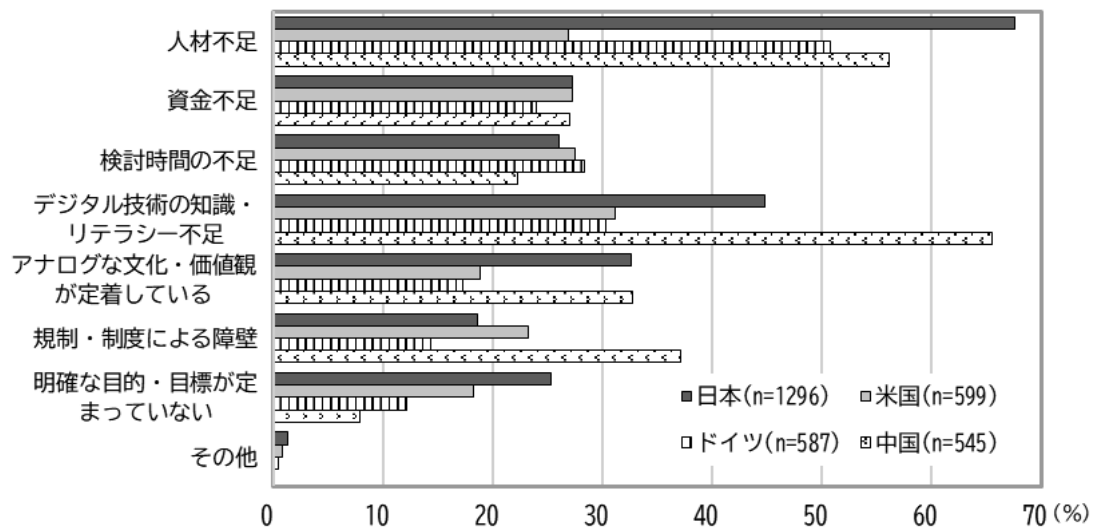


▼企業のデジタル化の実施状況（国別）



出典：総務省「令和5年版情報通信白書」

▼企業におけるデジタル化を進める上での課題や障壁（国別）

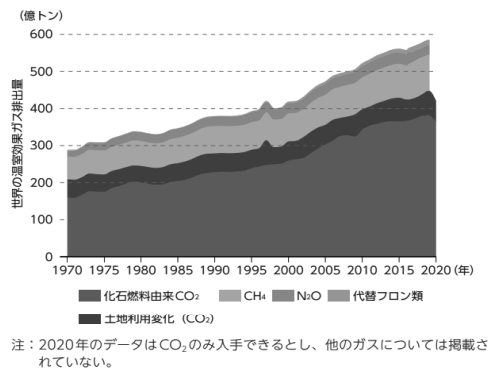


出典：総務省「令和4年版情報通信白書」

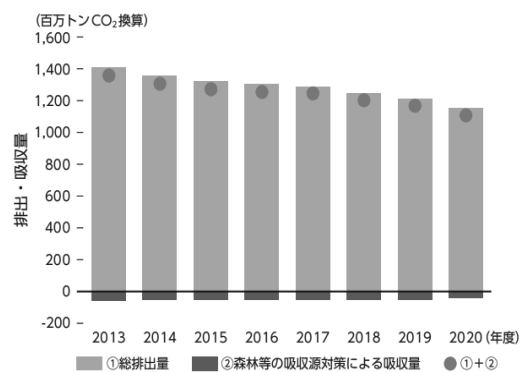
⑤ 脱炭素社会への移行

- 気候変動による自然災害の増加や農業・水産業への影響が懸念される中、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まっていることから、脱炭素社会の実現や環境に関わるさまざまな課題の解決に資するよう、持続可能な社会の創り手の育成が求められています。

▼世界の温室効果ガスの排出量の推移



▼温室効果ガス排出量の推移（国内）

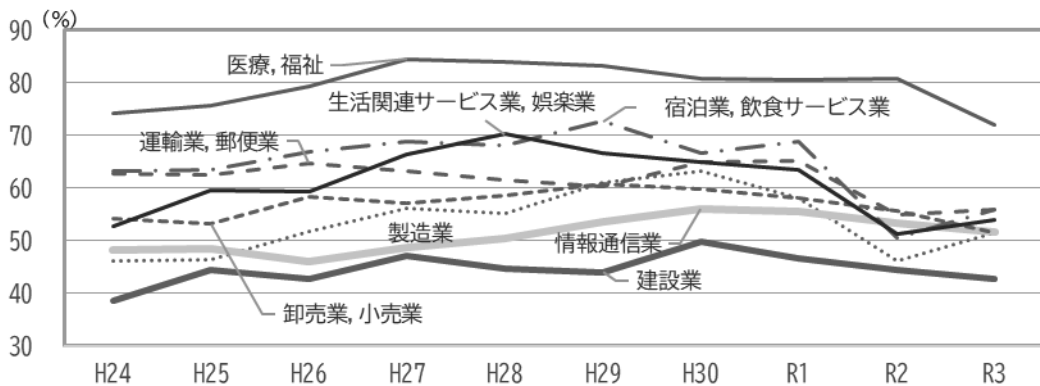


出典：環境省「令和4年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

⑥ 労働の状況

- 働き方のニーズの多様化や急速な技術革新・産業構造の変化によって、就業者と事業所の双方において中途採用のニーズが高まっています。中途採用実績がある企業の割合は、平成 24(2012)年以降、平成 30(2018)年までは緩やかな上昇傾向にありました。こうした雇用環境の変化を見据えた就労支援の充実が必要です。

▼中途採用実績のある企業割合の推移（全国）



出典：厚生労働省「令和4年版厚生労働白書」

⑦ 人材に求められる能力等に対する需要の変化

- 人工知能(AI)やロボットの発達により、産業構造の転換が加速していき、問題発見力や的確な予測、革新性などが働く人に将来一層求められる能力等となるとの予測があり、社会・雇用市場のあり方や必要とされるスキルについて、今後、変化していくことが見通されています。

▼「意識・行動面を含めた仕事に必要な能力等」に対する需要の推計（全国）

56 の能力等に対する需要

2015 年		2050 年	
注意深さ・ミスがないこと	1.14	問題発見力	1.52
責任感・まじめさ	1.13	的確な予測	1.25
信頼感・誠実さ	1.12	革新性※	1.19
基本機能（読み、書き、計算、等）	1.11	的確な決定	1.12
スピード	1.10	情報収集	1.11
柔軟性	1.10	客観視	1.11
社会常識・マナー	1.10	コンピュータスキル	1.09
粘り強さ	1.09	言語スキル：口頭	1.08
基盤スキル※	1.09	科学・技術	1.07
意欲積極性	1.09	柔軟性	1.07
：	：	：	：

※基盤スキル：広くさまざまなことを、正確に、早くできるスキル

※革新性：新たなモノ、サービス、方法等を作り出す能力

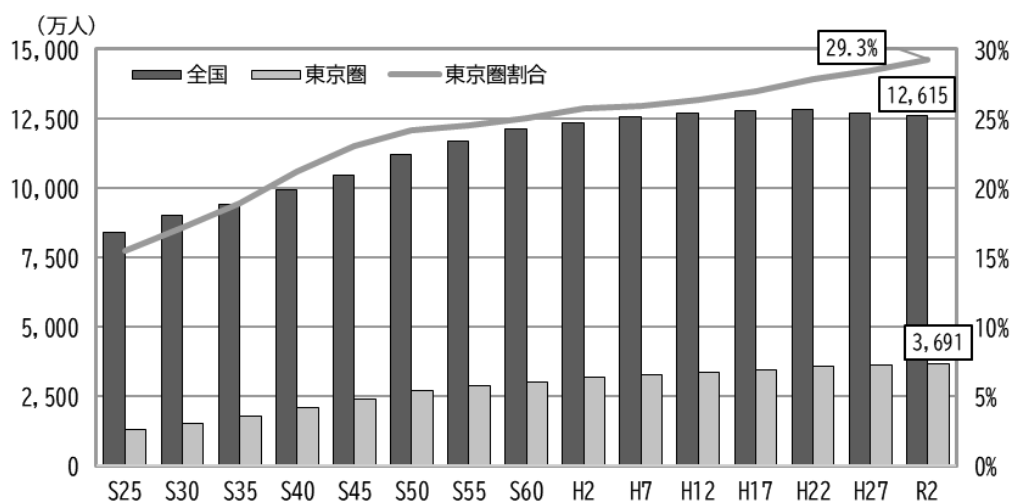
※各職種で求められるスキル・能力の需要度をあらわす係数は、56 項目の平均が 1.0、標準偏差が 0.1 になるよう調整。

出典：経済産業省「未来人材ビジョン」（令和 4 年 5 月）

⑧ 東京圏への人口集中

- 全国的な出生数の減少に加え、地方圏から東京圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）へ人の流れが続いており、全国の人口に占める東京圏の割合は増加傾向にあります。人口減少下における地域社会のあり方について検討を行い、取組を実施することで選ばれる三重につなげていくことが求められています。

▼全国の人口に占める東京圏の割合



出典：「デジタル田園都市国家構想総合戦略＜参考資料＞」

(2) 子どもたち・学校を取り巻く現状

① 確かな学力の育成

- 令和5(2023)年度における本県の「全国学力・学習状況調査」の「教科に関する調査」の平均正答率は、1教科(中学校数学)で全国の前年正答率を上回りました。また、国際調査における日本の平均得点は、数学的リテラシー・科学的リテラシーでは世界トップレベル、読解力では OECD 平均より高得点のグループに位置しています。

▼全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国平均との差の推移(三重県)

教科	小学校					中学校				
	H30	R1	R3	R4	R5	H30	R1	R3	R4	R5
国語A	▲0.6	0.4	▲0.6	▲1.1	▲0.3	▲0.8	▲1.1	▲1.6	▲0.8	▲1.1
国語B	▲1.1					▲1.5				
算数A・数学A	▲0.7	0.1	▲0.9	▲1.0	▲0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
算数B・数学B	▲1.4					▲1.2				
理科	▲1.5			▲0.7		▲0.1			▲1.2	
英語							0.0			▲0.6

※令和元年度から国語A・国語Bが国語に、算数A・算数Bが算数に、数学A・数学Bが数学に変更となっています。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による学校教育への影響を考慮し、実施されませんでした。

出典:文部科学省「全国学力・学習状況調査」

▼OECD 生徒の学習到達度調査 2018 年調査(PISA2018)の結果(国別)

	読解力	平均得点	数学的リテラシー	平均得点	科学的リテラシー	平均得点
1	エストニア	523	日本	527	エストニア	530
2	カナダ	520	韓国	526	日本	529
3	フィンランド	520	エストニア	523	フィンランド	522
4	アイルランド	518	オランダ	519	韓国	519
5	韓国	514	ポーランド	516	カナダ	518
6	ポーランド	512	スイス	515	ポーランド	511
7	スウェーデン	506	カナダ	512	ニュージーランド	508
8	ニュージーランド	506	デンマーク	509	スロベニア	507
9	アメリカ	505	スロベニア	509	イギリス	505
10	イギリス	504	ベルギー	508	オランダ	503
11	日本	504	フィンランド	507	ドイツ	503
12	オーストラリア	503	スウェーデン	502	オーストラリア	503
13	デンマーク	501	イギリス	502	アメリカ	502
14	ノルウェー	499	ノルウェー	501	スウェーデン	499
15	ドイツ	498	ドイツ	500	ベルギー	499
	OECD平均	487	OECD平均	489	OECD平均	489

※OECD加盟国(37か国)における比較。

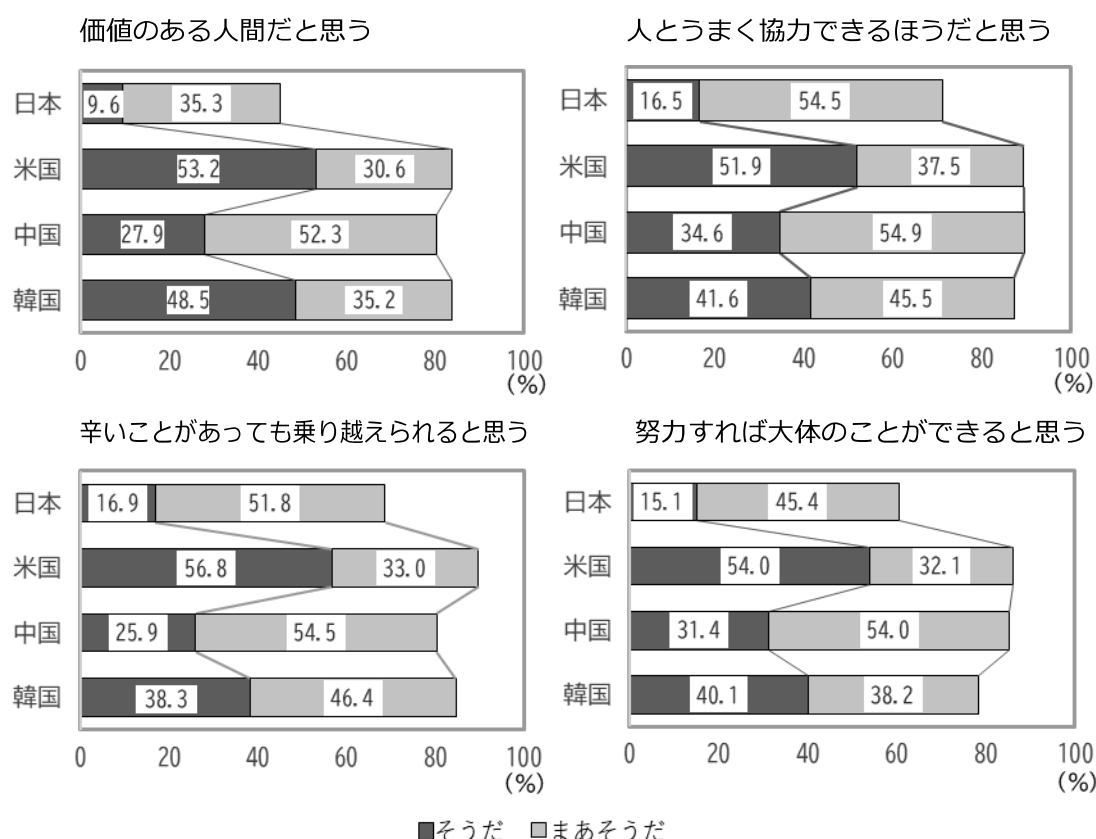
※同得点でも順位が異なるのは、小数点以下の数値の差異による。

出典:文部科学省・国立教育政策研究所「OECD 生徒の学習到達度調査 2018 年調査(PISA2018)のポイント」

② 豊かな心の育成

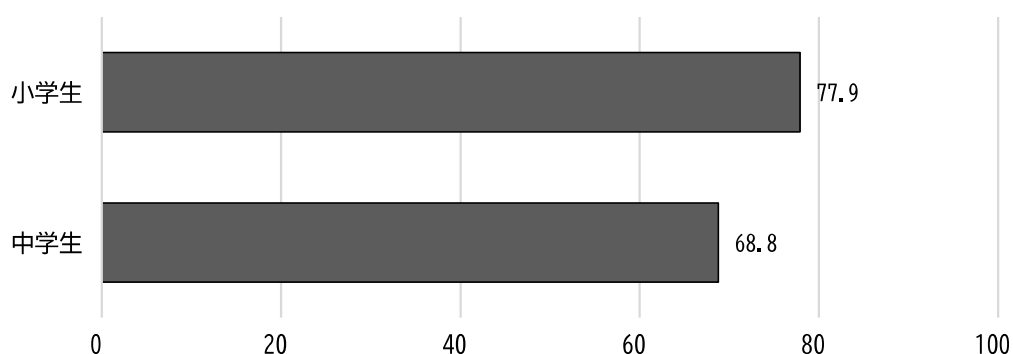
- 日本の高校生は、諸外国の高校生に比べ、自己肯定感や挑戦心のいずれの項目においても、「そうだ」「まあそうだ」と回答した割合が低い状況にあります。また、本県における「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合」は、平成29(2017)年度と比べると小学生は10.1ポイント増加、中学生は11.8ポイント増加しました。

▼高校生の心と体の健康に関する意識調査（国別）



出典：国立青少年教育振興機構「高校生の心と体の健康に関する意識調査」（平成30年3月）

▼地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合（三重県）

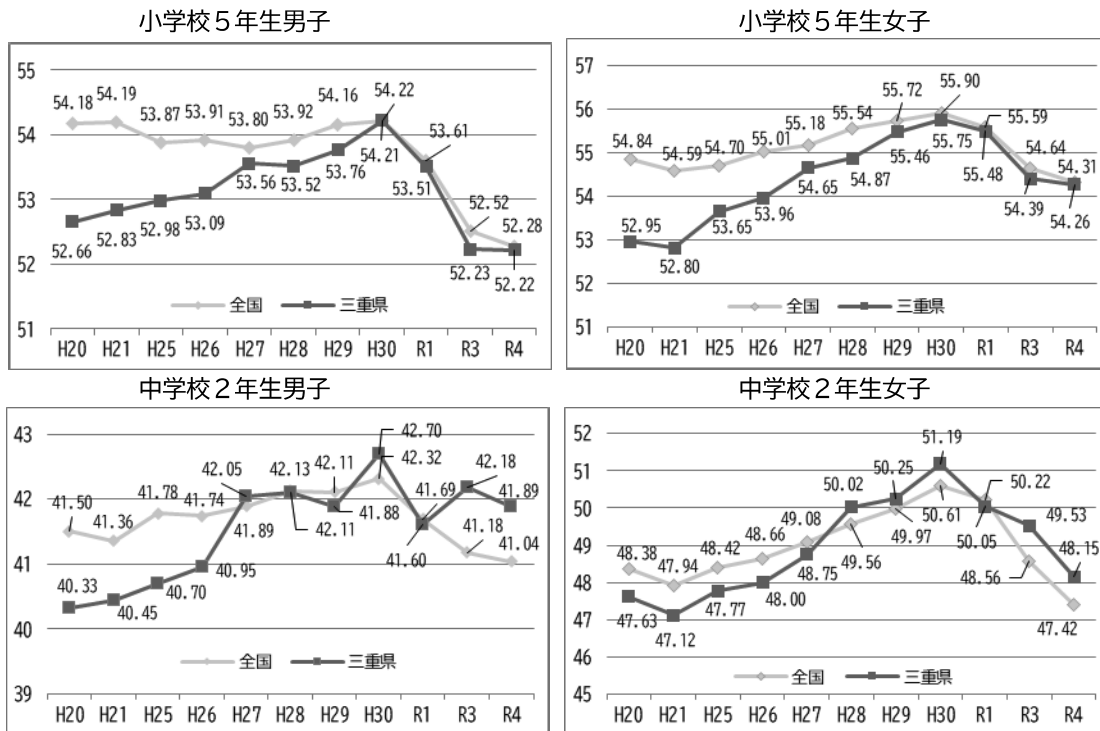


出典：文部科学省「令和5年度全国学力・学習状況調査」

③ 健やかな身体の育成

- 令和4(2022)年度における本県の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点と全国平均値との比較では、小学校男子・女子はやや下回りましたが、中学校男子・女子では、ともに全国平均値を上回りました。

▼体力・運動能力調査の体力合計点の推移（三重県）

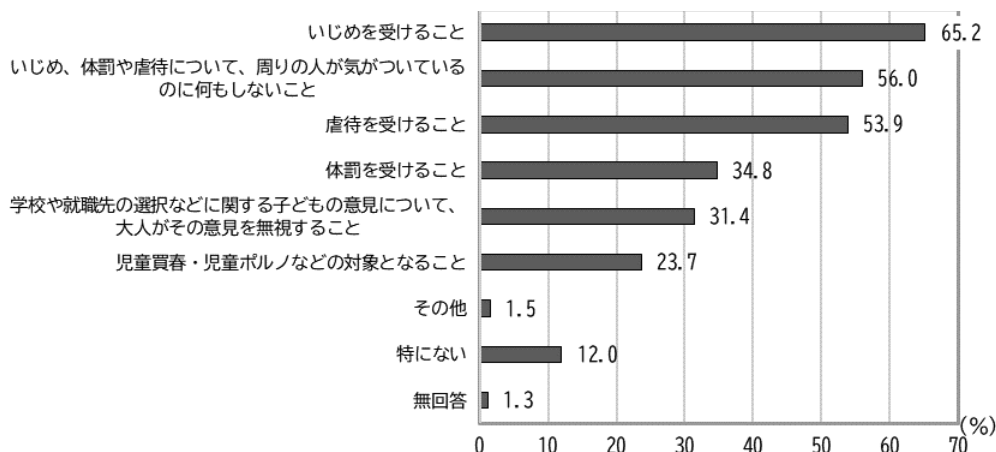


出典：文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

④ 子どもたちの人権

- 18 歳以上を対象とした世論調査によると、回答者の 65.2%が「いじめを受けること」を子どもの人権問題としてとらえています。子どもたちの人権が尊重されるよう、安心して学べる学校づくりを進める必要があります。

▼子どもに関する人権問題についての意識（全国）



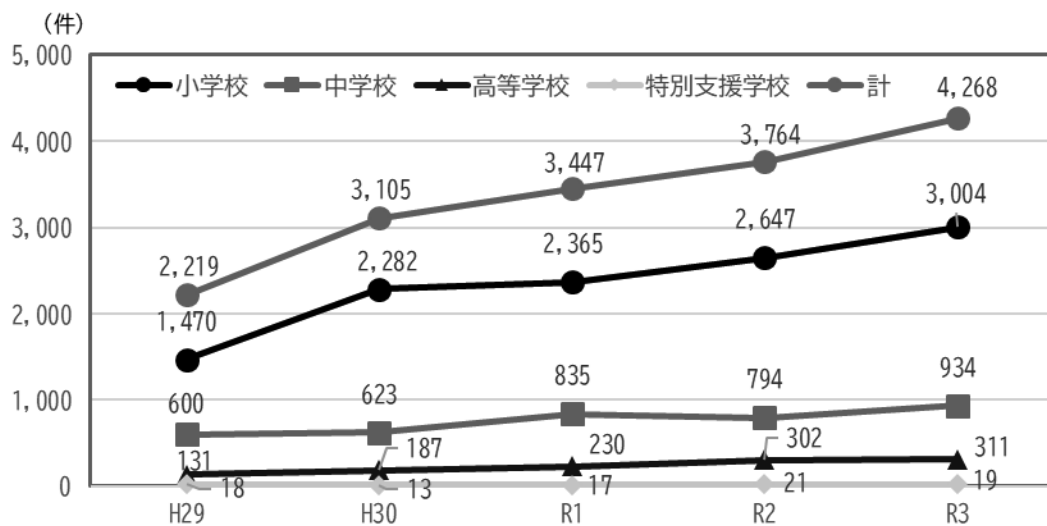
※「あなたが、子どもに関し、体験したことや、身の回りで聞きしたこと、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。」という質問への回答の状況。

出典：内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月)

⑤ いじめ等への対応

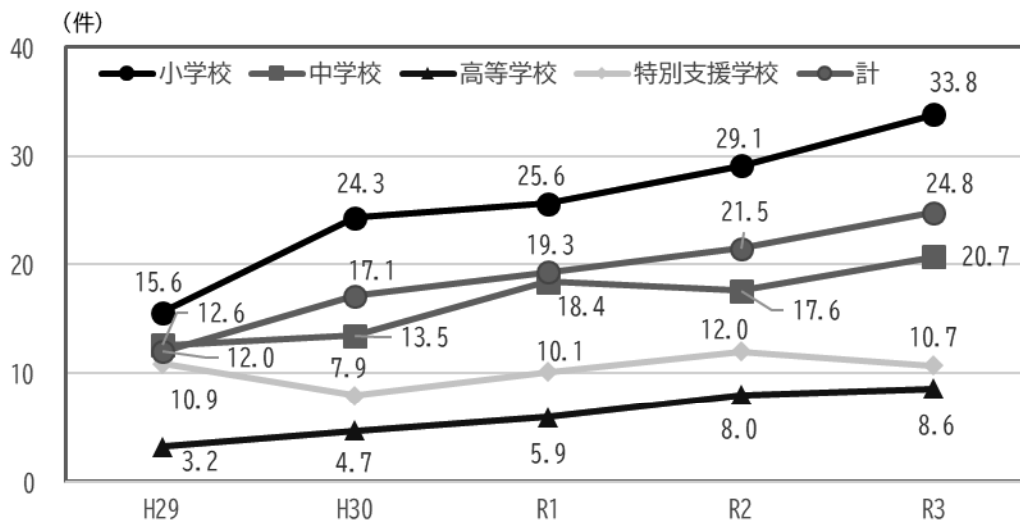
- いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が年々増加しています。また、暴力行為も依然として発生しています。子どもたちのSOSを周囲の大人が受け止め、きめ細かく対応していく必要があります。

▼いじめの認知件数の推移（三重県）



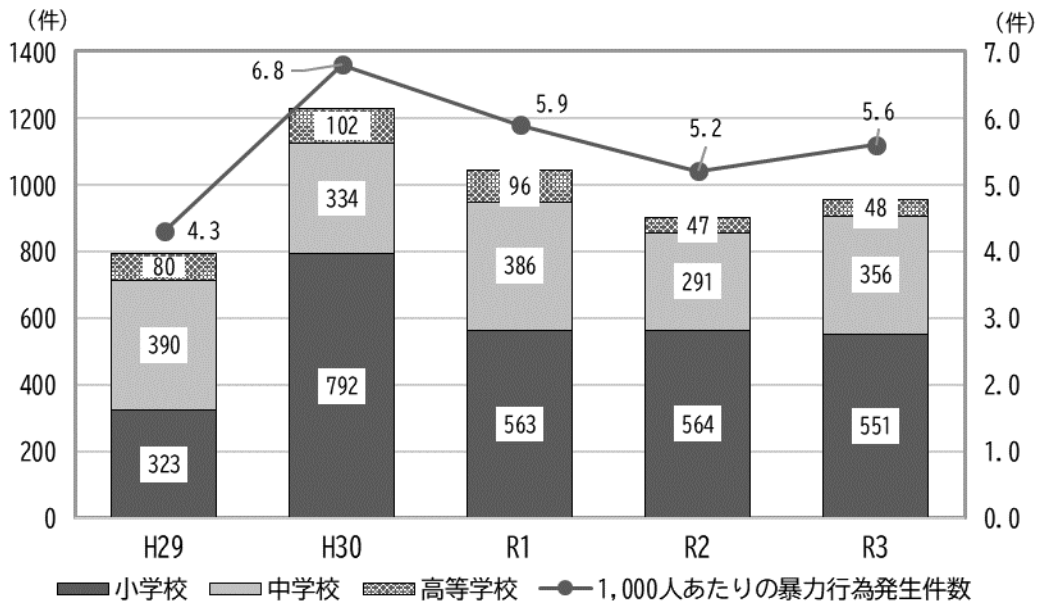
出典：三重県教育委員会調べ

▼児童生徒 1,000 人あたりのいじめの認知件数の推移（三重県）



出典：三重県教育委員会調べ

▼暴力行為発生件数の推移（三重県）

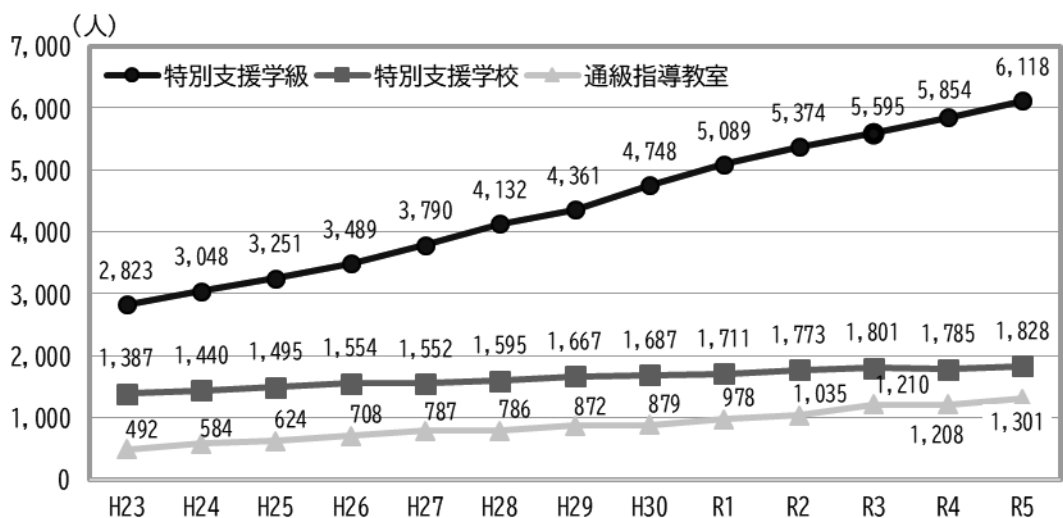


出典：三重県教育委員会調べ

⑥ 多様な教育的ニーズを有する子どもたちへの対応

- 特別な支援が必要な児童生徒や不登校の状況にある児童生徒、外国につながる児童生徒などさまざまな支援を必要とする子どもたちの数が増加しています。また、貧困、児童虐待、ヤングケアラーなど、子どもたちの抱える困難は多様化・複雑化しています。こうした中、一人ひとりの能力・可能性を最大限に引き出す教育を実現する必要があります。

▼特別支援学校の児童生徒数・特別支援学級の児童生徒数・通級による指導を受けている児童生徒数の推移（三重県）



出典：三重県教育委員会調べ

▼知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた通常の学級に在籍する児童生徒数の割合（全国）

<小学校・中学校>

	推定値（95%信頼区間）
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%（8.4%～9.3%）
学習面で著しい困難を示す	6.5%（6.1%～6.9%）
行動面で著しい困難を示す	4.7%（4.4%～5.0%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%（2.1%～2.6%）

<高等学校>

	推定値（95%信頼区間）
学習面又は行動面で著しい困難を示す	2.2%（1.7%～2.8%）
学習面で著しい困難を示す	1.3%（0.9%～1.7%）
行動面で著しい困難を示す	1.4%（1.0%～1.9%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.5%（0.3%～0.7%）

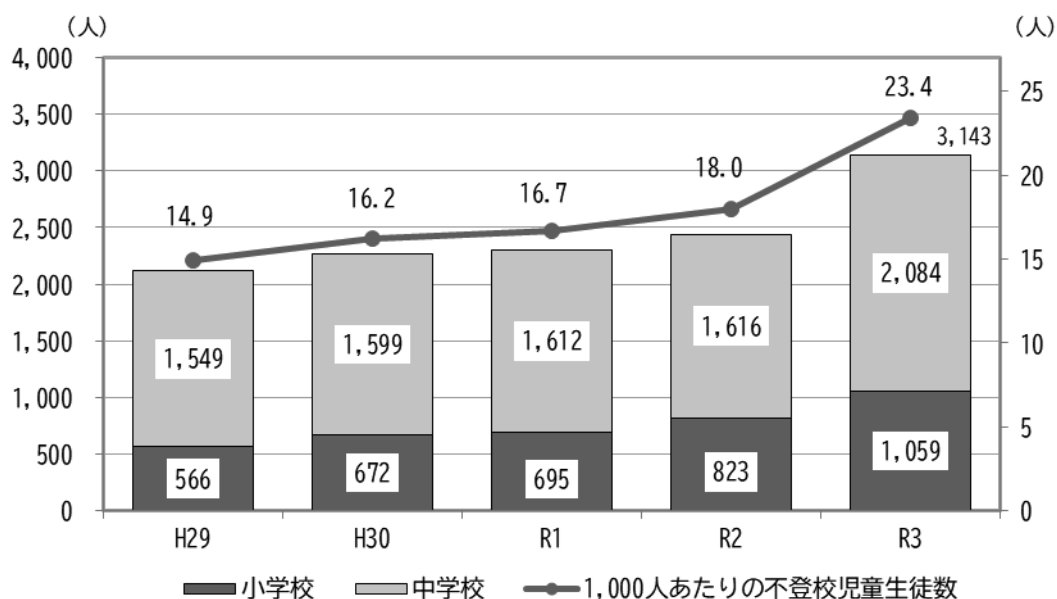
※学級担任等による回答に基づくもので、発達障がい専門家チームによる判断や、医師による診断によるものではありません。

※標本児童生徒数 88,516 人のうち、74,919 人について回答が得られ、回収率は 84.6%。

※「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」、「計算する」、「推論する」の1つあるいは複数で著しい困難を示す場合で、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」「多動性－衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について1つか複数で問題を著しく示す場合です。

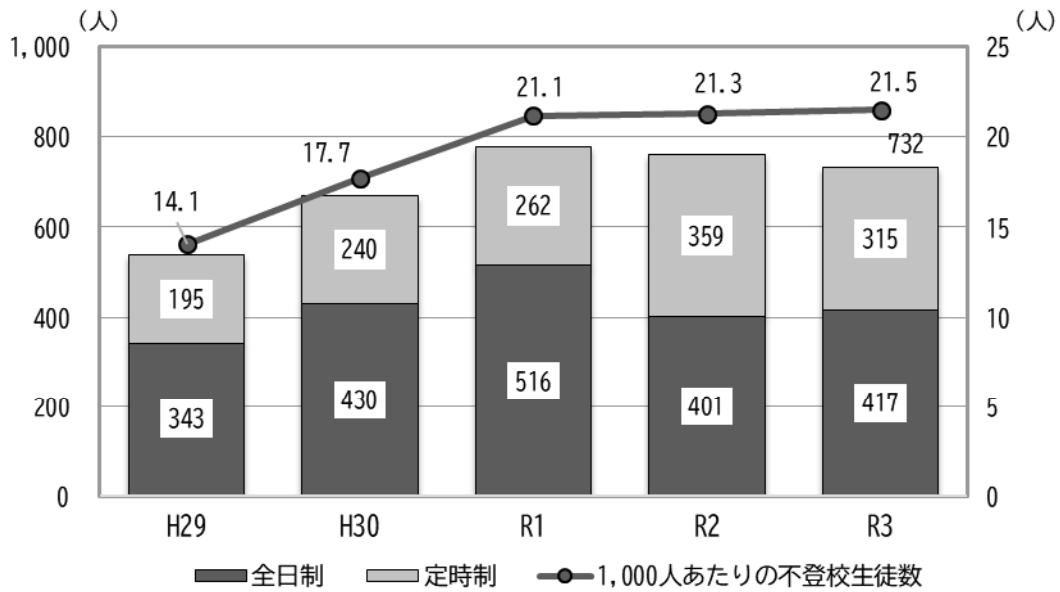
出典：文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（令和4年12月）

▼不登校児童生徒数（小学校・中学校）の推移（三重県）



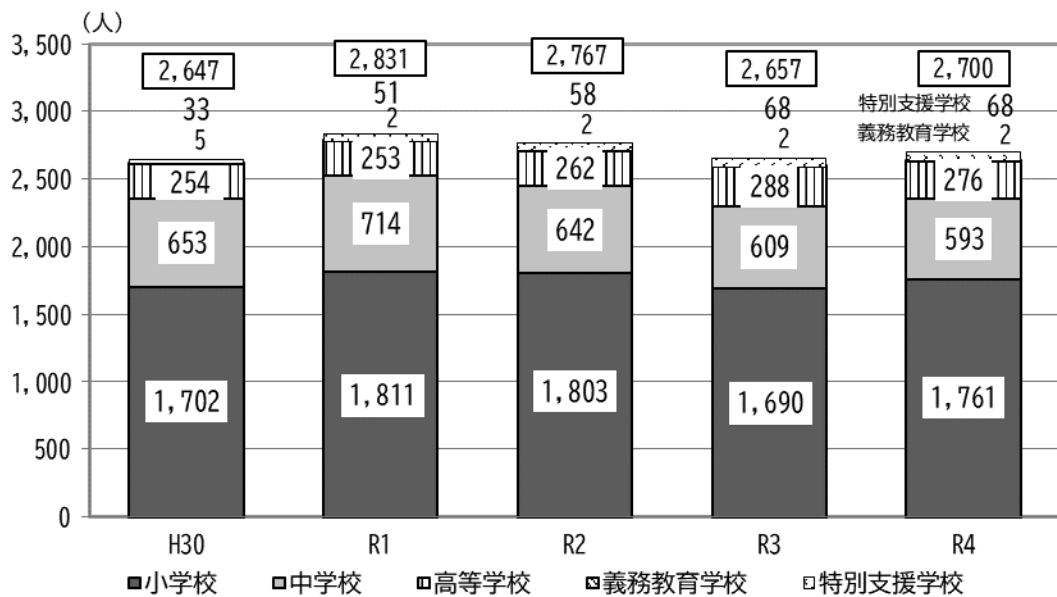
出典：三重県教育委員会調べ

▼不登校児童生徒数（高等学校）の推移（三重県）



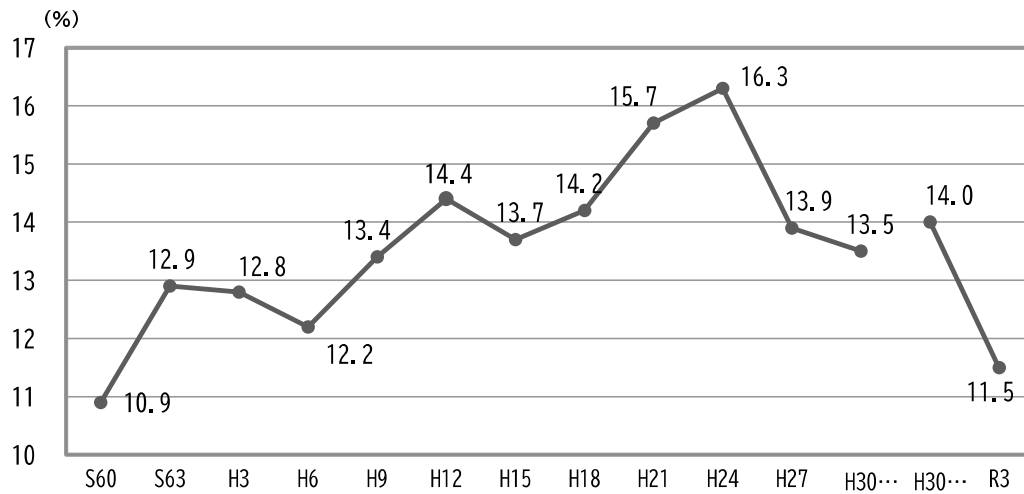
出典:三重県教育委員会調べ

▼日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移（三重県）



出典:三重県教育委員会調べ

▼子どもの貧困率の年次推移（全国）

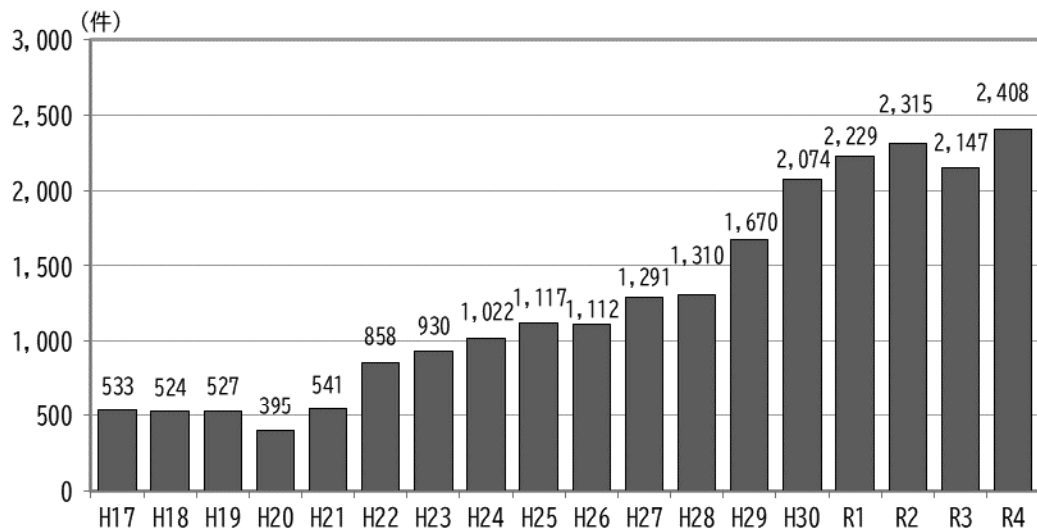


※平成 30 年の（新）は、平成 27 年に改定された O E C D の所得定義の新たな基準に基づくものです。

※令和 3 年からは、新基準の数値です。

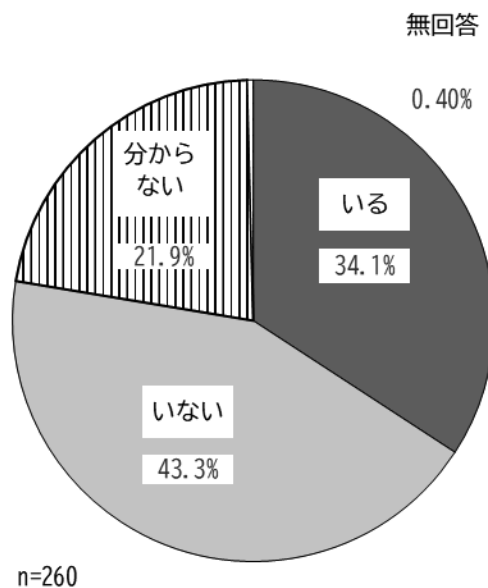
出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

▼児童虐待相談対応件数の年次推移（三重県）



出典：三重県子ども・福祉部調べ

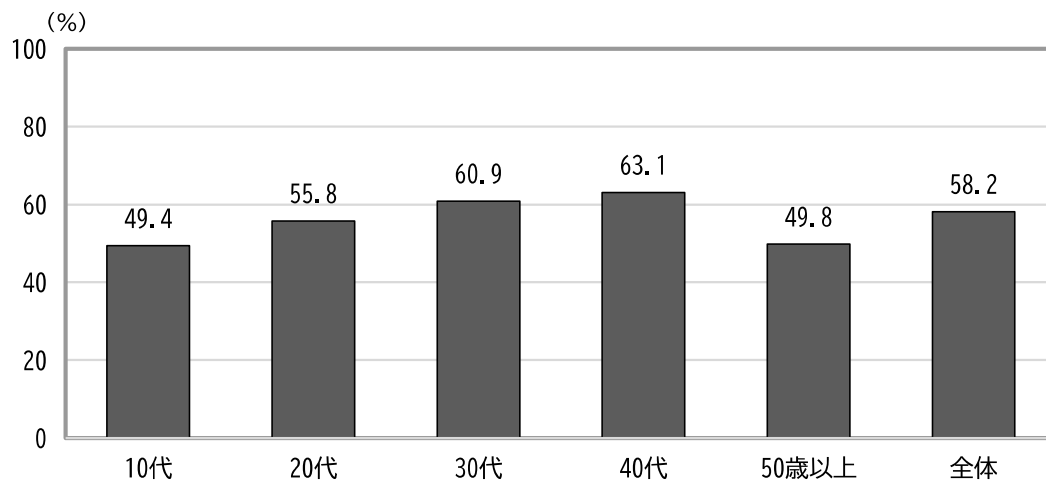
▼「ヤングケアラー」の定義に該当すると思われる子どもの有無（全国）



※小学校に対する「ヤングケアラーの定義をみて、現在、貴校にヤングケアラーと思われる（可能性も含めて）子どもはいますか」という質問への回答の状況。

出典：株式会社日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（令和4年3月）

▼性的マイノリティの当事者がいじめを受けた経験（全国）



※小・中・高等学校の学校生活におけるいじめ被害の経験に関する質問への回答の状況。

※LGBTをはじめとするセクシュアルマイノリティ当事者を対象とした意識調査（平成28年）に基づく。

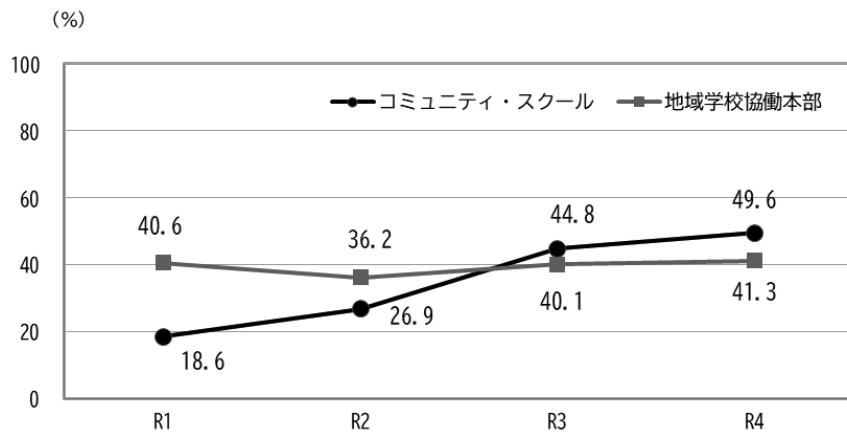
※有効回答数 15,141 件のうち、国内在住者 15,064 件の分析結果を使用。

出典：独立行政法人教職員支援機構「学校で配慮と支援が必要なLGBTsの子どもたち」より作成

⑦ 地域との連携・協働

- コミュニティ・スクール⁵や地域学校協働活動⁶など学校・家庭・地域の連携・協働が進む中、地域全体で子どもたちを育む学校づくりを一層推進する必要があります。

▼コミュニティ・スクールの導入率と地域学校協働本部の整備率の推移（三重県）

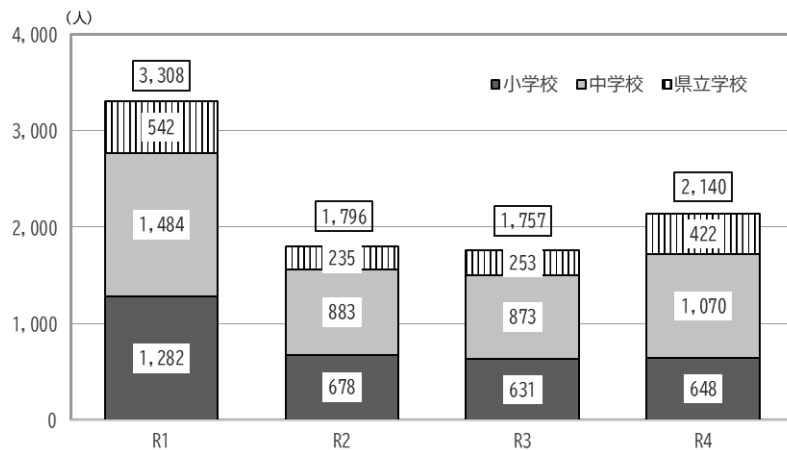


出典：文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」

⑧ 教職員の状況

- 教職員の長時間労働や教員採用選考試験申込者数の減少などが課題となる中、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、やりがいを持つことができる環境を確保する必要があります。

▼時間外労働が月 45 時間を超える教職員数の月平均人数の推移（三重県）

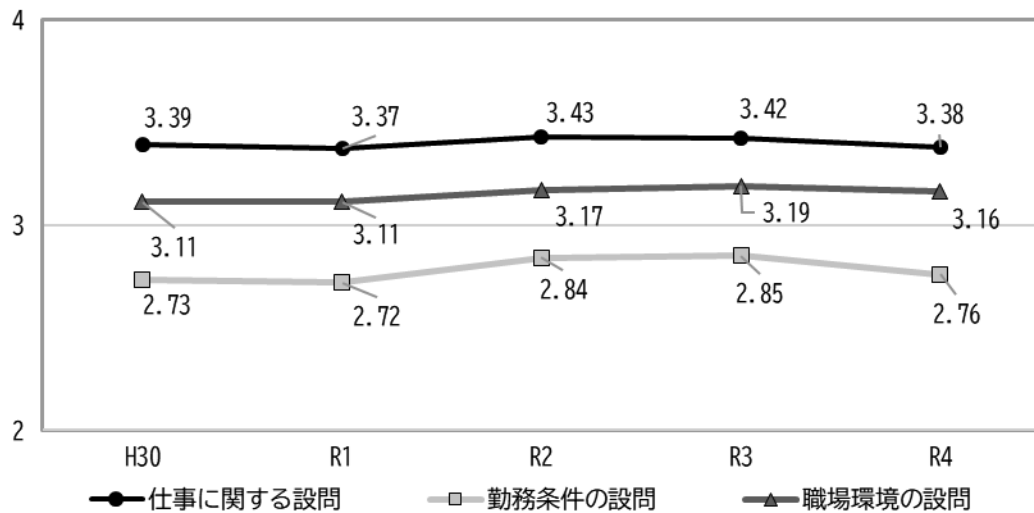


出典：三重県教育委員会調べ

⁵ 法律(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の5)に基づき、学校と保護者や地域住民等が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

⁶ 幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動。

▼教職員の仕事・勤務条件・職場環境に関する満足度の推移（三重県）

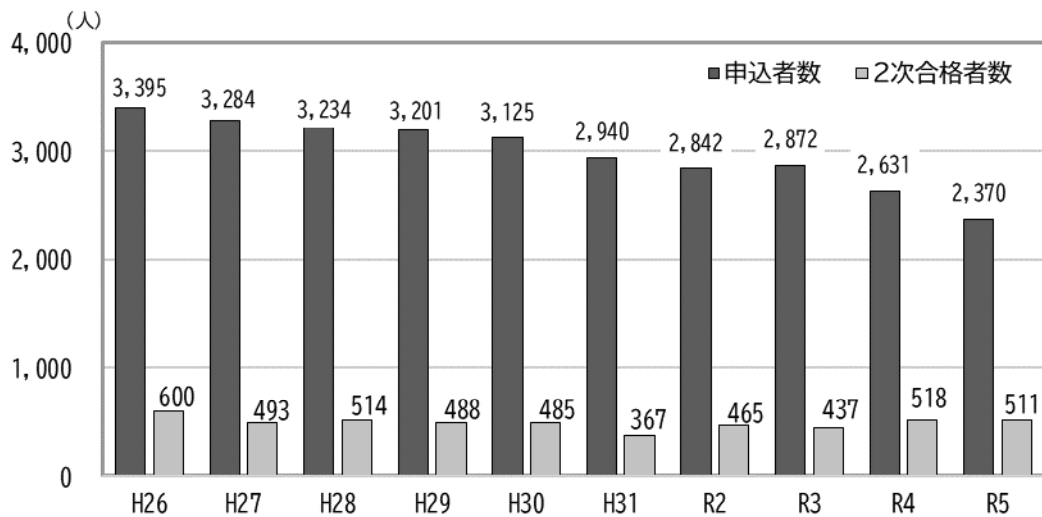


※数値は、設問別に「そう思う」、「やや思う」、「あまりそう思わない」、「そう思わない」の4段階の回答を5点満点として扱ったものについて、分野別に平均点を算出したものを使用。

※各設問は、「仕事」に関する設問が8問、「勤務条件」に関する設問が6問、「職場環境」に関する設問が6問の3分野、計20問から構成。

出典：三重県教育委員会調べ

▼公立学校教員採用選考試験の申込者数と合格者数の推移（三重県）

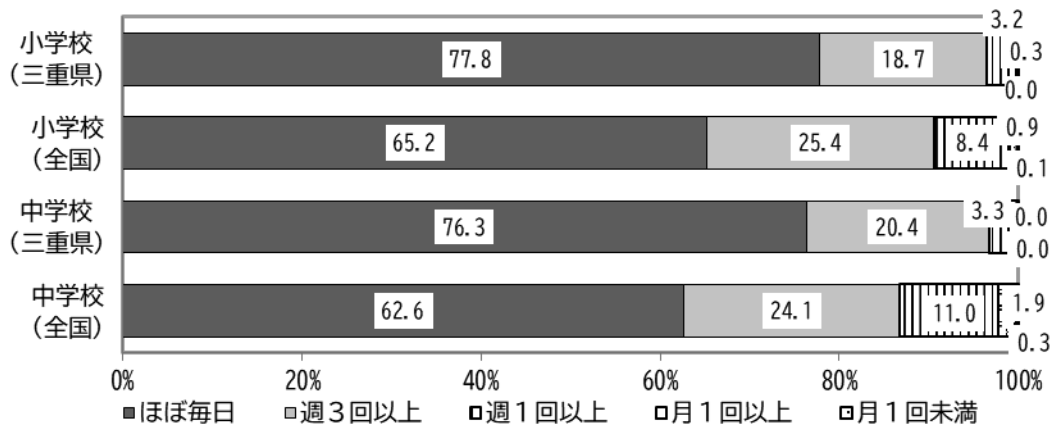


出典：三重県教育委員会調べ

⑨ 学校におけるICT活用状況

- GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備が進展し、さまざまな学習場面でICTが活用されています。これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、課題を解決し、教育の質の向上につなげていく必要があります。

▼ I C Tを活用した授業頻度の割合（三重県）

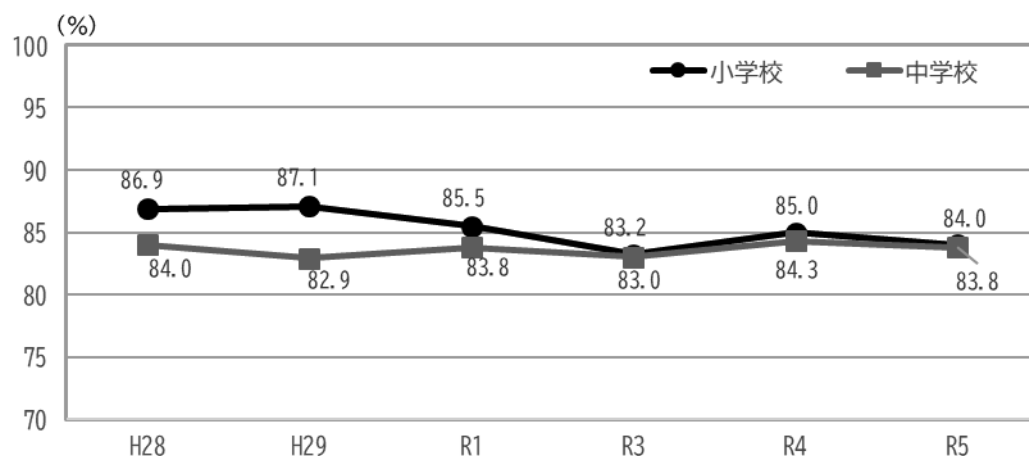


出典:文部科学省「令和5年度全国学力・学習状況調査」

⑩ 新型コロナウイルス感染症の影響下における変化

- 学校生活において、新型コロナウイルス感染症の感染対策が行われる中、子どもたちは、コロナ禍前と異なる環境で過ごすことになりました。新型コロナウイルス感染症の影響下における変化等をふまえて、子どもたちの心身の健やかな育成を図る必要があります。

▼学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合の推移（三重県）

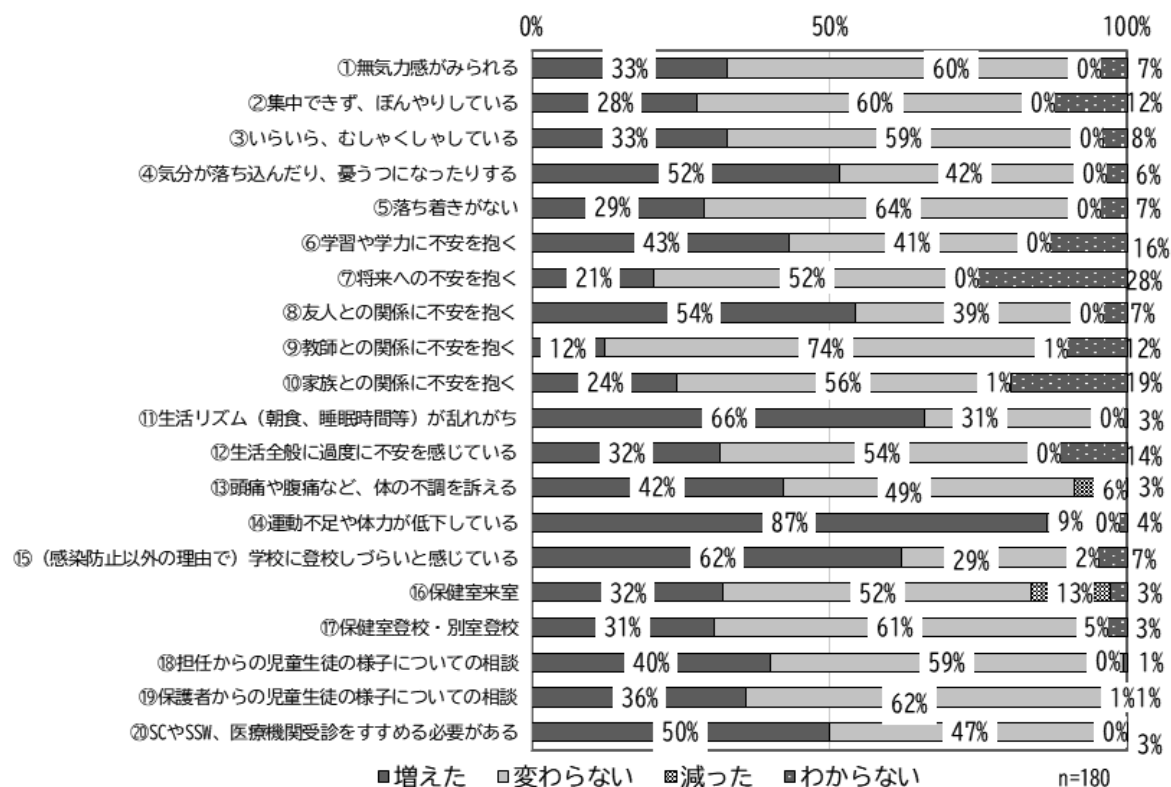


※「学校に行くのは楽しいと思いますか」という質問に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による学校教育への影響を考慮し、調査が実施されませんでした。

出典:文部科学省「全国学力・学習状況調査」

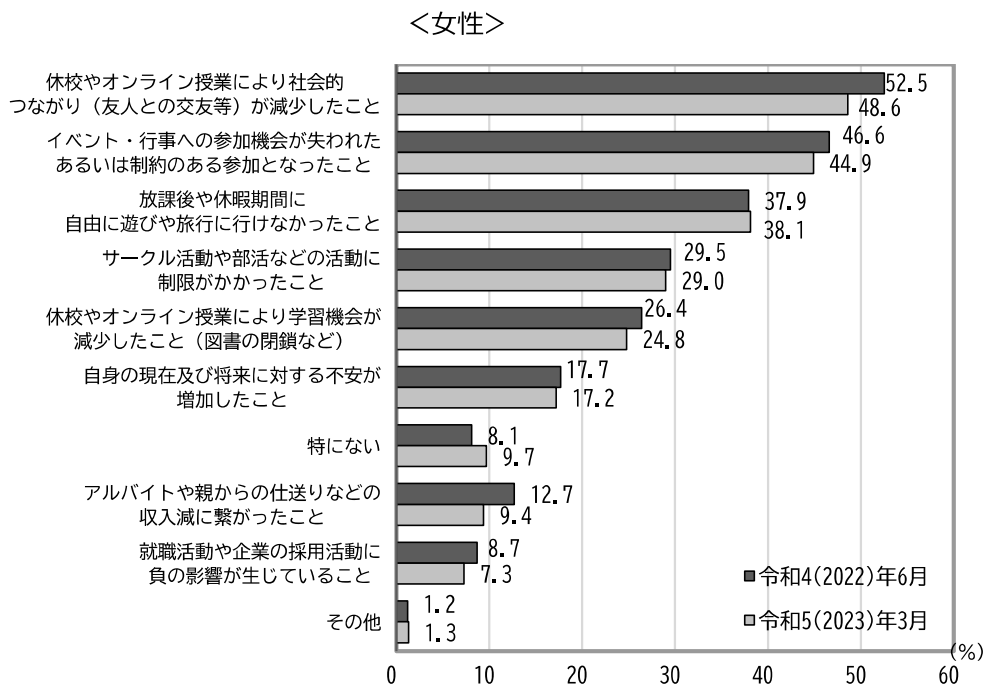
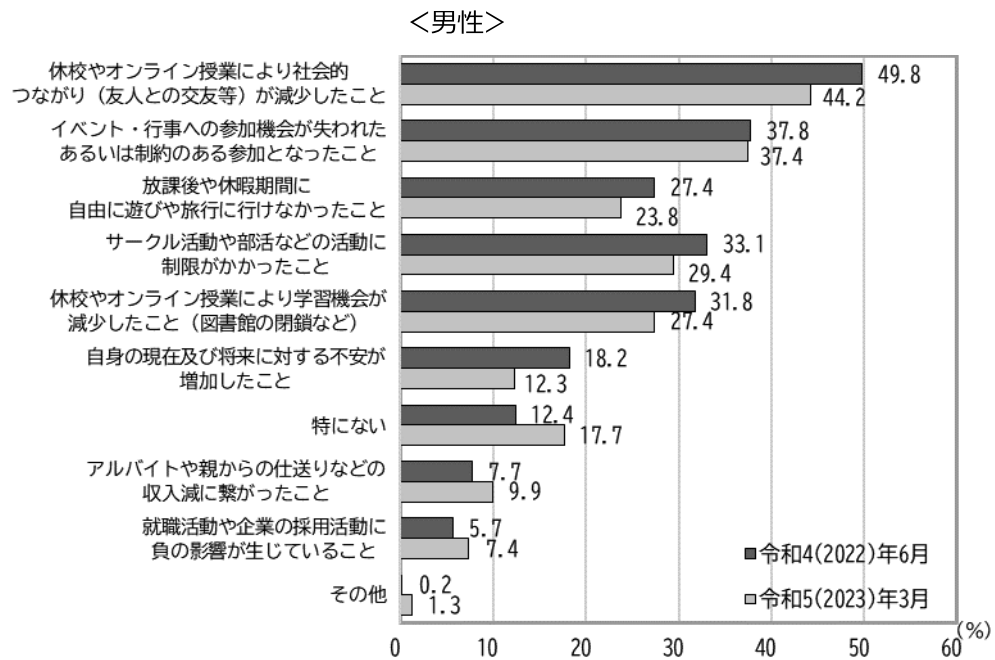
▼新型コロナウイルス感染症の影響と思われる児童生徒の変化・様子（三重県）



※数値は、コロナ禍前と比較した児童生徒の変化（「増えた」等）について、変化があると感じている養護教諭の割合であり、変化がある児童生徒の割合ではありません。

出典：三重県教育委員会調べ（令和4年度）

▼コロナ禍での不利益・不満（学生）（全国）



出典：三重県教育委員会調べ（令和4年度）

⑪ 地域における学びの状況

- 本県では、地域の児童生徒数に応じた学びが進められています。子どもたちにこれからの時代に求められる学びを提供できるよう、地域と連携・協働しながら魅力ある学校づくりを進める必要があります。

▼公立小中学校における地域別学級数一覧（三重県）

	地域名	R 1			R 5			増減		
		単式	複式	計	単式	複式	計	単式	複式	計
小学校	北勢	1,495	6	1,501	1,488	9	1,497	▲ 7	3	▲ 4
	津	476	10	486	448	19	467	▲28	9	▲19
	松阪	428	10	438	401	15	416	▲27	5	▲22
	南志	408	12	420	375	19	394	▲33	7	▲26
	伊賀	299	3	302	287	-	287	▲12	▲ 3	▲15
	紀北	54	17	71	45	18	63	▲ 9	1	▲ 8
	紀南	66	19	85	60	22	82	▲ 6	3	▲ 3
	総合計	3,226	77	3,303	3,104	102	3,206	▲122	25	▲97
中学校	北勢	632	-	632	612	-	612	▲20	-	▲20
	津	187	1	188	182	-	182	▲ 5	▲ 1	▲6
	松阪	149	-	149	150	-	150	1	-	1
	南志	177	1	178	164	1	165	▲13	0	▲13
	伊賀	123	-	123	118	-	118	▲ 5	-	▲ 5
	紀北	28	1	29	25	-	25	▲ 3	▲ 1	▲ 4
	紀南	32	5	37	32	2	34	0	▲ 3	▲ 3
	総合計	1,328	8	1,336	1,283	3	1,286	▲45	▲5	▲50

出典：三重県教育委員会調べ

▼県立高等学校（全日制）学級数一覧（令和5年度第1学年）（三重県）

地域名	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	学校数
桑員			桑名工（工）	桑名北（普）		桑名西（普） いなべ総合（総）	桑名 （普理看）	5
四日市			菰野（普） 朝明（普福） 四郷（普）	四中工（工） 四日市農芸 （農家）	四日市商（商） 四日市西（普）	四日市工（工） 川越（普英）	四日市（普） 四日市南（普）	11
鈴鹿・ 亀山		石薬師（普）	飯野（他英） 稲生（普体）	亀山 （普情家）	白子（普家）	神戸（普理）		6
津	白山（普商）			久居（普）	津工（工） 津商（商） 久居農林（農 家）	津東（普）	津（普） 津西（普国）	8
松阪	飯南（総） 昴学園（総）		松阪商（商）	相可（普農家） 松阪工（工）			松阪（普理）	6
伊勢 志摩	南伊勢（普） 鳥羽（総） 志摩（普） 水産（水）		伊勢工（工） 明野（農家福）	宇治山田（普） 宇治山田商（商）		伊勢（普）		9
伊賀	あけぼの学園（総）			名張（総）	上野（普理） 名張青峰（普）	伊賀白鳳 （工商農福）		5
東紀州	紀南（普）		木本（普総）	尾鷲（普商工）				3
学校数	9	1	10	11	8	8	6	53

※伊賀白鳳、尾鷲の2校は、35、30人学級を実施

※学科名略称：（普）普通科、（総）総合学科、（工）工業科、（農）農業科、（福）福祉科、（家）家庭科、（理）理数科
（看）看護科、（英）英語科、（国）国際科、（情）情報科、（水）水産科、（体）体育科、（他）その他（応用デザイン）

出典：三重県教育委員会調べ

2 子どもたちに育みたい力

- 現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字⁷を取って「VUCA」の時代とも表されます。これまで少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展、地球規模の課題、子どもの貧困などが社会の課題として掲げられてきた中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアのウクライナ侵略などは正に予測困難な時代を象徴する事態であったと言えます。今後、超スマート社会の実現に向けた技術革新や脱炭素化等の変革に対応するなど、社会の変化や展望をふまえた本県の教育のめざすべき方向性を明らかにするため、「子どもたちに育みたい力」を明示します。
- 複雑で困難な社会課題が存在する中で、一人ひとりのウェルビーイング(Well-being)⁸を実現していくためには、この社会を持続的に発展させていくことが求められます。こうした社会の実現に向けては、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者の感性や考え方を尊重し、多様な人びとと協働しながら、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることをめざすという考え方が重要です。また、超スマート社会において求められる人材像をふまえ、個々人が自立して自らの個性・能力を伸長するとともに、多様な価値観に基づいて新たな価値を生み出していくために必要な力を備えていくことも重要です。

そこで、「持続可能な社会の創り手」を育成することをめざし、教育における不易と流行を十分に見極めながら、「自立する力」、「共生する力」、「創造する力」を育んでいきます。

⁷ Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)。

⁸ ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものです。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念です。ウェルビーイングの捉え方は国や地域の文化的・社会的背景により異なりうるものであり、一人ひとりの置かれた状況によっても多様なウェルビーイングの求め方があり得ます。

（自立する力）

- 社会の変化が加速し、複雑で予測が困難な時代にあって、幸せや生きがいを感じられる人生を切り拓くことをめざし、他者や地球環境などを含めた社会全体のウェルビーイングをふまえながら、主体的に学び、困難を乗り越え、自信と高い志を備えた、責任ある行動を取る力が求められます。
- 子どもたちが主体的に学びに向かうことができるよう、自ら定める目標の実現に向けて学ぶ内容や学ぶ方法を決定し、学びの状況を振り返りながら改善を行いつつ学び続けていく「自律した学習者⁹」としての力を身につけることが重要です。

（共生する力）

- 社会の多様化が進む中、誰一人取り残されことなく、誰もがいきいきとした人生を享受することができる共生社会の実現をめざし、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要があり、また、一定の対立関係の中で、相手の立場に立って考えたり、より広い視点で全体をとらえたりする、対立やジレンマに対処する力が求められます。
- 子どもたちが、他者と共に支え合って生きていくことができるよう、価値観や文化の多様性を認め合い、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、あらゆる他者を価値のある存在として理解・尊重し、豊かな人間関係を築くとともに、他者への感謝や思いやり、規範意識、公共の精神、郷土に対する誇りや愛情等を心の土壌として持つことが重要です。

（創造する力）

- 社会の課題が多様化・複雑化する中、社会課題の解決と経済成長を結び付けるイノベーションを行ったり、新しいアイデアや解決策を生み出したりする、新たな価値を創造する力が求められ、こうした力は、超スマート社会においてもAIやロボットによる代替が困難な「人」の力であり、今後一層求められることが予測されます。
- 子どもたちが、既存のさまざまな枠を越えて活躍できるよう、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、他者と協働しながら、主体的に学び、柔軟に発想することが重要です。学校教育は子どもたち同士の学び合いの中で行われる特質を持つことをふまえ、多様な感性や考え方に触れ刺激を受けつつ、一人ひとりがよりよい学びを生み出していけるようにすることが大切です。

⁹ 本ビジョンでは、子どもたちが社会で自立するためには、「自ら考え、判断・決定し、行動する力（自律する力）」や、「自分を律しながら学び続ける姿勢」が大切であるという想いを込め、「自律した学習者」としています。

3 教育施策の基本的な考え方

- 本県では、教育施策の基本的な考え方を示す「三重県教育施策大綱」をふまえた教育を展開していきます。「三重県教育施策大綱」では、子どもたちへの教育を含む、全ての教育の方針を以下のように掲げています。

はじめに

(子どもたちは三重の宝)

- 子どもたちは、一人ひとりかけがえのない存在であり、生まれながらにして豊かに育つための権利があります。子どもたちには自ら育つ力と多くの可能性があり、一人ひとりが力を発揮して豊かに育つことができる社会をつくっていく必要があります。
- 本県の未来を明るくし、持続可能な地域とするためには、三重の未来を担う子どもたちを守り健全な育成を図ることが重要です。子どもたちのかけがえのない命が、児童虐待、いじめ等で奪われることのないよう、未然防止の取組を進めるとともに命の尊さについて理解を深める必要があります。

(社会の変化を見据えた教育の重要性)

- 人口減少が進み、変化の激しい時代において、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の重要性はますます高まっています。
- 自ら学び、考え、多様な人びとと協働しながらさまざまな課題に主体的に向き合うことで、社会的変化を乗り越える力を育み、持続可能な社会の創り手となる教育の充実が求められます。
- グローバル化やデジタルトランスフォーメーションの進展等により、社会の変化が加速度を増しています。地球規模の課題についても、私たち一人ひとりの課題として捉え行動していくことが望まれるとともに、人ならではの感性を働かせ、よりよい解を生み出していく力が一層強く求められます。

(三重に根ざした教育)

- 三重は、古くから海・山の豊かな食材に恵まれた自然豊かで風光明媚な地域である「美し国」として、街道を通じた人、物、情報の交流により発展してきました。このように、三重では、多様な交流を通じて、異なる文化や優れた知見を積極的に取り入れてきた歴史があり、さまざまな交流の中で培われた「包容力」や「多様性」が県民の皆さんの持つ特質や優位性と言えます。こうした特質や優位性を生かした、三重に根ざした教育活動を進めます。
- 三重に根ざした教育の推進においては、将来世界で活躍する者にも、三重の地で生き郷土の未来を担う者にも、心の根底に生まれ育ったふるさと三重に愛着やほこりを持ち、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育んでいきます。

(社会総がかりでの教育)

- 一人ひとりの学びを支えていくという認識を学校・家庭・地域などが共有し、相互に連携・協働しながら、子どもたちを育む学校づくりや子どもたちが安心して活動できる居場所づくりに社会総がかりで取り組みます。

- また、家庭の経済的な状況など子どもたちが生まれ育った環境にかかわらず、夢や希望をもって健やかに育つことのできる環境の整備や子どもたちが安心して学べる場づくりを進めるとともに、一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を発揮することができる社会の実現をめざし取り組んでいきます。

(学校における学び)

- 学校は、学習機会と学力を保障するという役割や全人的な発達・成長を保障する役割、居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割を担っていくとともに、学校教育ならではの協働的な学び合いやリアルな体験をとoshした学びを大切に活動を進めます。

1 子どもたちの未来をひろげるために

全ての人の人権が尊重され、誰もが個性や能力を発揮していきいきとした人生を送ることができ共生社会の実現に向けて、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することが大切です。こうした中、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、全ての子どもたちの学びを保障することが重要です。

(いじめ問題の克服)

- 本県では、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が年々増加していますが、今なお、いじめを受けた子どもの心身に重大な影響を及ぼす事案が発生しています。いじめの問題は、大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの問題と根底で重なるところがあり、いじめの問題への対応では、社会の教育力や成熟度が問われます。こうした認識の下、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、子どもたちに関わる大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ってそれぞれの責務や役割を果たし、いじめの防止等に取り組めます。
- いじめ問題の克服に向けて、「いじめをしない、させない心」を育むとともに、多様性を認めたり、ルールを尊重したりする社会性を身につける取組を進めます。また、子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めるとともに、子どもたちが示すSOSを見逃さないという姿勢を持ち、ささいな変化であってもいじめではないかとの疑いを持って関わることで、積極的な認知を一層進め、早期発見や早期対応、深刻化の防止につなげます。さらに、いじめの加害者への指導にあたっては、いじめは絶対に許さないという毅然とした対応を徹底し、自らの行為の責任を自覚させつつ、いじめの加害者が抱える問題の解決を図り、再発防止と成長支援につなげます。

(子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり)

- 学校、家庭、地域、企業、団体などのさまざまな主体が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、家庭や学校とは異なる対人関係の中で豊かな人間性を育んだり、困難に直面した際に支援を求めたりできるよう、「子どもの居場所」づくりを進めます。

(誰もが安心して学べる環境づくり)

- 特別な支援を必要とする子どもたち、外国につながる子どもたち、不登校の状況にある子どもたちなど、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばすことができるよう、誰もが安心して学べる環境を整えます。また、貧困の連鎖を防ぐ取組を進めるほか、児童虐待、ヤングケアラーなど、支援を必要とする子どもたちの早期発見・対応などの対策を進めます。さらに、性的指向・性自認の多様性について、教職員の正しい理解を促進し、きめ細かな対応につなげます。

(学校安全の推進)

- 子どもたちの命を守り、子どもたちが安全・安心に学べるよう、防災教育や通学時の安全対策、防犯対策など学校安全の取組を推進します。

2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために

子どもたち一人ひとりが自他のかけがえない価値を認識しながら、多様な人びとと協働し、さまざまな分野に積極的に挑戦し、自分の可能性を伸ばすことができるようにしていくためには、自己肯定感を高めることが重要です。そのためには、自らが受け容れられているという実感を持つことや自らの力の向上に向けて努力して達成感を得ること、自分と向き合ったり、互いに認め合ったりする経験を重ねることなどが大切です。

こうした自己肯定感は、人の役に立つ経験、人から認められる経験など、他者との関わり合いをとおして育むことが大切です。また、子どもたちのこだわりやここを見てほしいという思いを受け止め、その子どもの努力や工夫を丁寧に見取ることが重要です。

あわせて、子どもたちを支える保護者や教職員、地域住民等が、子どもたちのいきいきとした成長に関わることを通じて、自分たちの自己肯定感を高めることができるような関係をめざすことが大切です。

(家庭教育の支援)

- 家庭において、子どもたちが保護者等から受容され、他人に対する思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付けられるよう、社会全体で家庭教育や子どもの豊かな育ちを支えるとともに、地域のさまざまな主体と連携して、「教育の原点」である家庭教育の支援の充実を図ります。

(幼児期における取組)

- 幼児期には、家庭との緊密な連携の下、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、心身の調和の取れた発達の基礎を培えるよう、主体的な活動や遊びの充実を図ります。

(学校における取組)

- 学校では、リアルな体験を通じて学ぶことの重要性にも留意し、子どもたちが達成感を味わい、自信ややる気にもつながる、「できた」、「分かった」という実感が得られる授業や、自分や他者のよさに気づくことにつながる仲間との交流や多様な人びととの協働の機会、子どもたちが主体的に学校生活をよりよくする活動などの充実を図ります。また、つまずきや思うようにいかない状況などをしなやかに受け止め、対応する力を育みます。

- その際、学校が異なる立場や考え、価値観を持った人びとが集う場であるからこそ、お互いの考え方や感性等に触れて刺激し合う中で、一人ひとりのよさを生かしながら、より深い学びを生み出すことができるという視点を持って教育活動を進めます。

3 豊かな社会を創っていく力を育むために

社会が大きく変化する中、求められる資質・能力も変化しています。そのような社会で、変化を前向きに受け止め、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考えることや、多様な人びとと協働することなどを通じて、持続可能な未来を創っていく力を身につけていくことが大切です。

子どもたちには、「何を知っているか、何ができるか」だけではなく、「知っていることやできることをどのように使うか」や「どのように社会と関わり、よりよい人生を送るか」という視点を重視しながら、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を一体的・調和的に育むことが重要です。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期における教育のさらなる充実が求められるとともに、小学校との円滑な接続に向けた取組を進める必要があります。

（学力等の資質・能力の育成）

- 資質・能力をバランスよく育成するため、個々の子どもの状態をより丁寧に把握し、一人ひとりに応じた学びや協働的な学びの充実を図ります。子どもたちが学力を確実に身につけることができるよう、子どもたちの学力や学習状況を把握・分析し、子どもや学校の実態に応じて補充的な学習や発展的な学習を取り入れるなど、さらなる授業改善や効果的な指導体制づくりの取組を進めます。あわせて、目標の達成に向けて粘り強く取り組む力や、自己の感情や行動をコントロールする力、他者と協働する力などのいわゆる非認知能力を育成するという視点を持って教育活動を進めます。

（自律した学習者の礎づくり）

- 自ら定める目標に向けて必要な学習内容や方法を決定し、学習状況等を振り返りながら、必要に応じて改善を行い、学び続けていく「自律した学習者」の育成をめざします。子どもたちが生涯にわたり、能動的に学ぶ姿勢を身につけることができるよう、学ぶ意義や目的についての理解を促すとともに、自分なりの学び方を工夫できる力を育むための教育を進めます。

（豊かな人間性の育成）

- 人権への理解と深め、自他の人権を守る実践行動ができるようにするとともに、自己肯定感や命を大切にする心、他者を思いやる心、公共心、規範意識を高め、よりよく生きようとする意欲と態度を身につけられるよう、人権教育や道徳教育、さまざまな体験活動を進めます。

（主体的に社会の形成に参画する態度の育成）

- 将来自立した社会人となるための基盤をつくり、主体的に社会の形成に参画する態度を育み、よりよい社会の創り手の育成や本県の未来の創造に関わる意識の醸成につなげていくため、キャリア教育や主権者教育を進めます。

(グローバル教育の推進)

- 子どもたちがグローバルな視野や志を持ちながら、地域にあっても、世界にあっても活躍できる力を身につけるため、国際的な交流活動を進めるとともに、三重への愛着や誇りを育む郷土の伝統や文化、産業に関する教育を地域と連携して進めます。

(読書・文化芸術活動の推進)

- 子どもの読書活動は、想像力を育み、感性を磨き、表現力等を高めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築きます。子どもの読書習慣を形成できるよう、学校図書館の整備充実や読書機会の確保、読書活動の普及啓発などの取組を進めます。また、文化芸術を通じて、子どもたちの豊かな心の育成を図るため、文化芸術に触れる機会や、郷土の文化等を学ぶ機会を充実させる取組などを進めます。

(これからの部活動)

- 部活動は、体力や技能の向上に加え、好ましい人間関係の構築や、責任感、連帯感の育成に資するなど人間形成の機会でもあることから、持続可能な運営体制の構築に向けて、効率的・効果的な活動や、部活動の地域連携・地域移行に向けた段階的・計画的な環境整備など、部活動改革の取組を進め、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保につなげます。

4 さらに充実した教育の提供をめざして

技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く状況が変化する中、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばすため、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、子どもたちの学びを支える環境を整えることが重要です。

(教職員の資質・能力の向上)

- 教職員が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、自律的に新しい知識や技能を学び続ける姿は、子どもたちにとって重要なロールモデルとなります。また、教職員が子どもたち一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支える伴走者としての役割を果たすことは、子どもたち一人ひとりが自分自身のよさや強みを生かして学びを深めることにつながります。このため、教職員が教職生活全体を通じて学び続けることができるよう、多様な学びの機会を提供します。

(教職の魅力向上)

- 教職は、子どもたちの人生に影響を与え、成長を実感できる喜びを感じられる仕事です。教職員の長時間労働が課題となる中、教職員が子どもと向き合う時間や授業改善に取り組む時間を確保し、日々の生活を充実しつつ教職人生を豊かなものにするには、自らの自己肯定感や人間性、創造性を高め、よりよい教育活動につながります。そこで、教職員が限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、教職員の業務負担の軽減などに取り組み、学校における働き方改革を進め、本県における教職の魅力の維持向上を図ります。

(「チームとしての学校」)

- 子どもたちが安全・安心に学ぶとともに、必要な資質・能力を身につけることができるよう、校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、教職員と各分野に専門性を有する多様な人材がそれぞれの役割を担い、連携して子どもたちを支援する「チームとしての学校」の体制整備を一層進めます。

(ICTの活用)

- 全ての子どもたちの可能性を伸ばす一人ひとりに応じた学びと多様な人びとと協働した学びをより効果的に進めるため、ICTをこれまでの教育実践と適切に組み合わせて有効に活用するとともに、ICTを活用した校務の効率化の取組を進めます。また、ICTを使用することによる影響に留意しつつ、子どもたちがデジタルリテラシーを身につけ、自分で考え行動できる力を育みます。

(地域との連携・協働)

- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、探究活動、キャリア教育・職業教育等を通じ、学校と地域との連携・協働を一層推進することにより、子どもたちの成長を支えとともに、これからの地域社会や産業を担う人材の育成につなげます。

5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして

人生100年時代をより豊かに生きるため、一人ひとりが生涯にわたって必要な学習を行い、個人の生活や地域・社会での活動に生かし、このことが生きがいとなって新たな学びへの意欲に結びつくような、学びと活動の持続的な好循環を実現していくことが重要です。また、そのような大人の姿を見て、子ども自身も自律した学習者としてのイメージや自己の将来のイメージを持ち学習意欲が高まることも期待されます。

(社会・地域のニーズに対応した学び)

- 人生をより豊かにするための学び直しの機会であるリカレント教育や、義務教育を受ける機会を実質的に保障する夜間中学での学びなど、あらゆる世代の誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことのできる学習基盤の充実を図るとともに、その学びを地域・社会に生かし続けることができる環境づくりを進めます。また、社会の持続的な発展を支える観点から、半導体やデジタル分野等における専門人材の育成などを進めます。

(自己実現に向けた学び)

- イノベーション人材をはじめとする高度専門人材の不足や労働生産性の低迷が指摘される中、リカレント教育やリスキリングの重要性が指摘されています。

スキルを身につけることは自己実現にもつながると考えられます。デジタル化の進展や産業構造の変化が加速する中、本県においても県内高等教育機関のリソースを活用したリカレント教育に係る取組を促進するとともに、人びとが学び続ける機会を提供します。

(高等教育機関の役割)

- 高等教育機関は、高度な専門的知識を有する人材を地域に輩出するとともに、教育と研究の成果を社会に還元する地域貢献を実施することが求められています。

今後、人口が減少していく中で、高等教育機関の役割はさらに重要性を増していくと考えられ、県内高等教育機関の特色を生かした地域との連携を促進し、地域の担い手の育成・確保など地域の活力の維持・発展につなげていきます。

4 教育ビジョンを貫く視点

- 一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育を実現する観点から、「子どもたちに育みたい力」の育成に向けて施策を展開する上で、大切にしたい横断的な視点を明示します。

▽ 子どもたちの目線に立ち、個に応じた学びを大切にします

子どもたちを自らの意見を持つ存在として尊重し、個々の子どもが抱える困難や課題に向き合いながら、一人ひとりが主体的な自己を発揮して学びに向かうことができるよう、子どもたちが「どのように学ぶか」や、子どもたちを「どのように支援するか」という視点を大切にしつつ、多様な子どもの状況に応じた学びの実現を図ります。

▽ 学年や校種を越えた連続性のある学びを実現します

子どもたちの資質・能力をバランスよく育むことをめざし、幼児教育から高等学校教育までを通じて、子どもたちの学習状況に応じて補充的・発展的な学習指導を行ったり、子どもたちが学習状況やキャリア形成を見通し振り返りながら学習活動を充実していけるよう働きかけたりしながら教育活動を進めるとともに、学年や学校段階を越えた子ども同士の学び合いの機会を充実するなど、連続性のある多様な学びの実現に向けて取り組みます。

▽ 家庭・地域と連携・協働して子どもたちを育む学校づくりを行います

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を家庭・地域と共有しながら、学びの場を学校から広げ、社会のつながりの中で学ぶことで、子どもたちが自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持つことができるよう、学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、地域全体で子どもたちを育む学校づくりを行います。

▽ 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくります

学校における働き方の改善により、教職員が学ぶ時間を確保し自らの授業を磨くことなどを通じて、子どもたちによりよい教育を存分に行うことができるよう、教育に関わる全ての者の総力を結集し、学校・教職員が担う業務の適正化や学校における働き方改革の実効性の向上、持続可能な勤務環境の整備などの取組を進め、教職員が志気高く誇りを持って子どもたちに向き合うことができる環境をつくります。

第2章 基本施策・施策

1 基本施策

- 前章で掲げた「子どもたちに育みたい力」の育成に向けて、次の6つの「基本施策」を推進します。

(1) 未来の礎となる力の育成

【めざす姿】

子どもたち誰もが、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を育み、これからの時代を生きていくための基礎となる力を身につけています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「一人ひとりの自己肯定感を涵養^{かん}する教育の推進」、「確かな学力の育成」、「幼児教育の推進」、「人権教育の推進」、「道徳教育の推進」、「読書活動・文化芸術活動の推進」、「健康教育・食育の推進」、「体力の向上と運動部活動改革の推進」の各施策に取り組みます。

- 「一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進」にあたっては、ありのままの自分が認められているという実感を持てるようにするとともに、多様な他者との関わり合い等をとおして、自己肯定感や幸福感など一人ひとりのウェルビーイングの向上をめざし、家庭教育支援や幼児教育、学びを支える指導の充実を図ります。
- 「確かな学力の育成」にあたっては、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の確かな学力、生涯にわたって能動的に学び続ける態度を身につけられるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。
- 「幼児教育の推進」にあたっては、安定した情緒の下で自己を十分に発揮し、遊びや生活の中での体験をとおして、生涯にわたる人格形成の基礎を培えるよう、幼稚園等における教育・保育等の質向上を図るとともに、小学校教育への円滑な接続に向けて、幼稚園等と小学校等が連携した取組を推進します。
- 「人権教育の推進」にあたっては、人権問題の解決を自分の課題ととらえ、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけることができるよう、「三重県人権教育基本方針」に基づき、教育活動全体を通じて総合的・系統的な取組を家庭・地域と連携しながら進めます。

- 「道徳教育の推進」にあたっては、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養えるよう、子どもたちの発達段階に応じ、「考え、議論する道徳」等を通じた道徳教育を推進します。
- 「読書活動・文化芸術活動の推進」にあたっては、歴史や文学、科学、芸術など、さまざまな分野への関心を高め、感性や情緒を磨き、幅広い視野や知識を統合して考える力と豊かな人間性を身につけられるよう、社会全体で読書活動を推進するとともに、文化芸術に触れる機会の充実を図ります。
- 「健康教育・食育の推進」にあたっては、生涯にわたって健康で充実した生活を送るために必要な知識と、自ら必要な情報を収集して判断し実践する能力が身につけられるよう、学校教育活動全体を通じ、健康教育の充実を図るとともに、健全な食生活を送るための食育を推進します。
- 「体力の向上と運動部活動改革の推進」にあたっては、積極的に運動やスポーツに親しむことを通じて体力が向上するよう、運動機会の拡充を図ります。また、子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら、運動部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めます。

(2) 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

【めざす姿】

子どもたちが、変化が激しく予測困難なこれからの社会において、変化をしなやかに前向きに受け止めて、失敗をおそれず挑戦する心や生涯をとおして学びに向かう姿勢、社会の一員としての自覚と責任を持ち、他者との協働を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「キャリア教育の推進」、「グローバル教育の推進」、「新たな価値を創り出す力の育成」、「主体的に社会を形成する力の育成」の各施策に取り組みます。

- 「キャリア教育の推進」にあたっては、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身につけられるよう、教育活動全体を通じて、子どもたちの発達段階に応じた組織的かつ計画的なキャリア教育を推進するとともに、地域と連携した体験活動や校種を越えた学びの充実を図ります。
- 「グローバル教育の推進」にあたっては、グローバルな視野と志を持ちながら、高い目標に向けて挑戦しようとする意欲を高め、地域にあっても、世界にあっても活躍できる力を身につけるため、多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会の創出、英語教育の推進、地域の豊かな文化や歴史などに関する郷土教育を進めます。
- 「新たな価値を創り出す力の育成」にあたっては、複雑化・困難化する社会課題の解決や持続的な社会の発展に向け、主体的に学びに向かう姿勢や、新たな価値を創り出す力を身につけられるよう、探究活動やSTEAM教育など教科横断的な学習の充実を図るとともに、先端技術を積極的に活用した取組を進めます。
- 「主体的に社会を形成する力の育成」にあたっては、主体的に社会の形成に参画する態度を身につけることができるよう、主権者教育や消費者教育の充実を図ります。また、地球規模の課題の解決に向けて、自ら考え、行動する力を育むため、持続可能な開発のための目標の実現に貢献する教育を進めます。

(3) 特別支援教育の推進

【めざす姿】

インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちが、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに交流することで、理解し、尊重し合いながら生きていく態度を身につけています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進」、「特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進」の各施策に取り組みます。

- 「一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進」にあたっては、特別な支援を必要とする子どもたちが、持てる力や可能性を伸ばし、自立と社会参画のために必要な力を身につけられるよう、インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、一人ひとりのニーズに応じた学びの場において、早期からの一貫した指導・支援を推進します。
- 「特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進」にあたっては、特別支援学校に在籍する子どもたちの自立と社会参画に向けて、組織的・計画的なキャリア教育や、障がいの有無に関わらず、共に学ぶための交流および共同活動を推進します。また、施設の狭隘化・老朽化対策を進め、学校の環境整備を行います。

(4) いじめや暴力のない学びの場づくり

【めざす姿】

子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動しています。各学校で、教職員による見守りや定期的な面談に加え、専門人材も活用して教育相談を丁寧に進めるとともに、子どもたちの兆候や相談を受け止めていじめを迅速に認知し、いじめの内容に応じた適切な対応を進めることで、子どもたちが安心を感じています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「いじめや暴力をなくす取組の推進」、「いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実」、「いじめに対する迅速・確実な対応の推進」、「いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実」の各施策に取り組めます。

- 「いじめや暴力をなくす取組の推進」にあたっては、いじめの防止に向けて、主体的に考え、行動できる力を育むため、道德教育や人権教育など教育活動全体を通じたいじめをなくすための取組や、社会総がかりでの取組を推進します。また、暴力行為の未然防止や暴力等により被害を受けた子どもの支援等を進めます。
- 「いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実」にあたっては、子どもたちのさまざまな変化を見逃さず、いじめを早期に発見し、対応することができるよう、積極的ないじめの認知を進めるとともに、学校内外において、専門人材も活用しながらいじめを訴えやすい環境づくりに取り組めます。
- 「いじめに対する迅速・確実な対応の推進」にあたっては、いじめを早期に解決するため、発見または情報を得た場合、迅速かつ正確に認知し、専門人材も含む組織的な対応を進めます。また、いじめられた子どもに対しては、寄り添った支援を進めるとともに、いじめた子ども等に対しては、再発防止に向けた取組を支援します。
- 「いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実」にあたっては、いじめの積極的な認知や、迅速かつ正確な対応・支援に関して、教職員が対応力を高めることができるよう、研修を通じた危機管理の徹底や、組織的な対応を可能とする体制整備、専門人材を活用した支援体制の充実に取り組めます。

(5) 誰もが安心して学べる教育の推進

【めざす姿】

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安全を確保する取組等が進むとともに、非常時にあっても、安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「不登校の状況にある児童生徒への支援」、「外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成」、「防災教育・防災対策の推進」、「子どもたちの安全・安心の確保」、「学びのセーフティネットの構築・学びの継続」の各施策に取り組みます。

- 「不登校の状況にある児童生徒への支援」にあたっては、子どもたちの意思が尊重され、誰もが安心して学ぶことができるよう、「魅力ある学校づくり」に取り組みます。また、子どもたちの状況に応じた適切な支援を進めるとともに、多様な教育機会の確保を図り、社会的自立に向けた支援を推進します。
- 「外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成」にあたっては、外国につながる児童生徒が、自己実現を果たし、社会の一員として自立するために必要な力を身につけられるよう、日本語力や学力など、地域社会で生きていくための基礎を培う指導・支援の充実を図るとともに、就学の促進や多文化共生の取組を推進します。
- 「防災教育・防災対策の推進」にあたっては、自分の命は自分で守るとともに、災害時には地域の一員として行動できる力を育むことができるよう、家庭・地域と連携した実践的な防災教育を推進します。また、災害時における学校教育の早期復旧を図るための体制整備や学校施設の防災・耐震対策を進めます。
- 「子どもたちの安全・安心の確保」にあたっては、安全の確保に向け、主体的に判断し行動することができる力を身につけられるよう、安全に関する教育の充実を図るとともに、学校・地域・関係機関の連携・協働の下、地域社会全体で子どもたちの安全を守る取組を進めます。
- 「学びのセーフティネットの構築・学びの継続」にあたっては、さまざまな事情により学びを必要とする人に対応するため、多様な学びの場の確保や支援の充実を図ります。また、家庭の経済状況に関わらず質の高い教育を受けられるよう、教育費負担を軽減する取組を進めます。

(6) 学びを支える教育環境の整備

【めざす姿】

学校と家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して、教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っており、学校の活性化も進んでいます。また、教職員については、社会の変化に対応した専門性と、主体的に学ぶ子どもたちの力を引き出す指導力が向上するとともに、学校における働き方改革が進んでいます。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」、「学校における働き方改革の推進」、「ICTを活用した教育の推進」、「地域とともにある学校づくり」、「学校の特色化・魅力化」、「学校施設の整備」、「家庭での学びの応援」、「社会教育の推進と地域の教育力の向上」、「文化財の保存・活用・継承」の各施策に取り組みます。

- 「教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」にあたっては、教職員がコンプライアンス意識を高く持ち、主体的な学びを支援する力や多様な教育課題に対応できる専門的指導力を身につけられるよう、効果的な研修を実施します。また、教職の魅力発信と教職員の人材確保に向けた取組を推進します。
- 「学校における働き方改革の推進」にあたっては、全ての教職員が安心して本来業務に集中し、やりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、学校における働き方改革を一層進めます。また、さまざまなハラスメントがなく協力し合える職場環境づくりに取り組むとともに、教職員の安全と健康の増進に向けた取組を推進します。
- 「ICT を活用した教育の推進」にあたっては、急速に進展するデジタル社会で活躍できるよう、学校におけるICTの活用を一層進めることにより、効果的な学びにつなげます。また、子どもたちに情報モラルを含む情報活用能力の育成を図るとともに、教職員の ICT 活用指導力の向上を図ります。
- 「地域とともにある学校づくり」にあたっては、地域全体で子どもたちの学びや育ちを支える体制を整えるため、保護者や地域の方々が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進めるとともに、地域と学校をつなぐコーディネート機能を強化して、地域の特色や資源を生かした教育の充実を図ります。
- 「学校の特色化・魅力化」にあたっては、各学校で目標に向かって意欲的に学べるよう、校種を越えた学校段階間の円滑な接続を推進します。また、自らの興味・関心に応じて主体的に学び、豊かな人間性や社会性が育まれるよう、それぞれの地域や学校の特性に応じた高等学校の特色化・魅力化に取り組めます。

- 「学校施設の整備」にあたっては、安心して学校生活を送ることができるよう、計画的な老朽化対策や耐震対策を進めるとともに、防犯対策など安全管理に取り組みます。また、ユニバーサルデザイン等の考え方をふまえるとともに、木造化・木質化など自然環境を考慮した施設整備を進め、快適な学習環境づくりを推進します。
- 「家庭での学びの応援」にあたっては、家庭教育は全ての教育の原点であるとの認識の下、豊かな情操や人を思いやる心を持ち、基本的な生活習慣や学習習慣等を身につけられるよう、保護者と子どもの学びを応援する取組を進めるとともに、さまざまな主体と連携して、子どもの豊かな育ちを支える取組の充実を図ります。
- 「社会教育の推進と地域の教育力の向上」にあたっては、県民の皆さんが生涯にわたり、それぞれのニーズに応じて学習することができるよう、社会教育関係団体や NPO、地域の方々のネットワークの構築・強化を図るとともに、社会教育施設等において、多様なニーズに対応した学習機会を提供します。
- 「文化財の保存・活用・継承」にあたっては、地域の宝である文化財が保存・活用・継承されるよう、文化財の調査と指定、修理・整備、保存・活用に取り組むとともに、子どもたちをはじめ多くの方が文化財について学び、親しみ、その価値について理解を深める機会を確保します。

2 施策

- 6の「基本施策」を具体的に展開するため、32の「施策」により、取組を進めます。

施 策 体 系

基本施策	施 策
1 未来の礎となる力の育成	(1)一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進
	(2)確かな学力の育成
	(3)幼児教育の推進
	(4)人権教育の推進
	(5)道德教育の推進
	(6)読書活動・文化芸術活動の推進
	(7)健康教育・食育の推進
	(8)体力の向上と運動部活動改革の推進
2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成	(1)キャリア教育の推進
	(2)グローバル教育の推進
	(3)新たな価値を創り出す力の育成
	(4)主体的に社会を形成する力の育成
3 特別支援教育の推進	(1)一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進
	(2)特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進
4 いじめや暴力のない学びの場づくり	(1)いじめや暴力をなくす取組の推進
	(2)いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実
	(3)いじめに対する迅速・確実な対応の推進
	(4)いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実
5 誰もが安心して学べる教育の推進	(1)不登校の状況にある児童生徒への支援
	(2)外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成
	(3)防災教育・防災対策の推進
	(4)子どもたちの安全・安心の確保
	(5)学びのセーフティネットの構築・学びの継続
6 学びを支える教育環境の整備	(1)教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
	(2)学校における働き方改革の推進
	(3)ICTを活用した教育の推進
	(4)地域とともにある学校づくり
	(5)学校の特色化・魅力化
	(6)学校施設の整備
	(7)家庭での学びの応援
	(8)社会教育の推進と地域の教育力の向上
	(9)文化財の保存・活用・継承

施策の見方

基本施策○ ○○○○

施 策 名	○○○○
-------	------

め ざ す 姿

※この施策を推進することにより、計画期間が終了する令和9(2027)年度末までに達成する姿を記載しています。

現状と課題

※この施策に関する現状や課題、背景等を記載しています。

主な取組内容

※この施策で実施する主な取組を記載しています。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
※「めざす姿」の実現に向けた施策の達成状況を把握することができるKPIの項目を記載しています。	※現在(最新の実績)の数値を記載しています。	※令和9(2027)年度における目標値を記載しています。

基本施策1 未来の礎となる力の育成

施 策 名	(1)一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進
-------	--------------------------

め ざ す 姿

子どもたちが、ありのままの自分が認められているという実感を持つとともに、学校ならではの子どもたち同士や教職員と子どもたちとの関わり合いなど多様な他者と交わる活動や多様な体験活動をととして、自己肯定感や幸福感など一人ひとりのウェルビーイングが向上しています。

現状と課題

- ① PISA等の国際調査において、日本の子どもたちの学力が高い水準にあることが示される一方で、自己肯定感については諸外国と比べて低いという調査結果があります。また、将来の予測が困難な時代においては、自らが社会を創り出していくという視点がより重要となり、子どもたち一人ひとりが持続可能な社会の創り手となり、課題解決などを通じて、社会を維持・発展させていくことが求められます。
- ② こうした中、子どもたちが自他のかけがえのない価値を認識しながら、多様な人びとと協働し、さまざまな課題解決を主体的に担うことができる存在であるという認識を持って、自分の可能性を伸ばしていけるよう、自己肯定感の涵養を図ることが重要です。
- ③ 経済先進諸国では、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをとらえる「ウェルビーイング(Well-being)」の考え方が重視されてきており、自己肯定感や幸福感などがその要素として挙げられています。子どもたちを取り巻く場や地域、社会がよい状態であることを含む概念であることもふまえ、教育をととしてウェルビーイングの向上を図っていくことが求められます。
- ④ 基礎的・基本的な知識・技能の習得が重要であることは言うまでもなく、思考力・判断力・表現力等や学びに向かう力等こそ、家庭の経済事情など、子どもを取り巻く環境を背景とした差が生まれやすい能力であるとの指摘もあることに留意する必要があります。「主体的・対話的で深い学び」を実現し、一人ひとりの状況に応じた学びの動機づけや、いわゆる非認知能力を含む幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組が求められています。
- ⑤ 人間関係で多くの子どもたちが悩みを持ち、学習面の不安だけでなく、心理面や進路面での不安や悩みを抱えることも少なくありません。教育活動を通じて、子どもたちが社会の中で自分らしく生きることができるよう支えていくことが求められます。

主な取組内容

① 家庭教育支援・幼児教育の充実

- 地域における多様な主体と連携し、保護者に対して、家庭教育に関する学習機会や必要な情報を提供することを通じて、子どもたちの豊かな成長や家庭教育を応援する取組を進めます。
- 幼児期の子どもたちが、安定した情緒の下で発達に必要な体験を重ね、生涯にわたる人間形成の基礎を築くことができるよう、教職員と幼児との間に十分な信頼関係を築き、幼児の主体的な活動を促しながら、よりよい教育環境をつくり出します。

② 多様な子どもの状況に応じた学びを支える指導の充実

- 学校においては、学級やホームルーム等が子どもたちの学習や生活の基盤であり、個が集団に埋没してしまう危険性があることをふまえ、学校生活のあらゆる場面で、子どもたちが「自分も一人の人間として大切にされている」と実感することにつながる指導を行うなど、一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図る教育活動を一層推進します。
- 子どもを取り巻く環境や子どもの状況を多面的かつ客観的にとらえ、一人ひとりに対する理解を深めた上で、育成をめざす資質・能力やキャリア形成の方向性等をふまえながら、自己選択や自己決定を促し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、一人ひとりに応じた学習指導を進めます。
- 子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感することにつながるよう、個々の学習状況や興味・関心に応じた個別最適な学習と、多様な他者と関わり合う中で異なる考え方に触れながら、課題を見いだし解決策を考えるなどの協働的な学習を適切に組み合わせた授業づくりを推進します。
- 身近な地域や世界規模の課題を設定しその解決に向け深く考察し行動する探究活動や、多様な考え方を持つ仲間との学びや個々の教科の学びを基礎とし教科横断的な学びを行うSTEAM教育、地域の産業や特色を題材にした地域課題解決型学習を推進するとともに、取組の前後に、資質・能力がどのように変化したかを把握し、取組の改善につなげます。
- 子どもたち自身が学級や学校生活、人間関係をよりよいものにしていけるよう、皆で話し合い、皆で決めて、皆で協力して実践するなど、自発的・自治的な活動を促進したり、その効果を高める支援を行ったりしながら、子どもたちの教育環境を整えます。

- 学級や学校の中で役割を分担し、協力して取り組む機会や、部活動など異年齢交流をととしてリーダーシップを発揮する機会など、子どもたちが他者や集団、社会のために役立つことを実感できる取組を推進します。また、子どもたちが、さまざまな感性や考え方があることを認め合い、影響を与え合う機会を生み出し、人と人との関わり合いの中で新たなアイデアが生まれ、新しい価値の創造につなげていくことをめざす取組を進めます。
- 達成感や成功体験、課題に立ち向かう姿勢などを身につけるさまざまな体験活動（自然体験活動や集団宿泊体験、社会体験活動、文化芸術活動等）は、自己肯定感などの向上に資するものであり、その機会の充実を図ります。
- 自己肯定感の涵養に関する取組の趣旨が実現されるよう、研修等を通じて教職員で共通理解を図りながら取り組みます。

③ 教職員の指導力の向上

- 教職員が子どもたちに対する受容的・共感的な態度を身につけ、その実態や発達の違いや多様性を尊重する姿勢を持ち、丁寧な観察を通じて一人ひとりや集団の状態と心理を理解して対応する力を身につけるなど、子どもたちの自己肯定感を涵養することにつながる研修内容の充実を図り、子どもたち一人ひとりと信頼関係を構築する能力を備えた教職員の育成を進めます。
- 教職員が、子どもたちの人生に影響を与え、日々の成長に関わることを通じて、自己肯定感を高めることができるよう、学校の指導体制・運営体制の充実や学校における働き方改革の推進等により、学校を教職員にとっても幸せや生きがいを感じられる場所にすることをめざす取組を進めます。
- 子どもたちが、答えが一つではない道徳的な問題について、考え、議論し、自らの道徳性を育むことができるよう、道徳教育アドバイザーの派遣等を通じて、教職員一人ひとりの指導力向上に関する取組を推進します。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある子どもたちの割合 ※1	小学生 90.1% 中学生 87.9%	小学生 91.0% 中学生 90.0%
自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合 ※2	小学生 81.9% 中学生 80.9%	小学生 84.0% 中学生 82.0%

※1 「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」という質問に対して、「よくある」、「ときどきある」と肯定的な回答をした公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

※2 「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

基本施策1 未来の礎となる力の育成

施策名 (2)確かな学力の育成

めざす姿

子どもたちが、主体的・対話的で深い学びを通じて、生きて働く知識・技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、生涯にわたって能動的に学び続ける態度を身につけています。

現状と課題

- ① 子どもたちに生きる力を育むことをめざし、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、生涯にわたって能動的に学び続けられるよう主体的に学習に取り組む態度を養うため、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を実践する必要があります。さらに、個別最適な学びが「孤立した学び」に陥らないよう、互いの感性や考え方等に触れ刺激し合う、協働的な学びの重要性をあらためて認識する必要があります。
- ② 学習評価においては、「子どもたちにどういった力が身についたか」という学習の成果を的確にとらえ、教職員が指導の改善に生かすとともに、子どもたちが自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにすることが重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性を持った形で改善を進める必要があります。
- ③ 子どもたちが、学習内容を確実に身につけることができるよう、指導方法や指導体制の工夫・改善など、個に応じた指導の充実に、コロナ禍において整備の進んだICT環境も活用しながら図っていく必要があります。
- ④ 「令和5年度全国学力・学習状況調査」の教科に関する調査において、平均正答率が全国平均値を上回った教科は、小中学校あわせた5教科中1教科でした。調査全体を見ると改善傾向にありますが、国語では文脈に即した漢字等を正しく使うことや、根拠を明確に示すなどして自分の考えを書くこと、算数・数学では図形・割合に、課題がみられます。
- ⑤ 児童生徒質問紙調査では、学習時間や読書時間が経年で見ると減少傾向にあり、全国平均値よりも短い状況が続いています。学習習慣・読書習慣等の改善に向け、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいく必要があります。

主な取組内容

① 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

- 子どもたちが、学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動、協働や対話を通じて考えを広げ深める活動、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、思いや考えをもとに新たな価値を創造したりする活動を計画的に取り入れた授業改善を推進します。
- 子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感することにつながるよう、個々の学習状況や興味・関心に応じた個別最適な学習と、多様な他者と関わり合う中で異なる考え方に触れながら、課題を見いだし解決策を考えるなどの協働的な学習を適切に組み合わせた授業づくりを推進します。(再掲)
- 市町等教育委員会が作成した「学力向上アクションプラン」に基づき、小中学校における授業改善や学習内容の理解・定着につなげる取組が一層進むよう、教育支援事務所と共に市町等教育委員会と連携し、市町や小中学校の求めに応じた研修への支援を進めます。
- 学習評価が、教職員の指導の改善、子どもの学習改善につながるものになるよう、教科担当者等を対象とした会議や研修で、学習評価の考え方を周知するとともに、実践事例を交流するなど学習評価を充実させる取組を推進します。また、指導と評価の改善が一体として進められるよう、教科の目標や指導事項をふまえた評価の観点を示した学習指導案例の普及・活用を図ります。

② 一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

- 小中学校において、「全国学力・学習状況調査」、「みえスタディ・チェック¹⁰」等の活用を通じて、子どもたち一人ひとりが何を学び、どのような力を習得したかなど、学習の定着状況を把握し、指導の改善や個に応じた指導を進めます。
- 小中学校において、子どもたちが、基礎的・基本的な知識・技能の習得も含め、学習内容を確実に身につけることができるよう、「みえスタディ・チェック」を実施します。また、CBTシステム¹¹を使用することで、設問ごとの定着状況に応じ、学習内容を遡った問題やさらに難しい問題を、実施後すぐに子どもたちの1人1台端末に提供するなど、ICTを効果的に活用して一人ひとりに応じた補充的な学習や発展的な学習を進めます。
- 学習内容の習熟の程度に応じた指導など、少人数指導の実践研究を進めるとともに、その成果をふまえた効果的な指導方法の工夫等を小中学校に水平展開するなど、少人数指導の質的向上を図ります。

¹⁰ 学習指導要領をふまえ、本県が重点的に実施している学力向上策の1つ。知識等の活用を中心とした問題を通じて、学習内容の定着状況を把握し、子どもたちが主体的に学習に取り組む意欲や、各学校における授業改善、子どもたち一人ひとりに応じた指導の充実等を促進する取組。

¹¹ Computer Based Testing の略称で、子どもたちが学習端末を用いて解答する調査方法。

- 高等学校では、継続的に一人ひとりの学力の状況を把握し、学習方法や指導方法を改善することで、高校生に求められる学力の確実な習得と学習意欲の喚起に取り組みます。また、ICTを効果的に活用した実践事例等を、各学校に共有するなど、授業の質的向上に向けた取組を進めます。

③ 学校・家庭・地域の連携

- 小中学生の学習習慣・読書習慣等の確立に向け、「全国学力・学習状況調査」における児童生徒質問紙調査や、「みえスタディ・チェック」の「学習や生活等に関する質問」から、学習習慣・読書習慣等の状況を継続的に把握するとともに、課題の改善に向け、子どもたちの1人1台端末からダウンロードできるチェックシート等の活用を促進するなど、引き続き、学校・家庭・地域が一体となった「みえの学力向上県民運動」の取組を進めます。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の伸び ※1	小学生 97.1 中学生 98.4	小学生 101.0 中学生 102.0
授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う子どもたちの割合 ※2	小学生 79.1% 中学生 81.6%	小学生 82.4% 中学生 87.4%

※1 「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の4階層(ABCD層)におけるAB層の公立小中学生の割合(全国を 100 とした場合の本県の値)(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

※2 「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

基本施策1 未来の礎となる力の育成

施策名 (3)幼児教育の推進

めざす姿

子どもたちが、安定した情緒の下で自己を十分に発揮し、遊びや生活の中での体験をと
おして、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会と関わる意識、
思考力の芽生え、生命を尊重する気持ち、数量・文字等への関心、言葉で伝え合う力、豊
かな感性等を身につけています。

現状と課題

- ① 幼児期は、生活や遊びの中で具体的な体験をとおして、生涯にわたる人間形成の基礎
が培われる極めて重要な時期です。学びの充実が図られるにあたって、幼稚園・保育
所・認定こども園(以下「幼稚園等」という。)といった施設類型や地域・家庭の環境に関
わらず、全ての子どもたちに格差なく質の高い学びが保障されるよう、全ての幼稚園等
における幼児教育・保育のより一層の質向上を図る必要があります。
- ② 幼稚園等と小学校・義務教育学校¹²(以下「小学校等」という。)は、その教育・保育の形
態に大きな違いがあり、子どもたちが小学校等での学習や生活に戸惑うなど、さまざまな
課題が指摘されています。幼児期の教育と小学校等以降の教育の理念は、連続性・一
貫性をもって構成されるものであり、今後さらに、幼保小接続に関する取組の充実を
図っていく必要があります。
- ③ 幼稚園等においては、子どもと共によりよい教育環境を創造するために、幼稚園教諭・
保育教諭・保育士(以下「幼稚園教諭等」という。)の資質向上を図る必要があります。
- ④ 就学前の子どもたちの生活は、家庭を基盤として地域での触れ合いや体験を通じて広
がっていきます。家庭や地域も一体となり、教育・保育活動の取組を進めるとともに、幼
稚園等は地域の子育て支援の拠点としての機能の充実が求められています。

¹² 一人の校長の下、1つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の
系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校。

主な取組内容

① 幼稚園等における教育・保育活動の充実

- 幼児教育センターを核に、全ての幼稚園等において、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で共通に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した教育・保育の充実、幼稚園等と小学校等との連携の充実を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。
- 幼稚園等において、子どもたちの健康な心と体や自立心、規範意識の芽生え、生命を尊重する気持ちなどの育成が図られるよう、幼児教育アドバイザー等の派遣を行うとともに、優れた事例の普及を図ります。

② 小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進

- 「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した実践事例の普及や、幼稚園等と小学校等とが共同した接続カリキュラムの編成・実施等を推進します。
- 子どもたちが、小学校等での生活・学習に期待をする気持ちを高め、安心してスタートできるよう、幼稚園等と小学校等との体験的な交流を推進します。
- 幼稚園教諭等と小学校等の教員が、幼稚園等と小学校等における教育活動や指導方法等の違いについて理解を深め、指導に生かせるよう、相互に保育・授業を見学するなどの交流や合同研修等の取組を推進します。

③ 幼児教育・保育を担う人材の資質向上

- 幼稚園等の運営の改善や幼児教育・保育に係る諸課題の解決に向けた研修の実施を通じて、園(所)長の指導力の向上を図ります。
- 幼稚園教諭等が各施設における指導内容や指導方法に関する相互理解を深められるよう、園内研修や他の幼稚園等との合同研修を実施し、幼稚園教諭等の専門性の向上を図ります。

④ 家庭・地域との連携の推進

- 家庭・地域に対して、子どもたちの心身の成長における基本的生活習慣等の重要性について周知を図ったり、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の活用を促したりすることなどを通じて、「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣や読書習慣、運動習慣等の確立を図ります。
- 幼稚園等において、地域の人びとと触れ合ったり、地域の施設等を活用したりするなど、多様な体験機会の充実を図ります。

- 幼稚園等が、保護者同士の交流の機会を提供したり、子育てに関する相談対応・情報提供を行ったりするなど、地域における幼児期の子育ての支援拠点としての役割を担えるよう、地域子育て支援センター等の関係機関との連携を推進します。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
幼保小接続に関する研修等を実施した市町 の数 ※	21 市町 (R4)	29 市町

※ 「幼保小接続に関する研修等を実施しましたか」という質問に対して、「実施済み」と回答した市町の数(三重県教育委員会調べ)

基本施策1 未来の礎となる力の育成

施策名 (4)人権教育の推進

めざす姿

子どもたちが人権に関する理解を深め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけています。

現状と課題

- ① 新型コロナウイルス感染症によって社会が甚大な影響を受ける中、学校が子どもたちの全人的な発達・成長を保障する役割や安心して過ごせる居場所としての役割を担っていることが再確認されたことをふまえて、多様な子どもたちが互いの人権を尊重する態度や自己実現に向けた意欲を身につけられるよう、自分や他者の価値を認め、共に安心して過ごせる環境をつくる必要があります。
- ② 社会にはさまざまな人権問題が存在しており、インターネット上で差別を助長する情報等が流布されています。このような状況の中で、近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」など、差別を解消するための法律や条例が相次いで定められています。また、人権教育の理念と共通する内容が学習指導要領に新たに記載されるなど、学校における人権教育の重要性や必要性が高まっています。
- ③ 子どもたちの人権感覚の育成については、家庭や地域社会の影響が大きいことから、保護者や地域住民等の間に人権尊重の意識が広まるよう、家庭・地域と協働し、人権教育を進める必要があります。
- ④ 教職員一人ひとりが子どもを権利の主体として尊重するとともに、人権問題に関する理解を深め、その解決に向けた使命感を持ち、確かな人権感覚や指導力を身につける必要があります。

主な取組内容

- ① 一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくり
 - 教育的に不利な環境の下にある子どもの支援をはじめ、障がいのある子どもへの合理的配慮の提供、性的指向・性自認に係る子どもに対するきめ細かな対応など、子どもの最善の利益を考慮し、安心して学べる学校づくりを進めます。

- 子どもの意見や考えを尊重し、望ましい人間関係づくりに取り組み、一人ひとりの自尊感情¹³を高め、自分らしく生きていこうとする態度を育む教育活動を進めます。

② 人権尊重の行動力を育てる教育の充実

- 「三重県人権教育基本方針」に基づき、教育活動全体を通じて総合的・系統的に人権教育を進めるため、学校における人権教育カリキュラムの活用や改善を進め、取組の質の向上を図ります。
- 子どもの権利や個別的な人権問題に関する学習資料等の活用を図るとともに、必要な資料の作成に取り組み、子どもたちが自らを権利の主体であると実感できる学習や、人権問題の解決を自分の課題ととらえ、自他の人権を守るための行動力を身につけるための学習を進めます。

③ 家庭・地域との連携による人権教育の推進

- 人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育むため、学校・家庭・地域が人権教育の内容等を共有・協議する人権教育推進協議会や子どもの育ちを支援する子ども支援ネットワークの活性化を図り、保護者やその関係者等に授業公開を行うなど、地域に開かれた教育活動を推進します。
- 子どもと保護者や地域住民が共に人権の視点に立った社会的活動等に取り組むとともに、子どもたちが自他の人権について意見を表明する機会を創出し、子どもたちをはじめ家庭・地域に人権尊重の意識を広めます。

④ 教職員の人権意識や指導力の向上

- 全ての教職員が子どもの権利や人権問題に関する理解を深め、一人ひとりの人権擁護や人権問題の解決につながる教育活動に必要な指導力を身につけられるよう、経験年数や役割に応じ、効果的な研修や情報提供等を行います。
- 学校における人権教育を組織的・計画的に推進するため、管理職や人権教育推進担当者を対象に、「三重県人権教育基本方針」に基づく取組や人権教育カリキュラムのマネジメント等に関する研修を実施し、リーダーシップの向上を図ります。

¹³ 「自尊感情」は、一般的に「自己肯定感」とほぼ同義とされていますが、「三重県人権教育基本方針」では「自尊感情」という語を用い、一人ひとりの自尊感情を高め、自己実現を可能にするため、自分に誇りを持ち、自分らしく生きようとする意欲や態度を育む教育活動を進めています。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合 ※	93.1% (R4)	100%

※ 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「そう思った」、「やや思った」と回答した生徒の割合(三重県教育委員会調べ)

基本施策1 未来の礎となる力の育成

施策名 (5)道徳教育の推進

めざす姿

子どもたちが、生命を大切にする心や他者を思いやる心、人間関係を築く力、公共心、規範意識を高め、個性を伸ばし、他者と共によりよく生きようとする意欲と態度を身につけています。

現状と課題

- ① 答えが1つでない道徳的な課題を子どもたち一人ひとりが自分自身の問題としてとらえ、深め合う、「考え、議論する道徳」への質的転換を推進するため、道徳科を要とした各教育活動での道徳教育の改善および教職員の指導力の向上が求められています。
- ② 自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うという道徳教育の目標を達成するため、道徳教育推進教師を中心とし、指導に際して全教職員が協力し合う指導体制の充実を図る必要があります。

主な取組内容

① 「考え、議論する道徳」への質的転換

- 子どもたちが、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考えを深める中で自己を見つめ、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、「考え、議論する道徳」の具体化に向けた指導方法の工夫改善を推進します。
- 子どもたちが、答えが1つではない道徳的な問題について、考え、議論し、自らの道徳性を育むことができるよう、道徳教育アドバイザーの派遣等を通じて、教職員一人ひとりの指導力向上に関する取組を推進します。(再掲)
- 小中学校等の教職員を対象とした授業公開を伴う研修会の実施や、指導資料等の活用促進を通じて、教職員一人ひとりの指導力の向上を図ります。
- 子どもたちの発達段階に応じて、他者とともによりよく生きようとする意識や生命を大切にする心を育むため、道徳科を要として、各教科等の授業のほか、異学年との交流、ボランティア活動、地域での体験的な学習等の取組を推進します。
- 子どもたちが、いじめをなくす行動につながる道徳性を身につけることができるよう、関係機関と連携しいじめ予防プログラムを確立し、小中学校への普及を推進します。

- 家庭や地域と連携した道德教育の充実に向けて、保護者等への道德の授業公開や、地域の人びとも参画できる体験活動をととして道德教育の意義について共通理解を図ります。
- 高等学校においては、生徒が社会の形成者としての自覚を持ち、自立した大人として行動できるよう、公民科の科目である「公共」および「倫理」ならびに特別活動を道德教育の中核的な指導の場面としつつ、教育活動全体を通じて主体的に考え、議論する活動の充実に取り組みます。

② 指導体制の充実

- 各学校が定める教育方針の下、教育活動全体を通じた道德教育が進められるよう、道德教育推進教師を中心とした推進体制の充実に取り組みます。
- 校長や道德教育推進教師等を対象とした研修を実施し、校長の明確な方針の下、道德教育の充実が図られ、学校全体で道德教育が進められるよう取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
道德の授業で、「考え、議論」している子どもたちの割合 ※	小学生 82.1% 中学生 87.3%	小学生 87.0% 中学生 90.0%

※ 「道德の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

基本施策1 未来の礎となる力の育成

施策名 (6)読書活動・文化芸術活動の推進

めざす姿

子どもたちが、読書活動や文化芸術の体験活動を通じて、歴史や文学、科学、芸術など、さまざまな分野への関心を高め、感性や情操を磨き、幅広い視野や知識を統合して考える力と豊かな人間性を身につけています。

現状と課題

- ① 学校読書調査における全国の不読者¹⁴の割合は、小学生から高校生へと年齢が上がるにつれて高くなる状況です。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け実施された学校休校に伴う学校図書館利用の制限等により、子どもたちの図書離れが懸念される状況となっています。こうした中で、全ての子どもたちが、好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、学校・家庭・地域が中心となり、社会全体で読書活動を推進する体制を構築するとともに、公立図書館や学校図書館、幼稚園、保育所等において、子どもたちの発達段階に応じた読書環境の整備を進める必要があります。
- ② 全国学力・学習状況調査における授業時間以外に平日10分以上読書をする本県の小中学生の割合は、全国平均を下回る状況です。子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を育み、探究心や人生を豊かにする力を身につけていく上で大切なことから、子どもたちの読書習慣の形成を図るとともに、読書の機会を拡充することが必要です。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、学校や地域における子どもたちの文化芸術活動が制限されました。こうした中、オンラインを活用した取組など文化芸術活動の可能性が広がるとともに、リアルな体験による文化芸術活動の重要性が再認識されました。文化芸術活動を通じて、子どもたちに豊かな感性や情操を養い、生涯にわたって文化や芸術に親しみ、その継承や創造に寄与する態度や能力を育むことができるよう、美しいものや優れたもの、芸術的なもの、地域や我が国の伝統文化に触れる機会を充実させていく必要があります。

¹⁴ 学校読書調査において、調査前月の1か月間に読んだ本（教科書、参考書、雑誌、漫画を除く。）が0冊の児童生徒。

- ④ 文化部活動については、生徒が文化、科学、芸術等の活動をとおして楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、良好な人間関係などを培う場として大きな役割を果たしています。「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」に基づいた適切な運営と効果的な指導が求められており、将来にわたり子どもたちが文化に継続して親しむことができるよう、持続可能な活動環境を整備し、中学校における休日の文化部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める必要があります。

主な取組内容

① 学校における読書活動の推進

- 子どもたちの読書環境を整備するため、学校図書館図書標準¹⁵の達成や学校図書館への新聞配備に向けた取組を進め、学校図書館の充実を図ります。また、いつ、どこにいても読書に親しむことができるよう、電子図書を導入するなど読書機会の拡充を図ります。
- 司書・司書教諭や子どもたち、PTA、読書ボランティアといったさまざまな主体がチームとなって、学校図書館の課題を分析し、めざす姿を共有しながら快適な環境整備に取り組み、子どもたちが通いたくなるような交流とゆとりのある明るい空間を創出することで学校図書館の利活用を推進します。また、司書の資質向上を図るため、授業活用のための工夫や、子どもたちの自発的・主体的な学習活動を支援する学校図書館の活動などについて学ぶ研修を実施します。
- 子どもたちが主体的に読書に興味・関心を持てるよう、子どもたちが学校図書館の運営に主体的に関わる機会を確保したり、読みたい本についての意見を聞き取ったりすることなどを通じて、子どもたちの目線に立った読書活動を推進するとともに、学校図書館を活用した授業やビブリオバトル等の多様な取組を進めます。

② 家庭における読書活動の推進

- 子どもたちの発達段階や多様な家庭状況に配慮し、学校や幼稚園、保育所、公立図書館、PTA、子育て支援団体、子ども食堂、読書ボランティア、企業、行政等のさまざまな機関と連携・協働して、家庭における読書活動を支援する体制を構築します。
- 保護者や子育て支援関係者が集う講座やホームページにおいて、幼児期からの読書の重要性や、子どもたちの発達段階に応じた効果的な読書活動の取組である「家庭読書(家読(うちどく))」についての普及啓発等を通じ、家庭における読書活動を促進します。

¹⁵ 平成5(1993)年度に策定された公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。

③ 地域における読書活動の推進

- 各市町が策定した読書活動推進計画が計画的に進み、さまざまな機関が読書活動に関する情報を相互にやり取りする体制の構築が図られるよう、図書や設備、運営方法等について情報提供や助言等を行い、社会全体における読書活動の活性化を図ります。
- 公立図書館や地域の書店が、子どもたちや子育て家族にとって立ち寄りやすく、心地よい場所となるよう、関係機関と連携を図りながら、取組事例の情報収集や提供を行い、地域における読書活動の推進を図ります。

④ 文化芸術に触れる機会の充実

- 子どもたちの豊かな感性や情操を育み、生涯にわたり文化芸術に親しむ態度を養うため、国事業を活用し、芸術家を派遣するなど、本物の文化芸術に触れる機会を提供するとともに、子どもたちが作品等を通じて表現・発表する機会の拡充に取り組みます。
- 学校文化活動において、地域の方々との交流を進めるなど、三重の伝統や文化についての理解を深め、愛着や誇りを育む機会の充実を図ります。
- 子どもたちが本県の自然や文化等について興味を持って学び、ふるさと三重への愛着や誇りを育むことができるよう、三重県総合博物館(MieMu)等の社会教育施設の機能の充実を図ります。

⑤ 文化部活動の環境の整備

- 子どもたちが文化芸術に親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じた適切な支援により、各市町が抱える課題の解決を図り、中学校における休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を推進します。
- 文化部活動指導者の派遣を推進するなど、学校の文化部活動における専門的な指導の充実を図ります。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
授業時間以外に読書をする子どもたちの割合 ※1	小学生 57.2% 中学生 44.7%	小学生 60.0% 中学生 49.4%
高等学校の文化部活動で外部の専門家が実技指導等を実施した回数 ※2	2,893 回 (R4)	3,325 回

※1 「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

※2 県立高等学校の文化部活動において、学校部活動振興事業を活用し、外部の専門家による実技指導等を実施した回数(三重県教育委員会調べ)

基本施策1 未来の礎となる力の育成

施策名 (7)健康教育・食育の推進

めざす姿

子どもたちが、生涯にわたり心身の健康の保持増進を図ることができるよう、学校教育活動全体をととして、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、健康教育・食育に取り組み、健康で充実した生活を送るために必要な知識と、自ら必要な情報を収集して判断し実践する能力を身につけています。

現状と課題

① 肥満・痩身、アレルギー疾患、新型コロナウイルス感染症を含む感染症、メンタルヘルスの問題など、複雑化・多様化する子どもたちの現代的な健康課題への対応が求められています。加えて、社会における情報化の急速な進展により、健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になる中で子どもたちが情報等を正しく選択し、適切に行動できるようにすることが求められます。

また、がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診の大切さなど、がんについて正しく理解するとともに、がん患者に対する正しい認識を持つよう、がん教育を一層推進する必要があります。

② 本県の献血率は全国平均より低い状況が続いていることから、高校生等への一層の啓発が求められます。また、予期せぬ妊娠の防止や思春期における性感染症予防のため、子どもたちが発達段階に応じた性に関する正しい知識を適切に理解し、自らの人生や家族の大切さについて考え行動できる力を身につける必要があります。

③ 超スマート社会の進展・グローバル化など社会環境の変化や少子化など家庭におけるライフスタイルの多様化等に伴い、子どもたちの食事・運動・睡眠等の基本的生活習慣の確立が難しくなっています。また、生涯にわたり健康で豊かな生活を送るためには、歯と口の健康づくりが重要です。本県の子どもたちの一人あたりの平均むし歯数は減少傾向にあるものの、全国平均と比べ罹患率の高い状況が続いていることから、学校における歯科保健の取組の一層の充実を図る必要があります。

④ 食育を推進する体制づくりが進んだ一方で、不規則な食事や朝食の欠食等が見られます。健全な食生活を送るためには、生活習慣の改善や生活習慣病の予防に取り組む必要があります。また、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、食文化や農林水産業が次の世代へ維持・継承されるよう、学校給食等を活用した食育の推進が求められます。

主な取組内容

① 健康教育の充実

- 望ましい生活習慣の確立を図るとともに、複雑化・多様化する子どもたちの健康課題に適切に対応するため、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて、組織的・計画的な健康教育を推進します。
- がん教育の指導者向け研修会を医療関係者・がん経験者等と連携して実施するなど、子どもたちが、がんについて正しく理解したり、自他の健康と命の大切さについて考えを深めたりできるよう、がん教育の充実に取り組みます。
- 喫煙・飲酒・薬物乱用と健康との関わりについて、薬物乱用防止教室等を関係機関と連携して開催するなど、子どもたちが早い時期から依存症等に対する理解を深めるとともに、正しい知識を身につける取組を進めます。
- 学校における献血セミナーを関係機関と連携して計画的に実施することなどを通じて、高校生が献血の意義や制度についての理解を深める取組を進めます。
- ライフデザインについて、保健体育科や家庭科を中心とした各教科や特別活動などの指導や、講演会の実施により、子どもたちが家庭を築くことや子育ての意義、妊娠・出産等について考え、理解を深められるよう取り組みます。また、各教科や特別活動など学校教育活動全体を通じた性に関する指導や、産婦人科医等の専門家による講習をとおして、子どもたちが自他の命の大切さや性に関する正しい知識を身につけ行動できるよう取組を進めます。
- むし歯や歯肉炎等を予防するため、子どもたちの歯と口の健康づくりを一層推進し、学校歯科医や関係機関と連携したフッ化物洗口の実施や正しい歯みがきの指導など、歯科保健を充実します。また、学校・行政・医療機関等が連携し、各地域における歯科保健活動の充実を促します。

② 学校保健を担う教職員の研修や学校等での体制づくりの充実

- 子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、研修の実施等により、学校保健の中核的な役割を担う養護教諭をはじめとする教職員がアレルギー疾患や感染症に関する理解を深める取組を進めます。また、事故や感染を予防し、緊急時に適切に対応できるよう、学校保健委員会の効果的な活用を図り、地域の医療・保健機関や市町等教育委員会等と連携しながら、学校保健に関する体制づくりを進めます。
- さまざまな不安や悩み、ストレス等により心の健康に課題を持つ子どもたちへの対応にあたっては、専門家や関係機関等と連携し、学校等における相談体制の充実を図ります。

③ 食に関する指導・学校給食の充実

- 子どもたちが、栄養や食事のとり方、望ましい生活習慣の確立、生活習慣病の予防、食料の大切さや品質・安全について、正しい知識・情報に基づいて自ら判断し、実践していく能力を身につけることができるよう、家庭・地域と連携しながら、教育活動全体で食育に取り組めます。
- 安全で安心な学校給食を提供するため、学校給食の安全と充実に向けた講習会等を開催し、給食関係者の資質向上を図るとともに、異物混入や食中毒等の事故防止の徹底を図ります。また、アレルギー疾患対応の手引きやヒヤリハット事例集(アレルギー・異物混入)等を活用することで、学校給食における食物アレルギー対応に取り組めます。
- 学校給食を「生きた教材」として活用した指導や、残食削減・農業体験等の活動をととして、地場産物への関心や理解を深めます。また、地場産物の活用を推進し、郷土料理などの食文化を継承するとともに、生産等に関わる人びとへ感謝の心を育む取組を進めます。
- 朝食メニューを自ら考え調理する活動をととして、子どもたちが食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけることができるよう取り組めます。また、朝食摂取やバランスのとれた栄養摂取の重要性について保護者や地域へ啓発を図ります。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
むし歯予防に取り組んでいる小学校・特別支援学校(小学部)の割合 ※1	40.2% (R4)	100%
朝食を食べている子どもたちの割合 ※2	小学生 93.6% 中学生 91.5%	小学生 95.1% 中学生 93.1%

※1 年間を通じて、給食後の歯みがき指導またはフッ化物洗口を実施している公立小学校および特別支援学校(小学部)の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 「朝食を毎日食べていますか」という質問に対して、「している」、「どちらかといえば、している」と回答した公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

基本施策1 未来の礎となる力の育成

施策名 (8)体力の向上と運動部活動改革の推進

めざす姿

子どもたちが、楽しさを味わいながら体を動かし、運動が好きになり、積極的に運動やスポーツに親しむことを通じて体力が向上しています。また、運動部活動改革が進み、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会が確保され、中学校における休日の運動部活動の段階的な地域連携・地域移行が進んでいます。

現状と課題

- ① 体の柔軟性や筋力、持久力等の基礎的な体力は、生涯にわたって健康を保持増進する上で重要な役割を果たします。また、運動やスポーツに親しむことで、意欲や気力が充実し、生活習慣により影響を与えます。幼児期を含め、子どもたちが日常生活の中で体を動かすことが少なくなっていることから、継続して遊びや運動に取り組む機会を確保することが必要です。
- ② 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、本県の子どもたちの体力が全国と同様に平成30(2018)年度のピーク時より低下していること、継続的に全国平均を下回っている種目があること、1週間の総運動時間が7時間以上の子どもたちの割合が減っていることなどの課題があります。また、コロナ禍においては、感染対策上の必要性から、集団的な活動や体験的な活動等の制限が行われました。新型コロナウイルス感染症の流行以来、体力の低下など、子どもたちの心身にも一定の影響が生じているとの指摘もあります。
- ③ 学校における運動部活動は、仲間とともに励まし合い、高め合いながら、責任感や連帯感、自主性など豊かな人間性や社会性が育まれる意義のある活動です。一方で、教職員の負担が大きいことや生徒の過度な練習等についての指摘もあり、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」に基づいた適切な運営と効果的な指導が求められます。
なお、少子化の進行による生徒数の減少や指導者不足などのため、従前と同様に学校単位での運動部活動の継続が困難な状況が生じており、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができるよう、専門性の高い地域人材を配置して教職員の負担を軽減するなど、持続可能な活動環境を整備し、中学校における休日の運動部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める必要があります。
- ④ 体育活動や運動部活動中における、熱中症などの事故防止を徹底する必要があります。

主な取組内容

① 子どもたちの体力向上に向けた運動機会の拡充

- 子どもたちの体を動かす遊びが一層充実するよう、幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会を開催するとともに、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を活用し、家庭と連携しながら幼児期から運動に親しむ習慣づくりに取り組みます。
- 各学校における体力向上の目標を設定するとともに、学校全体でなわとびやマラソン等に取り組む活動である「1学校1運動」など、体育・保健体育の授業以外の子どもたちの運動機会を拡充する取組を進めます。

② 教職員の指導力向上による体育授業の充実

- 子どもたちが楽しさや喜びを味わいながら体を動かし、運動が好きになり、自ら進んで運動する習慣を身につけるとともに、発達段階に応じた体力や技能が養われるよう、ICTを活用しつつ、体育・保健体育の授業を工夫・改善する取組を進めます。
- 体育・保健体育の授業の工夫・改善に取り組んでいくため、魅力ある授業づくりに向けた研修会を実施するなど、教職員の指導力向上を図ります。

③ 運動部活動改革の推進

- 各学校の取組状況について、「学校体育・部活動実態調査」等をとおして把握し、課題となっている点について、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」をふまえて改善します。また、中学校においては、各学校の適切な部活動運営に向けて、市町等教育委員会と連携し、毎年度その運営を検証しながら、運営方針を見直すなどの改善を図ります。
- 短時間で効率的・効果的な部活動指導を行えるよう、部活動顧問や部活動指導員等が具体的な技術指導等を学ぶ研修会を実施します。
- 部活動における子どもたちに対する専門的な指導を充実するとともに、教職員の負担軽減を図るため、部活動指導員等の配置を進めます。
- 子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じた適切な支援により、各市町が抱える課題の解決を図り、中学校における休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を推進します。
- 部活動の地域移行を進めるため、運営団体や実施主体となるスポーツ団体等への協力依頼や指導者養成のための研修の実施などにより、地域クラブ活動の指導者の不足や質の向上に対応する取組を進めます。

- 部活動の実施にあたっては、子どもたちの心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等も含む。)を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する取組を進めます。

④ 学校スポーツにおける事故防止

- 熱中症を予防するため、各学校において、暑さ指数(WBGT)に応じた運動や行動の指針等を整備し、指針に基づいた状況判断や対応を進めます。また、学校関係者が熱中症の事故防止に必要な対応への理解を深めることができるよう取り組みます。
- 事故防止に向け、子どもたち個々の運動能力や体力の実態・適性、興味・関心に応じて、適切な指導計画を立てることができるよう、教職員の指導力向上に取り組みます。
- 公益財団法人日本中学校体育連盟や公益財団法人全国高等学校体育連盟等の学校体育関係団体と連携し、各種大会における事故防止に向けた運営の改善や注意事項の啓発・周知の徹底に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合 ※1	小学生 39.2% 中学生 77.4% (R4)	小学生 45.3% 中学生 78.4%
運動部活動の地域連携・地域移行を進めた中学校の割合 ※2	51.0%	100%

※1 「学校の体育・保健体育の授業以外で、運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツを合計で1日およそどれくらいしていますか」という質問に対して、1週間の総運動時間が7時間以上と回答した公立小中学生の割合(スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」)

※2 運動部活動について、地域連携・休日の地域移行に取り組んでいる公立中学校の割合(三重県教育委員会調べ)

基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

施策名 (1)キャリア教育の推進

めざす姿

子どもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、進路を決定する能力や態度、人間関係を築く力など、将来の社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身につけています。

現状と課題

- ① AIやロボットの発達による特定の職種における雇用の減少など、社会構造や雇用環境が大きく、また急速に変化することが予測される中、子どもたちが社会貢献意識や自己実現に向けたキャリア意識を持って、主体的に進路を選択することができるよう、子どもたちの発達段階に応じて地域や関係機関等と連携を図りながら、学校の教育活動全体をととした、組織的かつ計画的なキャリア教育を推進する必要があります。
- ② 県立高等学校卒業生の就職状況は、近年、3月末時点で内定率99.5%以上と高い水準で推移している一方で、目的意識がなく、今後の見通しもないまま卒業していく者もいることから、全ての子どもたちが将来を見通した上で、進路を実現できるよう、支援を進める必要があります。
- ③ 少子化の進行や高等学校卒業後に大学等へ進学する者の割合の増加により、地域産業の担い手が不足する傾向にあります。また、コロナ禍により就業体験活動等の機会が減少し、進路を考える上での体験活動の重要性が再認識されたところです。これらのことから、将来の地域社会の担い手を育成できるよう、地域と連携した体験活動の充実を図る必要があります。
- ④ 子どもたちが、多様な選択肢の中から進路を決定する力や、人間関係を築く力を身につけられるよう、関係機関等の協力を得て、専門的な知識や技能の習得に向けた取組を進める必要があります。

主な取組内容

① 学校の教育活動全体をととした組織的かつ計画的なキャリア教育の推進

- 社会的・職業的自立に向けて、育みたい資質・能力を明確化し、それぞれの発達段階に応じた課題を達成できるよう、各学校が策定するキャリア教育全体計画に基づき、体系的なキャリア教育を進めます。

- 子どもたちが、働くことや将来の自己実現に係る考え方の積み重ねと振り返りをおして、自己のキャリア形成に生かしていくことができるよう、小中高等学校12年間の活動を記録する「キャリア・パスポート¹⁶」を活用した学習を進めます。
- 各学校でのキャリア教育に関する取組を推進し、県内外の先進的な事例等について学ぶことができるよう、教職員を対象とした研修会を開催します。

② 全ての子どもたちの進路実現に向けた支援の充実

- 高等学校において、人との関わり方などの面で支援が必要な生徒や、人間関係を構築することに苦手意識のある生徒が、将来の社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるよう、各地域の就労支援機関等との連携を深め、具体的な就職支援に取り組みます。
- 高等学校において、働くことに不安を持つ生徒に対し、就労支援機関等と連携した進路相談やソーシャルスキルトレーニングの機会を入学後の早い段階から充実させるとともに、働き方についての理解を深め、働くことへの自信を持つことができるよう、企業における実習の機会の充実を図ります。
- 外国につながる子どもたちが将来を見通して主体的に進路を選択できるよう、日本での働き方や上級学校への進学について理解を深める機会の充実を図ります。
- 特別支援学校に在籍する子どもたちが、自己選択・自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、一人ひとりの状況や発達段階に応じたキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行を支援します。
- 中学校では、小学校でのさまざまな教育活動により身につけてきた能力や態度を土台として、社会体験や職場体験などを通し、社会と自己の関わりやこれからの生き方について考え、将来の夢や職業を思い描くことで、卒業後の進路について、主体的な選択・決定ができるようキャリア教育の充実を図ります。
- 高等学校において、入学後の早い段階からのキャリア教育や、生徒一人ひとりの就職支援に加え、卒業生の職場定着が図られるよう、企業の人事部門の担当や労働行政での業務等の就職に係る専門的な経験を持つ専門人材による恒常的な支援を進めます。
- 高等学校において、将来進学を希望する生徒が上級学校での学びを体験し、主体的な進路選択につながるよう、大学での講義や実習を体験する機会や、大学等の専門的な研究機関と連携した課題研究等の取組を進めます。

¹⁶ 小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、子どもたちが学級活動およびホームルーム活動を中心として、各教科を通じ、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら自己評価できるように蓄積された記録。

③ 地域と連携した体験活動や校種を越えた学びの充実

- 小中学校において、子どもたちが、地域に根づく企業で活躍する人から提案された課題について考えたり調査したりして、自ら解決方法を考えるとともに、いきいきと活動する大人の魅力を感じ取る学習を進め、その成果を小中学校へ普及します。また、高校生が地域の産業や職業を体感する場として、経済団体や労働行政機関、地元企業と連携した企業説明会、職場見学や就業体験活動の機会の充実を図ります。
- 業種や職種、地域の魅力ある産業や企業の紹介、就業体験活動の受入れ情報等を閲覧できる職業に関するWebサイトを活用し、各高等学校における対面・体験型の活動の機会を充実させるとともに、生徒の将来の希望に沿った個別最適なインターンシップの機会を提供します。
- 高校生が日頃学んできたことや学問の楽しさを小中学生に伝える機会として、科学体験講座を開催したり、高校生による小中学校での出前講座を実施したりするなどして、小中学生が高等学校での学習を体験できる場の充実を図ります。

④ 職業教育の充実

- インターンシップやデュアルシステム¹⁷の内容を充実するなど、勤労観・職業観、コミュニケーション能力を高める取組や、労働者の権利・義務等の理解を深めるとともに、法令遵守の精神や倫理観を高める取組を推進します。
- 地域で活躍する経営者の講演や職業人による技術指導等をととして、職業人としてのあり方や生き方を学ぶ機会を拡充するとともに、資格取得や競技会等へ挑戦する取組を推進します。
- 高等学校では、6次産業化に係る学習や同じ分野を学ぶ生徒同士による活動等の学校・学科の枠を越えた取組や、産業界や高等教育機関との連携によるAIやデータ分析等の先端技術に係る学びを推進します。また、良質な農作物を安定的に生産する研究や高品質な工業製品の製造、科学的な根拠に基づいた商品開発など、実践的な学びを推進します。

¹⁷ 学校における教育と企業における実習等を組み合わせることにより、子どもたちを高い専門性を身につけた職業人に育てる実践的な教育・職業能力開発の仕組み。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
目標を持って学習や活動に取り組んでいる 子どもたちの割合 ※1	小学生 90.9% 中学生 90.5% 高校生 70.8% (R4)	小学生 100% 中学生 100% 高校生 85.1%
学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考 えることにつなげている高校生の割合 ※2	高校生 83.7% (R4)	高校生 100%

※1 「目標の達成をめざして、学習や活動ができていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした
公立小中学生および県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 地域・社会、企業、大学等が実施する取組や活動、インターンシップ等への参加を通じて、将来の
進路について考えることにつなげている県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)

基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

施策名 (2)グローバル教育の推進

めざす姿

子どもたちが、グローバルな視野と志を持ちながら、高い目標に向けて挑戦しようとする意欲を高め、地域にあっても、世界にあっても活躍できる力を身につけています。

現状と課題

- ① グローバル化が進展し、国際的な課題が地域にも複雑に影響を及ぼしています。世界を舞台に、国際的なルール形成をリードしたり、社会的な課題解決に参画したりするグローバル・リーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成を進めていく必要があるため、国際的な交流活動や地域と連携した取組を産学官で推進する必要があります。
- ② 高校生が、日本や海外の言語や文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力を身につけるため、コロナ禍で減少した海外留学や国際的な交流活動を推進するとともに、外国語教育、国際理解教育等の充実を図る必要があります。
- ③ 令和2(2020)年度から小学校において3・4年生で外国語活動、5・6年生で外国語科が実施されており、英語教育に係る教職員の指導力の向上や、小中高等学校の10年間を見通した系統的な英語教育の確立に取り組む必要があります。
- ④ 少子高齢化、過疎化の進行に伴う人口減少により、地域の活力の低下が懸念されています。地域が持続的に発展していくためには、その地域への愛着・誇りを持ち、経済的に自立し、地域の課題解決に主体的に参加する人材を育成することが必要となっています。小中高等学校等における探究的な活動、キャリア教育等を通じ、「包容力」や「多様性」といった県民が持つ特質や優位性を生かした、三重に根ざした教育活動を進める必要があります。

主な取組内容

① グローバル社会で活躍できる人材の育成

- 海外研修、各種コンテストへの参加、探究的な活動の成果報告会への参加等をとおりて、グローバルな視野を持ちながら、高い目標に向かって挑戦しようとする意欲の醸成に取り組めます。

- 身近な地域や地球規模の課題をテーマとした学習やディスカッション、オンラインも含めた海外との交流等をととして、グローバルな視野を広げるとともに、論理的・科学的思考力や探究心等を育みます。
- 高等学校においては、海外の高校生等との国際的な交流活動により、国境を越えた地球規模の視野と身近な地域の視点で、さまざまな問題を多面的・多角的にとらえながら、異文化への理解を深め、多様性を尊重する態度を育み、価値観の異なる多様な人びとと協働していく力を育成します。

② 多文化共生の考え方に基づく教育の推進

- 子どもたちが、互いの国・地域の食文化や伝統行事等を紹介し合う取組や地域に暮らす外国人との交流などを推進するとともに、NGO・NPO等のさまざまな機関と連携し、子どもたちが多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会を創出します。
- 高等学校においては、自ら考え判断し行動する力、他者と共に成長しながら新しい社会を創造する力、外国語で積極的にコミュニケーションを図る語学力を育むため、高等学校においては、海外留学や海外インターンシップ等を推進するとともに、英語によるディスカッションやディベート等を行う機会の創出に取り組みます。
- 高等学校においては、国際交流や国際理解教育を推進するキーパーソンとなる教職員を対象とした研修を実施します。

③ 英語教育の推進

- 英語教育実施状況調査の結果等をふまえ、子どもたちが「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと(やり取り・発表)」、「書くこと」をバランスよく統合させた英語コミュニケーション力を高める授業改善を一層推進します。
- 英語での発信力の向上を図るため、1人1台端末を用いたパフォーマンステストの実施など、ICTを活用した取組を推進します。
- 小中高等学校の教員による校種を越えた授業見学や意見交換など、「三重県英語教育改善プラン」における小中高連携の取組を県内各地域に普及させることで、小中高等学校の10年間を見通した系統的な英語教育の実現をめざします。
- 全ての子どもたちが、英語に親しみ、発達段階に応じた英語力を身につけられるよう、英語教育に携わる教員の英語運用力・実践的指導力の向上を図る研修を実施します。

④ 郷土教育の推進

- 子どもたちが、郷土三重への理解を深め、愛着や誇りを持って語ったり、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育んだりすることができるよう、地域の豊かな文化や歴史、伝統行事などに関する郷土教育を推進します。
- 将来、社会に貢献しようとする「志」を育成するため、子どもたちが地域や社会の課題等について、学校の枠を越えて議論したり、高校生が同じ地域の小中学生と活動したりするなど、主体的に活動し、学び合う取組を推進します。
- 子どもたちが、将来地域で活躍する意欲と態度を身につけることができるよう、地域の産業に関する学習や地域で活躍する人びとから学ぶ取組など、地域と連携した郷土教育を推進します。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した生徒の数 ※1	中学生 1,321 人 高校生 224 人 (R4)	中学生 1,600 人 高校生 320 人
地域や社会をよくするために何かしてみたいと考える子どもたちの割合 ※2	小学生 77.9% 中学生 68.8%	小学生 80.0% 中学生 70.0%

※1 国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育むために県が実施する取組に参加した公立中学生および県立高校生の数(三重県教育委員会調べ)

※2 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

施策名 (3)新たな価値を創り出す力の育成

めざす姿

複雑化・困難化する社会課題の解決や持続的な社会の発展に向け、子どもたちが生涯をととして主体的に学びに向かう姿勢や、新たな発想、先端技術等により新たな価値を創り出す力を身につけています。

現状と課題

- ① コロナ禍の学びを保障する手段としての遠隔・オンライン教育が注目されるとともに、対面指導や子ども同士による学び合い、地域社会での体験活動など、リアルな体験を通じて学ぶことの重要性が再認識されました。デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインか対立的にとらえるのではなく、どちらのよさも適切に組み合わせた教育活動を進める必要があります。
- ② 今後訪れる社会は、これまでの延長線上を大きく超えた劇的な変化が訪れることが予想されています。その中で、人間らしく豊かに生きていくためには、他者と共に社会活動等に参画していくコミュニケーション力や、答えが一つでない課題を解決する力が必要なことから、探究的な学びの充実に向けた取組を進める必要があります。
- ③ 人間ならではの考え方で実社会の課題等の解決をめざし、新たな価値を創造できる資質・能力を育成するため、大学や企業など、関係機関の協力を得て、スマート農業やAI、ロボティクス、データサイエンスなど、先端技術を積極的に活用した取組を進める必要があります。
- ④ 子どもたち一人ひとりの興味や関心、発達や学習の課題等をふまえ、それぞれの個性に応じた学びを引き出し、一人ひとりの資質・能力を高めていくことが重要であり、各学校が行う進路指導や生徒指導、学習指導等についても、子どもたち一人ひとりの発達を支え、資質・能力を育成するという観点からその意義をとらえた指導を進める必要があります。

主な取組内容

① 自律した学習者の礎づくり

- GIGAスクール構想により、1人1台端末環境と通信ネットワーク環境が整備されたことを最大限に生かし、端末を日常的に活用するとともに、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、子どもたちの多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びの実現をめざします。

- 小中学校においては、各教科等におけるさまざまな学習活動をととして、人びとの生活を便利で豊かなものに行っているプログラミングの働きやよさについて気づきを促すとともに、ICT機器等を用いて問題を見いだして解決策を考える力や情報手段を適切に活用する力を育成します。
- 自ら定める目標に向けて必要な学習内容や方法を決定し、学習状況等を振り返りながら、必要に応じて改善を行い、学び続けていく「自律した学習者」の育成をめざします。子どもたちが生涯にわたり、能動的に学ぶ姿勢を身につけることができるよう、学ぶ意義や目的についての理解を促すとともに、自分なりの学び方を工夫できる力を育むための教育を進めます。
- 人生観の礎を築き、論理的に物事を考える土台となる力を養うため、読書や体験活動等を通じて、歴史や文学、科学、芸術など、さまざまな分野への関心を高め、幅広い視野や知識を統合して考える力を育む教育を推進します。また、学校図書館を「読書センター」のみならず、生徒の自発的・主体的な探究活動を支援する「学習・情報センター」としての機能をより果たすための体制づくりや環境整備を推進します。

② 探究活動、STEAM教育等の推進

- 身近な地域や世界規模の課題を設定しその解決に向け深く考察し行動する探究活動や、多様な考え方を持つ仲間との学びや個々の教科の学びを基礎として教科横断的な学びを行うSTEAM教育、地域の産業や特色を題材にした地域課題解決型学習を推進するとともに、取組の前後に、資質・能力がどのように変化したかを把握し、取組の改善につなげます。(再掲)
- 高等学校においては、将来、国際舞台で活躍できる科学技術系人材を育成するために、スーパーサイエンスハイスクール指定校等を中心に、先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の個性と能力を一層伸ばしていく教育に取り組みます。
- 高等学校においては、各学校の探究的な学習の成果を集めた発表会「みえ探究フォーラム」や、探究的な学習の指導方法や評価方法等について実践研究に取り組む「探究コンソーシアム」を開催することで、本県における課題研究の質の向上をめざします。

③ 急激に進化する先端技術や社会の変化等に対応した取組の推進

- これからの社会において、次代を担う子どもたちがデジタル社会で活躍できるよう、学習における問題の発見・解決等に、1人1台端末などのICT機器を適切かつ効果的に活用する学びを小中高等学校等の発達段階に応じて推進します。
- 「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」を受け、デジタル社会に必要なAIやデータ分析等に関する知識・技術を習得するとともに、技術革新等により進化する社会・産業界等が求める力を身につける学びを推進します。

- 新しい技術の開発や時代の変化に対応したサービスを基軸として事業を展開する企業の経営者等を招へいし、考え方や具体的な取組等を学ぶ機会を創出するとともに、新たなビジネスの立ち上げや既存のビジネスを拡大できるよう、企画力やマネジメント力、発信力を備えた起業家マインドを醸成する取組を推進します。
- 生成AIが急速に普及する中、そのリスク等に十分な対策を講じた上で、子どもたちの発達の段階や実態をふまえ、情報活用能力の一部として生成AIの仕組みの理解や生成AIを学びに生かす力を段階的に高めます。

④ 一人ひとりに最適で効果的な学び(公正な個別最適化学習)の推進

- 子どもたち一人ひとりの資質・能力を高めるため、ICTを効果的に活用した授業を実践するとともに、高い専門性を備えた人材を育成するため、国内外で活動している専門的な知見を有する有識者や高等教育機関等と連携した取組を実施します。
- 突出した意欲・能力を有する子どもたちの能力を大きく伸ばすため、大学・民間団体等と連携した学校外での学びの機会の提供や、国際科学技術コンテスト強化講座等の実施など、子どもたちが切磋琢磨し、能力を伸長する機会の充実を図ります。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している高校生の割合 ※1	高校生 76.9% (R4)	高校生 84.8%
実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習活動を行った高等学校の数 ※2	32校 (R4)	56校

※1 「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 科学、技術、工学、リベラルアーツ・教養、数学等における見方・考え方を総合的・統合的に働かせて、問題を発見し、解決する教科横断的な学習活動を行った県立高等学校の数(三重県教育委員会調べ)

基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

施策名 (4)主体的に社会を形成する力の育成

めざす姿

変化が激しく予測困難なこれからの社会において、子どもたちが変化をしなやかに前向きに受け止めて、社会の一員としての自覚と責任を持ち、主体的に社会の形成に参画する態度を身につけています。

現状と課題

- ① 我が国の若者は、社会の形成に主体的に参画する意識が低いことが指摘されています。選挙権年齢や成年年齢が18歳に引き下げられたことをふまえ、発達段階に応じて早い段階から、主権者の一人としての自覚を深め、主体的に社会を形成していこうとする態度を育みます。また、社会の持続的な発展を生み出す人材を育成するため、合意形成を経て、自らルールや仕組みを作ることができることを実感できるよう、学級活動やホームルーム活動、児童会・生徒会活動等において、自分たちの学校生活の向上に向けて話し合う活動等を充実させる必要があります。
- ② 高等学校では、成年年齢が18歳に引き下げられ、契約の重要性および消費者保護の仕組みを含む消費者教育に関する内容を、高等学校1・2年生のうちに学習することとなっています。消費者庁作成の教材「社会への扉」を活用した学習や、専門家による金融取引の基礎や消費者被害の未然防止に関する学習等にも取り組んでおり、生徒の実態に応じた消費者教育のさらなる充実が求められています。
- ③ SDGsの目標実現や脱炭素化の取組が進められる中、持続可能な未来の社会を主体的に創造する力を育むことができるよう、デジタルやグリーン(脱炭素等)など、これからの社会における価値創造にとって重要な成長分野における人材育成につながる取組を進める必要があります。

主な取組内容

① 主権者教育の推進

- 子どもたちの発達段階に応じた一貫性のある主権者教育を推進できるよう校種を越えて連携を深めます。小中学校においては、社会科を中心に、地域や社会にある課題や我が国の政治の働きについて関心を持ち、多角的に考えたり、話し合ったりする授業づくりを推進します。高等学校においては、「公共」の授業を中心に、現代の諸課題の解決に向けて自分の意見や考えを伝え合い、協働してよりよい社会を形成しようとする力を養います。

- 学校生活や社会をよりよくするためのルールや課題解決策を、自分たちで考え、話し合うことで、社会参画意識を高めるとともに、自分の力で現実の社会的な問題を解決できるという主権者としての感覚を育みます。
- 関係する諸機関や地域の人材を積極的に活用し、選挙管理委員会等と連携して模擬選挙等を実施したり、議会等と連携して地域の課題について話し合ったり、税務署等と連携して租税や財政について学ぶなど、主権者としての意識を高める取組を推進します。

② 消費者教育の推進

- 消費生活に関する正しい知識の習得および倫理的消費(エシカル消費)など、持続可能な消費行動についての理解の促進に向けた消費者教育を推進し、子どもたちが協働し、よりよい社会を形成しようとする力を育成します。
- 18歳から一人で有効な契約をすることができるようになる一方、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が18歳未満までとなることから、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、金融に関する知識と判断力(金融リテラシー)を身につけることや、消費者被害の防止・救済のため、消費者教育のさらなる充実を図ります。

③ 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

- 持続可能な開発のための目標(SDGs)の実現に貢献するESD(Education for Sustainable Development)を推進します。現代社会における地球規模の諸課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身につけるとともに、新たな価値観や行動等の変容を生み出します。
- 脱炭素社会の実現に向けては、国民一人ひとりのライフスタイルを脱炭素型へと転換していくことが重要となっています。子どもたちが、地球環境問題を自分ごととしてとらえ、環境を守るための行動をとることができるよう、持続可能な社会の創り手を育む教育のさらなる推進を図ります。
- 小中学校において、持続可能な社会の創り手となることが期待される子どもたちに対して、学習指導要領に基づいて各教科、道徳科、総合的な学習の時間などを通じて、ESDを進めます。また、持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるため、体験活動等とおして、地域の自然や歴史・文化・産業などの学びを深めます。
- 高等学校においては、地域や大学・企業との連携も取り入れ、持続可能な社会の創り手を育むため、STEAM教育や教科横断的な課題解決型の学びを推進します。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任を果たそうと考える 高校生の割合 ※	高校生 65.0% (R4)	高校生 82.1%

※ 「社会の一員として権利を行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)

基本施策3 特別支援教育の推進

施策名 (1)一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進

めざす姿

インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりのニーズに応じた学びの場において、持てる力や可能性を伸ばし、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに交流し、理解・尊重し合いながら生きていく態度を身につけています。

現状と課題

- ① 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちの数は増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応え、子どもたちが自立と社会参画に必要な力を身につけられるよう、早期からの一貫した指導・支援を行うとともに、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場における指導・支援の充実を図る必要があります。
- ② 特別な支援を必要とする子どもたちが、進学等による環境の変化に左右されることなく安心して学ぶことができるよう、支援情報が切れ目なく引き継がれ、継続した支援を受けられることができる体制の整備が必要です。
- ③ 特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍していることから、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につけ、専門性を高める必要があります。
- ④ 共生社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに理解を深め、尊重し合いながら生活していく態度を身につける必要があります。

主な取組内容

① 一人ひとりに応じた指導・支援の充実

- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といったそれぞれの学びの場において、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」に基づき、障がいの状態に応じたきめ細かな指導・支援を進めるとともに、一人ひとりに必要な合理的配慮を提供します。
- 特別な支援を必要とする子どもを含む全ての子どもたちが、通常の学級で安心して学習することができるよう、授業のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、共に学ぶことをとおして互いを理解し、支え合う関係を築くことができる学級づくりを進めます。

- 特別な支援を必要とする子どもたちが、小中学校や高等学校の通常の学級で学べるよう、通級による指導を担当する教員を対象として年間を通じた研修を実施するなど、専門性の向上に取り組めます。また、発達障がい支援について、高度な専門性を身につけるための研修を実施するなど、地域で発達障がい支援の中心となる教員を養成します。
- 特別支援学校のセンター的機能として、特別支援教育コーディネーター等が、小中学校等への教育相談や研修会等を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に取り組めます。
- かがやき特別支援学校は、子ども心身発達医療センターと連携し、発達障がいに関するセンター的機能の中核となる学校として、より専門性の高い支援を行います。
- 高等学校において、特別な支援を必要とする生徒の支援情報が確実に引き継がれ、安心して学校生活を送ることができる体制を整えるとともに、通級による指導の充実を図るなど、実態やニーズに応じた支援を行います。
- 特別な支援を必要とする子どもたちが、新しい時代に活躍できる技能や力を身につけることができるよう、障がいの状態や一人ひとりのニーズに応じて、ICTを効果的に活用します。また、長期入院中の子どもたちに対して、在籍校等からオンラインによる授業配信を行うなど、教育機会の確保を図ります。

② 切れ目ない支援体制の充実

- 幼児期から学齢期・社会参画に至るまで、「パーソナルファイル¹⁸」を活用して必要な支援情報を円滑かつ確実に引き継ぐことで、きめ細かな指導・支援を進めます。
- 就学前から小学校等への支援情報の引継ぎについて、「CLM(Check List in Mie)」と個別の指導計画¹⁹等を有効に活用し、早期からの適切な支援を行うことができるよう取り組めます。
- 本人や保護者が就学先となる学びの場を適切に選択することができるよう、丁寧に情報を提供したり、相談に対応したりするなど、市町等教育委員会と連携した就学支援を行います。
- 小中学校等に勤務する看護師に対して、特別支援学校での医療的ケアに関する取組や事例を検討する研修会への参加を働きかける取組などにより、医療的ケアを必要とする子どもたちの安全・安心を高めます。

¹⁸ 本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報(個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等)を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用する。

¹⁹ 子ども心身発達医療センターで開発された、子どもの育ちを見極め、適切な支援を行うためのツール。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
通級指導教室による指導担当教員の専門性向上を図る年間を通じた研修を受講した教員の数 ※	30 人 (R4)	180 人

※ 通級指導教室による指導を担当する教職員の専門性の向上を図るために、大学と連携して、年に 12 回以上の研修を受講した教職員の数(累計)(三重県教育委員会調べ)

基本施策3 特別支援教育の推進

施 策 名	(2)特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進
-------	-------------------------------

め ざ す 姿

特別支援学校に在籍する子どもたちが、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援により、自立と社会参画のために必要な力を身につけ、卒業後も地域の中で豊かに自分らしく生活しています。また、特別支援学校に在籍する子どもたちと地域の小中学校等に在籍する子どもたちが、交流活動を通じて共に学ぶことにより、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

現状と課題

- ① 特別支援学校において、障がいのある子どもたちが、卒業後も必要に応じて支援を求めたり、支援を受けたりしながら、自分でやりたいことを選択したり決定したりするなど、主体的に生活していけるよう、組織的・計画的なキャリア教育の推進が必要です。
- ② 特別支援学校に在籍する日常的に医療的ケアを必要とする子どもたちが、安全で安心して学び続けることができるよう、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアに対応するとともに、保護者の負担を可能な限り軽減する必要があります。
- ③ 子どもたちが、障がいの有無に関わらず、経験を深め、社会性や豊かな人間性を身につけるとともに、互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会として、近隣の学校や子どもたちの居住地域の学校との交流および共同学習をさらに進める必要があります。
- ④ 特別支援学校への通学に時間を要する子どもたちが、可能な限り居住地に近い特別支援学校で学べるようにすることが求められています。また、特別支援学校に在籍する子どもたちの数の増加による施設の狭隘化や、老朽化に対応する必要があります。

主な取組内容

① 計画的・組織的なキャリア教育の推進

- 一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導を一層充実させるため、授業改善に向けた授業研究など、指導力の向上を図るとともに、子どもたちを支えるツールとしてICTを活用するなど、子どもたちの自立と社会参画につなげる取組を進めます。
- 特別支援学校に在籍する子どもたちが、自己選択・自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、一人ひとりの状況や発達段階に応じたキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行を支援します。(再掲)

- 特別支援学校高等部では、自分に合った職場を見つけ働くための早期からの職場実習や農福連携など職域の拡大に取り組みます。また、事業所に通勤・通所する従来の形態に加えて、ICTを活用した在宅就労など新しい働き方や技能に対応した就労先の開拓や就労支援に取り組むとともに、関係機関と連携した定着支援を進めます。
- 卒業後の支援の主体を学校から関係機関へ円滑に引き継ぐことができるよう、「個別の教育支援計画」の活用を図るなど、地域の障がい者就業・生活支援センター等と連携した取組を進めます。

② 安全・安心・健康な生活を送るための取組

- 特別支援学校において、ガイドラインに沿った医療的ケアを実施するとともに、医療的ケア担当者への研修や福祉車両等に看護師が同乗して通学支援を行うなど、保護者の負担を軽減する取組を進め、医療的ケアを必要とする子どもたちが安全に安心して学びを継続できるよう支援します。
- 国立病院機構三重病院および三重大学医学部附属病院に入院する子どもたちに、かがやき特別支援学校からオンラインにより授業を配信するなど、ICTを活用した指導・支援を行います。また、訪問教育は、学習場所や時間が限られることから、ICTの活用により、通学している子どもたちと学び合う機会をつくるなど、遠隔教育の推進に取り組みます。
- 特別支援学校に在籍する子どもたちが、卒業後もより豊かな生活を送ることができるよう、関係機関との連携を図り、地域の社会教育施設等の情報を提供するなど、生涯学習に関する意識を高める取組を進めます。また、ボッチャ等の障がい者スポーツを授業に取り入れるなど、生涯にわたりスポーツに親しむ習慣を身につけることができるよう取り組みます。

③ 交流活動等を通じた特別支援教育の理解啓発

- 特別な支援を必要とする子どもたちが、地域社会で自分らしく生活していけるよう、地域の人たちを招いた特別支援学校の見学会の実施や、特別支援学校に在籍する子どもたちによる文化芸術活動・地域行事への参加などをとおして、周りの子どもたちや保護者、地域への特別支援教育に係る理解啓発を図ります。
- 障がいの有無に関わらず、互いに理解し尊重し合いながら生活していく態度を身につけることができるよう、地域の学校との交流や共同学習をオンライン等も活用しながら継続して進めるとともに、地域の小中学校に副次的な籍を置くことについて、市町等教育委員会と連携し、取組を進めます。

④ 特別支援学校における学習環境づくり

- 特別な支援を必要とする子どもたちが安全に通学できるよう、スクールバスの配備と更新を計画的に進め、在籍する子どもたちの数の増加や車両の老朽化への対応に取り組めます。
- 盲学校および聾学校について、校舎の老朽化対応と、聾学校の津波浸水に係る安全対策のため、校舎を令和8(2026)年度中に使用開始できるよう、津市城山の県立施設跡地へ新築移転します。また、盲学校、聾学校、城山特別支援学校の寄宿舎を令和6(2024)年度に統合します。
- 松阪あゆみ特別支援学校の校舎を増築することで、在籍する子どもの数の増加による狭隘化への対応を進めるとともに、令和9(2027)年度から知的障がい部門に加えて、肢体不自由部門を設置します。また、玉城わかば学園でも、令和9(2027)年度から知的障がい部門に加えて肢体不自由部門を設置し、通学時間を短縮します。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率 ※1	100% (R4)	100%
特別支援学校における交流および共同学習の実施回数 ※2	756 回 (R4)	1,100 回

※1 一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率(就労継続支援A型事業所を除く。)(三重県教育委員会調べ)

※2 県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数(三重県教育委員会調べ)

基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり

施 策 名	(1)いじめや暴力をなくす取組の推進
-------	--------------------

め ざ す 姿

道徳教育や人権教育の充実、専門人材の積極的な活用によって、子どもたちが主体的にいじめの防止に向けて行動しています。また、心豊かで安全・安心な社会を創るため、社会総がかりでいじめや暴力行為の未然防止の取組が一層進んでいます。

現状と課題

- ① いじめは、いじめを受けた子どもの心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。このため、平成25(2013)年施行の「いじめ防止対策推進法」や、平成30(2018)年施行の「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめをなくすための取組により注力することが必要です。
- ② 全ての子どもたちが、自らの存在を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で安心した学校生活を送るためには、子どもたち自身が、いじめの防止や解決に向けて、自らできることを主体的に考え行動できる力を育むことが必要です。
- ③ いじめ防止のためには、道徳教育や人権教育の充実や教職員が行ういじめ防止のための授業の実施に加え、専門人材も積極的に活用して、子どもたちの心に響く取組を進めていくことが大切です。さまざまな立場の専門人材を活用して、子どもたちがいじめについて正しく認識し、行動の変化につなげることができるよう、教育活動全体をとおした取組を進めることが必要です。
- ④ いじめは学校だけの問題ではなく、子どもたちに関わる全ての大人の問題でもあります。子どもたちに関わる全ての大人が、学校内外のいじめ防止に取り組み、その取組などを県民の皆さんに積極的に情報発信するなど、社会総がかりでいじめ防止に取り組むことが必要です。
- ⑤ 暴力行為など、子どもたちの行動の背景にはストレスや悩みなど心の問題や、家庭的に複雑な課題がある場合があります。心理や福祉等の専門人材を活用し、それぞれの抱える背景や課題に寄り添って指導や支援を行っていく必要があります。また、学校だけでは解決困難な事案が増加しており、児童相談所や警察等の関係機関と連携して対応することが必要です。

主な取組内容

① 子どもたちが主体となった取組の推進

- 児童会活動や生徒会活動、学級活動やホームルーム活動などで子どもたちが「いじめとは何か」、「いじめをなくすために一人ひとりができることは何か」などについて、具体的に考え、話し合うなど、子どもたちの主体的な活動を推進することで、いじめの傍観者や同調者にならず、いじめ防止に向けて行動できる力を育みます。

② 教育活動全体を通じた取組の推進

- 子どもたちがいじめに関する理解を深め、いじめを自分事として考え議論し、いじめをなくす心情や判断力等を身につけることができるよう、道徳教育や人権教育などをはじめとした学校教育活動全体を通じて、いじめをなくすための取組を推進します。
- 子どもたちが、いじめをなくす行動につながる道徳性を身につけることができるよう、関係機関と連携しいじめ予防プログラムを確立し、小中学校への普及を推進します。（再掲）
- 道徳性を育成する道徳科授業の質の向上が図られるよう、小中学校における道徳教育推進教師を対象にした研修会の実施やアドバイザーの派遣、いじめ防止に資する「特別の教科 道徳」の教員用指導補助資料を作成します。
- インターネットは広く社会全体につながり、実社会と同じように法律で規制されていることを子どもたちにしっかりと理解させ、子どもたちがインターネット上におけるいじめなどの被害者や加害者とならないよう、県教育委員会が事例をふまえて開発した教材を活用して、情報モラル教育を進めます。

③ 専門人材の活用

- 弁護士が行ういじめ予防授業など、専門人材を積極的に活用しいじめ防止に係る取組を進め、子どもたちが「いじめは人権侵害であること」や「いじめが刑事罰の対象となり得ること」、「周囲の子どもたちの行動がいじめの防止に大きな役割を果たすこと」などについて学び、いじめを許さない心と態度を育成します。

④ 社会総がかりでの取組の推進

- 子どもたちが安心して過ごすことができる環境をつくるため、県内の事業者・団体等をいじめ防止応援サポーターとして登録し、サポーターとの連携の下、各地域でいじめ防止等の取組を推進します。

- 「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでのいじめ防止等の取組として、いじめ防止強化月間(4月と11月)にピンクシャツ運動²⁰を実施するなどの取組を推進します。また、令和4(2022)年度開設のいじめポータルサイト等を通じて、学校やいじめ防止応援サポーターの取組、本県にゆかりのある著名人のいじめ防止応援メッセージ等を県民の皆さんに発信するなどして、いじめ防止に向けた気運を醸成し、社会総がかりでいじめ防止の取組を推進します。
- 三重弁護士会や三重県臨床心理士会、警察など、いじめ防止等に関係する機関や団体と連携して、本県の現状をふまえたいじめ防止等の対策を適切に実施するため、三重県いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめ防止等に関する情報の交換および研究に取り組みます。

⑤ 暴力行為への対応

- 警察官経験者や教員経験者等からなる生徒指導特別指導員を各学校に派遣し、暴力行為の未然防止や暴力等により心身に被害を受けた子どもへの支援等に取り組みます。
- 子どもたちが怒りをコントロールして暴力行為に及ぶことがないよう、県立学校の生徒指導担当教員等を対象としたアンガーマネジメントに係る研修を行い、各学校での取組につなげます。また、取組事例を市町等教育委員会にも共有します。
- 学校警察連絡協議会等を通じて警察との情報共有や連携強化に取り組みます。また、児童相談所との連絡を密にし、暴力行為の背景にある環境の課題に寄り添って対応を進めます。

²⁰ 平成 19(2007)年にカナダで誕生した「いじめ反対運動」。ピンク色のシャツを着たり、ピンク色の小物を身につけたりすることで、「いじめ反対」の意思を行動で示します。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合 ※1	88.2% (R4)	100%
小中高等学校における暴力行為の発生件数 ※2	7.6 件 (R4)	6.0 件

※1 「いじめについて見聞きしたとき、いじめをなくそうと自分にできることを考え行動しますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 公立小中学校および県立高等学校における児童生徒 1,000 人あたりの暴力行為(対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊)の発生件数(三重県教育委員会調べ)

基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり

施 策 名	(2)いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実
-------	--------------------------

め ざ す 姿
教職員が子どもたちのささいな変化を見逃さず、子どもたちとの信頼関係を築き、いつでも学校にいじめを訴えやすい環境が整うことにより、いじめを早期発見し、積極的な認知と早期対応が進み、子どもたちが安全・安心に学校生活を送っています。

現状と課題
① いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものとの認識に立ち、「いじめ防止対策推進法」をふまえ、いじめの正確かつ積極的な認知と、早期発見・早期対応が必要です。 ② インターネット上で行われるいじめの認知件数は増加傾向にあるとともに、匿名性の高さを利用した投稿や、一定時間の経過により自動的に投稿が消去されるサイトの利用など、教職員や保護者等が発見しにくいいじめが増えています。 ③ 教職員や保護者など、子どもたちにとって身近な大人が、子どものいじめのサインに気づける仕組みや、子どもがいじめを受けていることや周囲でいじめがあることをいつでも学校に伝えられる仕組みが必要です。 ④ いじめの早期発見のためには、学級担任や部活動顧問など子どもたちに関わるさまざまな立場の教職員が、日常の観察や面談等を通じて子どものいじめのサインを受け止め、学校内で共有することや、家庭と連携し、学校だけでは把握できないサインを共有することが必要です。 ⑤ いじめの問題は多様化・複雑化し、子どもたちの中には、誰にも相談できずに一人で悩みを抱え込んでいる者もいます。学校はスクールカウンセラー²¹やスクールソーシャルワーカー²²などの専門人材を積極的に活用して、子どもたちが安心して相談できる体制を整える必要があります。

²¹ 子どもたちの心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。精神科医のほか、公認心理士、臨床心理士、学校心理士等があり、子どもたちへのカウンセリングや教職員および保護者に対する助言・援助を行います。

²² 教育機関を活動の場とする福祉事業(ソーシャルワーク)従事者。主に、子どもの立場から、問題解決ができる環境づくりを推進することを旨とします。

主な取組内容

① SOSを見逃さない積極的ないじめの認知の推進

- 「いじめ防止対策推進法」が示すいじめの定義を教職員に周知徹底することにより、いじめの正確かつ積極的な認知を進めます。
- 日頃から子どもたちとの信頼関係を構築し、積極的な声掛けや面談等を通じて、子どもたちの表情や言動など、ささいな変化を見逃すことなく、いじめを早期に発見して対応します。

② インターネット上のいじめの問題への対応

- インターネット上の誹謗中傷や人権侵害等を早期発見し、インターネット上のいじめから子どもたちを守るために、ネットパトロール等の取組を実施します。
- インターネット上の問題は、教職員や保護者等が事態を把握することが難しいことから、不安や悩みを抱えた子どもたちが相談できるよう、日頃から相談窓口を周知したり、教職員や保護者など身近な大人に相談することの大切さを伝えたりすることを通じて、子どもたちがインターネット上のいじめを一人で抱え込むことがないよう取り組みます。

③ 子どもたちがいじめを訴えやすい環境づくりの推進

- 学級やホームルーム、部活動の悩みや不安は、学級担任や部活動顧問などその運営に直接関わる教職員には、相談しにくい場合もあることから、それ以外の教職員や教育相談担当者にも相談できる体制を整えます。
- 子どもたちが1人1台端末等を活用して、自らがいじめを受けていることや周囲でいじめがあることを、オンライン上で学校に報告できるようにするなど、子どもたちがいじめを訴えやすい仕組みづくりを進めます。
- 「いじめ早期発見のための気づきリスト」を全ての保護者に配付して、いじめ早期発見のための視点を共有し、子どもたちのサインをいち早く把握できるよう取り組みます。
- 各学校で、学期に1回以上のいじめアンケートを実施するとともに、実施方法の工夫と改善に取り組むことにより、子どもたちがいじめを訴えやすい環境を整えます。

④ 専門人材を活用したいじめを訴えやすい環境づくり

- 子どもたちがさまざまな立場の人に安心して相談できるよう、各学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、悩みを抱えた子どもたちを心理や福祉の専門家につなげるなど、「チーム学校」としての相談体制を整備します。

- いじめの問題などに悩む子どもたちや保護者を支援するため、専門的な相談ができる「いじめ電話相談」や、子どもたちが気軽に相談できる「子どもSNS相談みえ」など、学校外での相談を引き続き実施します。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心を感じている子どもたちの割合 ※	小学生 96.0% 中学生 98.0% 高校生 94.0% (R4)	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%

※ 「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)

基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり

施 策 名	(3)いじめに対する迅速・確実な対応の推進
-------	-----------------------

め ざ す 姿	学校がいじめを発見または情報を得た場合は、いじめを迅速かつ正確に認知し、専門人材も含めて組織的に対応することで、いじめの当事者や周りの者を含む全員が好ましい集団生活を取り戻し、いじめが早期に解消しています。
---------	--

現状と課題	① いじめやいじめの疑いのある行為を確認した場合は、教職員が一人で問題を抱え込み、「いじめではない」と判断するのではなく、管理職に情報を共有した後、学校いじめ防止委員会を開催して、いじめの認知や今後の対応を協議するなど、組織的に迅速な対応を図ることが必要です。また、いじめの初期対応の遅れから、問題が複雑化・困難化する事案も発生していることから、特に対応が難しくなることが想定される事案については、初期段階から教育委員会への連絡・相談や関係機関と連携した対応が必要です。 ② いじめの発見や、いじめの情報を得た場合は、いじめられた子どもを徹底して守り通すという姿勢を示すとともに、教育的配慮の下、いじめた子どもには毅然とした態度で指導することが必要です。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、子どもの人格の成長に主眼をおいた指導を進める必要があります。 ③ 学校が認知したいじめの解消の判断については、「いじめの防止等のための基本的な方針」をふまえ、いじめられた子どもや保護者の気持ちや考え方に寄り添いながら、組織的に対応し、判断することが必要です。その上で、いじめの解消率を高めていくことが必要です。 ④ いじめられた子どもやいじめた子どもには、その態様に応じて専門人材を活用することによっていじめの問題の解消に向けて支援することが必要です。
-------	--

主な取組内容	① 組織的かつ迅速な対応の推進 ○ 学校がいじめを発見したり、情報を得たりした場合、原則としてその日のうちに校長と関係教職員が情報を共有し、学校いじめ防止委員会を開催するなど、当面の対応を決定して直ちに取り組みます。
--------	--

- いじめ問題の対応には、専門人材などによる多角的な視点から対応策を検討することが大切であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材の力を活用しながら解決に向けて取り組みます。
- 学校、市町等教育委員会、県教育委員会の迅速・確実な対応を行うことができるよう、学校におけるいじめの内容や発生日、認知日、その後の対応状況などをデジタル化して共有する取組を推進します。また、その情報を蓄積して学校や市町等教育委員会と共有することで、いじめ問題の対応をより効果的に進めるとともに、的確な組織的対応につなげます。
- いじめの重大事態²³については、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「不登校重大事態に係る調査の指針」等に基づき、適切に対応します。また、いじめられた子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたります。

② いじめられた子どもやその保護者への支援

- いじめられた子どもを支援する際は、「あなたが悪いのではない」ということをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意するとともに、いじめられた子どもに寄り添い、安全・安心を感じられるよう支援します。
- いじめられた子どもには、その態様に応じスクールカウンセラーによる心のケアを行うとともに、スクールソーシャルワーカーがいじめられた子どもやいじめた子どもを取り巻く環境を検証し、いじめの問題の解決に向けて支援します。
- 学校がいじめの事実を確認した際は、家庭訪問等を行うなどして、いじめられた子どもの保護者に迅速に事実関係を伝えるとともに、教職員が見守りを行うなどして、いじめられた子どもを徹底して守り抜く姿勢を示します。
- いじめの解消の判断は、いじめに係る行為が止んでいること(3カ月を目安)と、心身に苦痛を感じていないことを、いじめられた子どもと保護者に確認してから行います。

③ いじめた子どもへの指導やその保護者への助言

- いじめた子どもに指導を行う際は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめた子どもが抱える問題や背景にも目を向け、安全・安心、健全な人格の発達に配慮します。

²³ 「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に規定される「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態および「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態。

- いじめた子どもの保護者には、いじめの事実を確認後、迅速に連絡し、理解を得た上で、学校と保護者が連携しながら、いじめの解消に向けた対応を行います。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめが起きた集団に属する子どもたちには、いじめを自分事としてとらえさせることが必要であることから、いじめの行為をその場で止めることができなくても、いじめがあることを教職員などの身近な大人に伝えることや、いじめの行為に対して同調する言動は、いじめに加担することにつながることを、子どもたちに理解させます。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
いじめの認知件数に対して解消したものの割合 ※1	92.1% (R4)	100%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った学校の割合 ※2	小学校 97.4% 中学校 96.0% 高等学校 95.5% (R4)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%

※1 当該年度のいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件を満たすものの割合(三重県教育委員会調べ)

※2 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組として、「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った」公立小中学校および県立学校の割合(三重県教育委員会調べ)

基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり

施策名	(4)いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実
-----	------------------------------

めざす姿

教職員が、研修によりいじめへの対応力が向上し、専門人材などからの支援を受けることによって、子どもたちのささいな変化を見逃すことなく適切に受け止め、いじめの積極的な認知や子どもたちの一人ひとりの状況に応じた対応や支援を実践しています。

現状と課題

- ① 教職員は、子どもの発するSOSのサインを見逃すことなく的確にとらえ、情報共有の下、組織的にいじめを認知し、「いじめの防止等のための基本的な方針」や「三重県いじめ基本方針」等をふまえ、組織的な対応を強化することが必要です。
- ② いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる問題であり、さらにどの子どもも被害者にも、加害者にもなりうる問題であるとの認識に立ち、職員会議や研修会等を通じて、いじめの防止や早期発見、いじめの発生時への迅速な対応などを徹底することが必要です。
- ③ いじめの問題は、ますます多様化・複雑化し、学校だけで問題を解決することが困難となるケースが少なくありません。専門人材を活用して、教職員がいじめの対応に係る相談や指導・助言を受けることができるよう、教職員のサポート体制を構築することが必要です。

主な取組内容

① いじめに対する組織的な対応の強化

- いじめ問題への対応は、校内いじめ防止委員会が中心となって、学校組織で取り組みます。また、校内いじめ防止委員会の機能を強化し、継続させていくため、構成人数は適切か、子どもの心理や健康状況を共有できる構成となっているか、臨機応変に開催できる状況になっているか、対応方針を決定して実行できているかなど、運用や組織体制について点検し、改善が必要な場合は見直しを行います。
- いじめの初期段階から学校全体で組織的に対応を進めるため、県立学校の校務にいじめ対策担当を位置づけます。いじめ対策担当は、いじめに関する情報の集約、校長や関係教職員への情報共有を行い、校内いじめ防止委員会で具体的な対応について検討するなど、学校におけるいじめ対応の中核となり、いじめの解消に向かって進められるような体制づくりを進めます。

② 教職員を対象とする研修の充実

- 教職員のいじめへの対応力を高めるため、具体的なケースに基づいて、子どもたちのささいな変化に気づく力の育成、いじめの構造やいじめの当事者となっている子どもへの対応とその留意点、いじめを生まない学級づくりなどについて学ぶ研修を実施します。

③ 専門人材を活用した支援体制の充実

- 教職員が、いじめ問題に関わる子どもたちと適切に向き合い、いじめに関わった子どもたちへの支援体制を充実させるために、心理や福祉、法律などの専門人材を積極的に活用して、より効果的な支援につなげていきます。
- いじめを的確に認知し、適切に対応を進めるため、いじめ対策に知見を有するいじめ対策アドバイザーを高等学校に派遣します。いじめ対策アドバイザーは、学校で発生しているいじめや、認知に至っていない事案について、基本的な考え方や効果的な対応に向けた指摘や助言を行います。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
いじめの問題について、教職員間で共通理解を図ったり、校内研修会を実施したりした学校の割合 ※	100% (R4)	100%

※ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組として、「職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った」または「いじめの問題に関する校内研修会を実施した」公立小中学校および県立学校の割合(三重県教育委員会調べ)

基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

施 策 名	(1)不登校の状況にある児童生徒への支援
-------	----------------------

め ざ す 姿	不登校の子どもたちの意思が尊重され、個々の状況に応じた支援が適切に進み、誰もが安心して学べる環境が整えられることによって、子どもたち一人ひとりが社会性や自立心を身につけています。
---------	---

現状と課題	① 全ての子どもたちが豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるよう、安心感や充実感の得られる「魅力ある学校」づくりを進める必要があります。 ② 不登校児童生徒は年々増加しており、不登校の要因・背景は複雑化・多様化しています。不登校児童生徒が学びたいと思った際に多様な学びにつなげることができるよう、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場を確保する必要があります。 ③ 不登校はどの子どもにも起こりうるものという認識の下、休養の必要性を考慮しながら、不登校児童生徒の意思を尊重し、個々の状況に応じた適切な支援を推進するとともに、保護者が適切な情報や支援を得られるようにする必要があります。 ④ 学校内外の専門機関等で相談や指導等を受けていない不登校児童生徒が一定数いることから、不登校児童生徒の社会的自立をめざして支援する教育支援センター²⁴等の機能強化に引き続き取り組む必要があります。また、不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容に基づく支援を行えるよう教職員の資質向上を図る必要があります。
-------	---

主な取組内容	① 魅力ある学校づくりの推進 ○ 日々の授業や学校行事において、子どもたちの自主的・自律的な活動をととして「絆づくり」・「居場所づくり」を推進するとともに、いじめや暴力行為、体罰等を許さない学校づくりに取り組むことで、子どもたちにとって安心して学べる「魅力ある学校づくり」を進めます。
--------	--

²⁴ 不登校児童生徒等の社会的自立をめざし、在籍校と連携しつつ、個別カウンセリングや集団での指導、教科指導等を行う施設。

- 学校の教育相談体制の充実に取り組み、子どもたちが安心して学校生活を送ることのできる環境を整えます。また、日頃の子どもたちの観察や教育相談等により、子どもたちの授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等を把握し、関係者が共通理解を持って教育活動を進めます。
- 学校生活や友人関係などでつまずいたり、思うようにいかなかったりする状況に直面した場合、しなやかに受け止めて、乗り越えていけるよう、物事の見方や考え方には多様なとらえ方があることや、ポジティブな感情を持つこと、周りには支え応援してくれる人たちがいることに気づくことなどができるよう、ソーシャルスキルトレーニングの手法を取り入れたレジリエンス教育に取り組みます。
- 子どもたちの進学や転校等にあって、必要な支援情報が適切に進学先等に引き継がれるよう、情報共有を行うなど途切れのない支援を行い、子どもたちが安心して学べる学校づくりに取り組みます。

② 多様な教育機会の確保

- 不登校児童生徒に係る多様な教育機会を確保することができるよう、「学びの多様化学校²⁵」の設置に向けて取り組みます。また、校内教育支援センターの整備およびオンラインを活用した学習支援等の拡充に取り組みます。
- 不登校児童生徒の学校外での学びについては、子どもの意思を尊重するとともに、個々の子どもや家庭の状況に応じて、教育支援センターやフリースクール等における社会的自立に向けた取組や自己肯定感を高める活動等に安心して取り組むことができるよう支援します。
- 高等学校段階の子どもたちを対象とした県立教育支援センターでの多様な学びや活動の充実を図り、子どもたちの社会的自立を支援します。

③ 不登校児童生徒への効果的な支援の充実

- 学校と教育支援センターやフリースクール等による情報共有を進め、不登校児童生徒に関わる機関・施設が連携した支援に取り組みます。
- 教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援を充実させるとともに、欠席日数や遅刻・早退の数に加え、学習の状況や友人関係、健康状態等により潜在的に支援が必要な子どもたちを早期から把握するスクリーニングの手法を活用し、個々の子どもや家庭の状況に応じて、福祉や医療等の関係機関と連携した支援を推進します。

²⁵ 不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において特別の教育課程の基準によらず特別の教育課程を編成することができるとする特例措置によって文部科学大臣から指定された学校。

- 不登校児童生徒や保護者への支援を専門的に行う教育支援センターが、不登校支援アドバイザーやスクールソーシャルワーカーを活用して、通所している子どもたちの支援に加え、通所できない子どもたちに対しても訪問(アウトリーチ)型支援を進めるなど、地域における不登校支援の中核となるよう、引き続き機能強化に取り組めます。
- さまざまな事情で不登校の状況にある子どもたちを支援するため、オンライン会議サービスやメタバースによるICTを活用した交流を進めるなど、オンラインの居場所づくりを推進します。
- 保護者を対象とした交流会や地区別の相談会を実施し、保護者同士が交流する機会や専門機関への相談ができる機会を提供することで、適切な支援につなげます。

④ 教職員の対応力の向上

- 教職員のカウンセリングマインドの向上や個々の子どもに応じた支援の方法について学ぶため、スクールカウンセラー等が講師となり、事例を基にした研修会等を実施し、一人ひとりの状況に応じた早期からの支援に取り組めます。
- 地域の教育支援センターの指導員の資質向上を図るため、事例検討会等の各種研修会を支援します。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
学校内外で専門的な相談・指導を受けている不登校児童生徒の割合 ※1	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9% (R4)	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%
長期欠席を含む不登校児童生徒が 40 人を超える小中学校における「校内教育支援センター」の設置数 ※2	18校	42校

※1 学校内のスクールカウンセラーや学校外の教育支援センター等による専門的な相談・指導を受けた公立小中学校および県立高等学校の不登校児童生徒の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 長期欠席を含む不登校児童生徒の数が1クラス規模(40名)を超える公立小中学校における「校内教育支援センター」の設置数(累計)(三重県教育委員会調べ)

基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

施 策 名	(2)外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成
-------	---------------------------

め ざ す 姿

外国につながる児童生徒が、日本語力や学力など、地域社会で生きていくための基礎を培うことにより、将来の可能性を広げ、自己実現を果たし、社会の一員として自立するために必要な力を身につけています。

現状と課題

① 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重し、年齢または国籍等に関わりなく、能力に応じた教育機会を確保することが規定されました。本県では、外国人の子どもの就学の促進に取り組んでいるものの、不就学の外国人の子どもも若干名みられます。

② 本県では、公立小中学校における日本語指導が必要な外国につながる児童生徒（以下「外国人児童生徒」という。）の在籍率が全国的にみても高く、子どもたちが学校生活の中で多様な文化や価値観等を共有し、多文化共生について理解を深めることのできる魅力ある教育環境につながっており、今後、さらに外国人児童生徒は増加することが見込まれています。

また、日本での学校生活や日本語習得、教科学習に困難を抱えたり、進路決定ができないまま学校を卒業したり、中途退学したりする外国人児童生徒もいます。こうしたことから、外国人児童生徒一人ひとりの文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことなどから生じる不安や悩みに寄り添って対応するとともに、学びの継続に向けた支援や、希望する進路を実現するための支援を行う必要があります。また、日本語でのコミュニケーションが難しい保護者に対し、学校生活や進路等に係る情報を正確に伝えることが必要です。

③ 本県では、外国人の子どもが日常生活に必要な日本語力や日本語で学ぶ力を身につけるための支援に先進的に取り組んできました。一方で、外国人が居住する地域が広がっており、受入体制や日本語指導についての課題は、地域により違いがみられます。こうしたこともふまえ、県内全域で同様の支援が受けられるよう、受入体制・支援体制をより一層充実させる必要があります。

④ 本県では、約50%の公立小中学校に外国人児童生徒が在籍しており、今後、さらに増加することが見込まれます。このことから、外国人児童生徒の実態に応じた日本語指導や支援が求められており、教職員の専門性を高める必要があります。

主な取組内容

① 就学の促進

- 外国人の子どもの学ぶ機会を保障するため、外国人の子どもの実態を把握したり、多言語対応のパンフレットを用いて日本の学校制度を周知したりするなどして、就学に向けた取組を実施します。
- 在日期間が短いことで、日本語運用能力やコミュニケーション能力が十分でない外国につながる生徒に対し、高等学校での学習機会を確保できるよう、外国につながる生徒を対象とした特別枠入学者選抜を実施します。また、進学や就職に関するセミナーの実施や、奨学金や社会保障制度等の情報提供などを通じて、外国につながる生徒が将来の見通しを持って進路を選択できるよう支援します。

② 日本語指導・支援の充実

- 外国人の子どもの受入体制の充実を図るため、市町が行う初期の日本語指導や学校生活への適応指導の取組を支援するとともに、外国人の子どものが安心して母国語で相談できる教育相談体制を整えます。
- 小中学校では、外国人児童生徒が日本語で行う授業に参加し、さまざまな人たちとの関わりをとおして学習に取り組むことができるよう、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム(JSLカリキュラム²⁶)を活用した授業や、外国人児童生徒の日本語能力に応じた特別の教育課程による日本語指導等の取組について、効果的な実践事例を普及し、外国人児童生徒一人ひとりの状況に応じた指導につなげます。
- 外国人児童生徒が生活するための言語だけでなく、学習する上で必要な言語を習得し、安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員の小中学校への派遣や同時双方向によるオンラインでのやりとりをとおして、個々の日本語習得状況に応じた学習支援を行います。
- 県立学校では、日本語指導が必要な生徒が在籍する学校において、日本語学習のための選択科目の開設や、個々の日本語習得状況に応じた取り出し授業などを実施するとともに、母語による学習支援や翻訳・通訳を行う外国人生徒支援専門員や、日本語学習等に係る支援を行う日本語指導アドバイザーを配置し、日本語指導が必要な生徒の指導・支援の充実を図ります。
- 外国人児童生徒が県内全域で質の高い日本語教育カリキュラムを受けることができるよう、オンラインを活用した日本語指導を進めます。

²⁶ JSLは、Japanese as a Second Languageの略。日常的な会話はある程度できるものの、学習活動への参加が難しい外国人児童生徒に対して、学習活動に日本語で参加する力を育成するため、日本語指導と教科指導とを統合的に行う指導方法。

- 子どもたちが、学校生活の中で多様な文化や価値観を共有し、多文化共生について理解を深めることができるよう、外国人児童生徒の出身国の文化や生活習慣等について学ぶ取組を推進します。
- 就学前の外国人の子どもを対象とするプレスクールの取組が市町において進められるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発を実施します。
- 家庭と連携しながら外国人児童生徒の支援を行うことができるよう、連絡・案内文書例（ポルトガル語やタガログ語など6言語）の作成や、連絡文書等の翻訳支援などを通じて、保護者への支援を行います。

③ 教職員を対象とする研修の充実

- 教職員を対象としたJSLカリキュラムや日本語指導等に関する研修の実施を通じ、教職員同士の連携を強化するとともに、教職員の日本語指導等の指導力向上を図ります。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
日本語指導が必要な児童生徒に対して、 個々の日本語習得レベルに応じた教育を計 画的に行っている学校の割合 ※	小学校 79.0% 中学校 90.9% 高等学校 62.5% (R4)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%

※ 日本語を用いた授業を受けられるようになることをめざし、児童生徒の日本語習得の状況に応じた教育を計画的に行っている公立小中学校および県立高等学校の割合(三重県教育委員会調べ)

基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

施策名 (3)防災教育・防災対策の推進

めざす姿

防災教育を通じて、子どもたちが、地震や津波、風水害などの自然災害に対して、自分の命は自分で守るとともに、災害時には地域の一員として行動できる力を身につけています。また、平時から学校と家庭・地域が連携して防災対策に取り組むとともに、災害時に学校教育を速やかに復旧するための体制が整備されています。

現状と課題

- ① 南海トラフ地震や津波、年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害から子どもたちが自分の命を守る力を身につけるため、学校における防災教育を効果的に推進するとともに、学校と家庭・地域が協働して、災害時に子どもたちが発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を育成する必要があります。
- ② 教職員の防災教育の指導力を高めるとともに、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上を図ることが必要です。また、学校教育を速やかに復旧するための体制を整えることが必要です。

主な取組内容

① 実践的な防災教育の推進

- 子どもたちが自分の命は自分で守る力を身につけられるよう、防災教育用デジタルコンテンツと防災ノートを組み合わせた防災学習の充実を図るとともに、防災タウンウォッチング・防災マップづくり等の体験型学習や実践的な防災訓練の実施など、学校における防災教育を推進します。
- 子どもたちの安全を確保し、子どもたちが地域の支援者として自ら行動できるよう、防災ノートや防災教育用デジタルコンテンツを活用し、家庭における防災学習の取組を進めるとともに、地域の方々と合同で防災学習や避難訓練を実施するなど、学校と家庭・地域が連携した防災教育を推進します。
- 子どもたちが、東日本大震災の被災地で現地の方々と交流したり、避難所運営や災害ボランティア活動を模擬体験したりする機会を通じて、災害時に自らできることを考え、実践する力を身につける取組を進めます。

② 災害が生じた際の適切な学校再開

- 各学校に配置する学校防災リーダー等を対象とする研修等において、1人1台端末を活用した防災教育の指導方法や、実践的・効果的なマニュアルの作成方法、防災訓練の実施方法について普及したり、避難所運営体験を取り入れたりすることなどを通じて、教職員の防災意識と指導力の向上を図ります。
- 災害時における学校教育の早期復旧を図るため、学校の早期再開、子どもたちの心のケアなど、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員の育成を推進し、災害時における学校の体制の強化を図ります。
- 災害時において、避難所として活用が予定される学校施設の円滑な開設・運営を図るため、市町の防災担当部局等と情報共有を行うなど、平時からの学校と地域の連携を深める取組を進めます。

③ 学校施設の防災・耐震対策の推進

- 県立学校では、校舎の老朽化対策等と併せて、非構造部材の耐震対策に取り組めます。
- 小中学校等においても老朽化対策や非構造部材の耐震対策が推進されるよう、市町等教育委員会への情報提供や助言を行います。
- 学校の備蓄物資、防災資機材等の管理を適切に行い、大規模災害の発生に備えます。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合 ※	83.6% (R4)	100%

※ 家庭や自主防災組織、自治会等と連携した防災訓練などの取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合(三重県教育委員会調べ)

基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

施策名 (4)子どもたちの安全・安心の確保

めざす姿

学校・地域・関係機関の連携・協働の下、子どもたちの安全を確保する取組が進んでおり、安全教育の推進により、子どもたちが主体的に判断し、行動できる力を身につけています。

現状と課題

- ① 子どもたちの安全・安心の確保においては、これまでも学校でさまざまな計画やマニュアルが整備されてきましたが、より実効的な取組に結びつける必要があります。また、関係者の学校安全の取組内容や意識の差を埋めるとともに、学校安全計画に基づく組織的・計画的な取組を推進する必要があります。
- ② 通学路等で、自転車乗車中をはじめとする子どもたちが関わる交通事故や、不審者による声掛け、つきまとい等の事案が後を絶たない状況が続いています。子どもたちが将来にわたって事故や事件の当事者とならないよう、地域社会全体で子どもたちを守る取組を進めるとともに、子どもたちが自ら危険を予測し、回避する力を身につけるための安全教育を充実させる必要があります。
- ③ 生涯にわたる心の健康維持の観点から学校において自殺予防教育を充実するとともに、子どもたちが、インターネットを通じて有害情報等に触れたり、犯罪やトラブルに巻き込まれたりすることのないよう、子どもたちを守る取組を進め、豊かな育ちを支える必要があります。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策の経験を生かし、災害時や感染症等の発生などの非常時においても、子どもたちが安全・安心に学びを継続していくことができるよう、取り組んでいく必要があります。

主な取組内容

① 組織的取組の推進

- 学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害等発生時の対応ができるよう、学校安全を学校経営に明確に位置づけ、「学校安全計画」に基づき組織的・計画的に取り組めます。
- 危機管理マニュアルが学校を取り巻く環境の変化をふまえ、常に実効的なものとなるよう、点検・見直しを進めます。

- 学校安全計画の内容や取組の実効性を高めるため、学校安全の中核を担う教職員の位置づけを明確化するとともに、効果的な研修を実施します。

② 家庭・地域・関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- 子どもたちが安心して登下校できるよう、市町で実施する「通学路交通安全プログラム」に基づく合同点検の結果を道路管理者や警察と共有し、通学路の安全確保の取組を進めます。
- 地域社会全体で子どもたちの安全を守るため、スクールガード・リーダーの育成を進めます。また、スクールガード・リーダーが地域の核として、学校安全ボランティア(スクールガード)への指導・助言を行うことなどを通じて、学校と地域が連携した安全体制の充実に取り組みます。
- 子どもたちに被害が生じた事案等の発生情報を保護者や地域の方々と迅速に共有するため、学校と警察など、関係機関との情報共有体制を強化するとともに、警察のWebサイトに掲載されている交通安全や不審者等の最新の情報を活用したタイムリーな情報発信活動を推進します。
- 熱中症を予防するため、各学校において、暑さ指数(WBGT)に応じた運動や行動の指針等を整備し、指針に基づいた状況判断や対応を進めます。また、学校関係者が熱中症の事故防止に必要な対応への理解を深めることができるよう取り組みます。(再掲)
- 事故防止に向け、子どもたち個々の運動能力や体力の実態・適性、興味・関心に応じて、適切な指導計画を立てることができるよう、教職員の指導力向上に取り組みます。(再掲)
- 校舎の老朽化対策等と併せて非構造部材の耐震対策を進めるとともに、施設・設備の点検や防犯対策など安全管理に取り組みます。

③ 安全に関する教育の推進

- 子どもたちが事故の当事者とならないよう、交通安全に関わる団体と連携し、発達段階に応じた交通安全教育を進めます。また、子どもたちの自転車乗車中の事故の被害を低減させるため、ヘルメット着用を推奨する取組を進めるとともに、将来にわたって交通安全に対する意識を高めるため、子どもたちや保護者を対象に、「三重県交通安全条例」および「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」の周知に取り組みます。
- 子どもたちが安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるとともに、主体的に行動する態度や危険を予測し回避する能力を身につけることができるよう、「地域安全マップ」の作成、高校生による小学生への交通安全教室や防犯教室の開催など、参加・体験・実践型の取組を進めます。

- 生涯にわたる心の健康維持のための「SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育」や、子どもたちが性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命(いのち)の安全教育」を推進します。
- 子どもたちが、スマートフォン等からインターネットを通じて有害情報に接したり、SNS上での個人情報漏えいや性犯罪被害等に巻き込まれたりすることのないよう、インターネットの適正利用に係る教育を推進します。
- 交通安全教育・防犯教育に関わる教職員の指導力の向上を図るため、交通安全教室講習会・防犯教室講習会を実施します。

④ 非常時等における学びの継続

- 災害時や感染症等の発生などの非常時において、やむを得ず学校に登校できない子どもたちの学習活動を継続できるよう、ICTを効果的に活用します。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
通学路の安全対策が実施された箇所の割合 ※1	97.0% (R4)	100%
子どもが加害者となった交通事故の件数 ※2	小中学生 49件 高校生 140 件 (R4)	小中学生 0件 高校生 0件

※1 「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全点検により把握した、学校および教育委員会が安全対策を行うべき箇所のうち、対策済みの箇所の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 公立小中学生および県立高校生が当事者となった交通事故のうち、加害事故の件数(県立高校生は自損の件数を含む)(三重県教育委員会調べ)

基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

施策名 (5)学びのセーフティネットの構築・学びの継続

めざす姿

子どもたち一人ひとりに応じたさまざまな支援が適切に行われることにより、家庭環境等に関わらず、子どもたちが意欲的に学んでいます。また、さまざまな事情により学びを必要とする人が、それぞれの状況に応じて学ぶことができる機会や環境が整っています。

現状と課題

- ① 我が国の子どもの貧困率は11.5%(令和3(2021)年)で、依然として高い状態にあり、家庭の経済状況や環境等によって、子どもたちの進学機会や学力等にも差が生じているとの指摘があります。また、教育格差が原因となって、貧困の連鎖につながるものが危惧されています。
- ② 本県の高等学校(全日制)における中途退学率は0.47%(令和3(2021)年)であり、全国平均(0.7%)を下回っているものの、一定数の生徒がさまざまな事情により中途退学している状況です。
- ③ 子どもたちの抱える困難が複雑化・多様化する中、学校が居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割を担い、子どもたちの身体的・精神的な健康を支えることができるよう、支援体制を整備する必要があります。
- ④ 義務教育未修了者、高等学校に進学しなかった人、高等学校中途退学者などのさまざまな事情により学びを必要とする人たちが、一人ひとりの能力・可能性を最大限に引き出すことができるよう、多様な学びの場で教育を受ける機会を確保・支援していく必要があります。
- ⑤ 県内児童相談所における令和4(2022)年度の児童虐待相談対応件数は2,408件で、過去最多となっています。児童虐待は子どもたちの命にまで危険を及ぼすことから、未然防止および早期発見・早期対応の取組をより充実させることが必要です。
- ⑥ ヤングケアラーは、家庭内のことで問題が表面化しにくく、支援者を含めた周囲の大人が発見しづらい状況にあることから、子どもの豊かな育ちのためには、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげる必要があります。
- ⑦ 里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちに対する理解を深めるとともに、関係機関との連携強化を図っていく必要があります。
- ⑧ 家庭の経済状況に関わらず、誰もが希望する質の高い教育を受けることができるよう、教育費の負担軽減を図る必要があります。

主な取組内容

① 関係機関と連携した支援の推進

- スクールカウンセラーを活用した教育相談体制やスクールソーシャルワーカーによる地域の福祉等の関係機関と連携した支援体制の充実を図り、学校が子どもの貧困対策のプラットフォームとしての役割を果たします。
- 子どもたちを虐待から守るため、要保護児童対策地域協議会²⁷を中心に、関係機関が緊密に連携・協力して子どもたちの安全確認や情報共有を徹底するなど、児童虐待の防止に取り組みます。また、保護者への啓発、学校における「児童虐待気づきリスト」等の活用による子どものSOSの把握等を通じて、子どもたちの安全・安心の確保に取り組みます。
- ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげられるよう、関係機関・団体等と連携して、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を届けるための体制整備に取り組みます。
- 里親家庭や児童養護施設で暮らす子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、教職員等に対して理解促進や里親制度の周知を図ります。また、社会的養護が必要な子どもたちに対して、関係機関との連携による必要な支援を行います。
- さまざまな課題を抱える子どもたちに対し、心理・福祉の専門家等を活用した「チームとしての学校」による支援を進めます。

② 多様な教育的ニーズへの対応

- 教育的に不利な環境の下にある子どもたちの自己肯定感・学習意欲・進学・就労に対する意欲等を高めるため、子ども支援ネットワークの活動の支援を進めるとともに、地域未来塾など家庭や学校とは異なる場所での学習支援や体験活動等の取組を地域と連携して進めます。
- 保護者の経済的困難や家庭の事情を理由に、子どもたちの学習機会が失われることのないよう、ひとり親家庭や生活困窮家庭(生活保護世帯を含む。)の子どもたちへの学習を支援します。

²⁷ 要保護児童への適切な対応を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行うため、児童福祉法に基づき設置された協議会。市町の児童福祉主管課や児童相談所等の関係機関、関係団体および児童の福祉に関する職務に従事する者等により構成されます。

- 不登校や中途退学の経験者、特別な支援を必要とする子どもたち等の学びのセーフティネットとしての役割を果たしている高等学校定時制課程・通信制課程において、個々の生徒の状況に応じた学習活動や日々の生徒指導、教育相談、将来を見通した進路指導など、多様な教育的ニーズにきめ細かく対応した教育活動を行います。
- 県立の夜間中学について、まずはみえ夢学園高等学校に設置し、さまざまな理由により義務教育を十分に受けられなかった方に対して、ニーズに応じた義務教育の内容を学び直す機会を確保します。

③ 高等学校中途退学への対応

- 中学校では、高等学校の教育内容や特色を周知するとともに、高等学校では、定期的にガイダンスや個別面談等を実施するなどして、生徒が自らの興味・関心や適性に基づき、将来に対する目的意識を持つことができる取組を進めます。
- 学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った生徒に対し、学習の継続や学び直しができるよう、転入学や編入学制度を適切に活用した進路選択を支援するとともに、地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携し、「働き出す力」を引き出す取組を進めます。

④ 教育費負担を軽減する取組の推進

- 教育費の負担軽減を図るため、高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金により支援するとともに、低所得世帯の授業料以外の教育費について、高校生等奨学給付金を支給します。また、学習意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生徒に対し、高等学校等修学奨学金を無利子で貸与することにより、修学を支援します。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
進路変更等により中途退学した生徒の割合 ※	0.45% (R4)	0.39%

※ 全日制高等学校へ入学した生徒のうち、「学業不振」、「学校生活・学業不適応」、「進路変更」、「経済的理由」を理由として中途退学した生徒の割合(三重県教育委員会調べ)

基本施策6 学びを支える教育環境の整備

施策名 (1)教職員の資質向上とコンプライアンスの推進

めざす姿

教職員が、コンプライアンス意識を高く持ち、子どもたちの主体的な学びを支援する力や多様な教育課題に対応できる専門的指導力を身につけ、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、子どもたちに持続可能で豊かな未来を創っていく力を育む教育を実践しています。

現状と課題

- ① 教職員は、これからの社会を担う子どもたち一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支える伴走者として、教職に必要な素養、学習指導、生徒指導、特別な支援を必要とする子どもたちへの対応等の資質・能力の向上に向け教職生涯を通じ学び続ける必要があります。
- ② 教職員は、いじめへの対応、不登校児童生徒や特別な支援を必要とする子どもたち、外国人児童生徒への支援など、子どもたちを取り巻く課題の多様化、社会の変化に対応できる高い専門性と組織的に対応できる力を身につける必要があります。
- ③ 経験豊かな教職員の退職と若手教職員の増加に伴い、学校における年齢構成が大きく変化していることから、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、若手教職員を育成する必要があります。
- ④ 近年、教員採用選考試験における受験者の減少と教員不足の深刻化が懸念されており、教員採用選考試験をとおした高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の採用に加え、育児休業等の代替職員の確実な確保が喫緊の課題となっています。質の高い人材確保に向けて、教職を志す人が高い意欲を持ち続けられるよう、教職の魅力発信や現場を体験できる取組を進める必要があります。
- ⑤ コロナ禍において学校のICT環境が急速に整ったことにより、研修のオンライン化を進めてきました。引き続き、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保しつつ研修に参加できるよう、多様な形態で実施するなど、研修に参加しやすい環境の整備をさらに進める必要があります。
- ⑥ 会議、面談、研修等のあらゆる機会をとおして教職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んできましたが、依然として不祥事が発生しています。公教育への信頼を確保するため、県教育委員会と市町等教育委員会が連携し、不祥事の根絶に向け取組を推進する必要があります。

主な取組内容

① 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた研修の効果的な実施

- 「校長及び教員の資質の向上に関する指標」に基づき、経験や職種に応じた研修を実施することにより、教職員が、コンプライアンス等の教職に必要な素養、学習指導や生徒指導等のさまざまな教育課題に対応できる専門的指導力の向上に取り組めます。
- 教職員が研修履歴を活用して自らの学びを振り返るとともに、学校管理職等が対話をとおした適切な指導助言を行うことができるよう、多様な専門性に対応した研修を実施し、教職員が主体的に資質・能力の向上を図ることができるよう取り組めます。
- 学習指導要領をふまえた学習者中心の授業づくりに向けた専門的な知識・技能の向上を図る研修を実施し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。
- いじめや不登校、特別な支援を必要とする子どもたち等への支援のあり方や組織的な対応、授業におけるICTの効果的な利活用等について学ぶ研修を実施し、教職員が時代の変化に応じた高い資質・能力を身につけられるよう取り組めます。
- 経験に応じたマネジメント力の向上を図る研修を実施し、教職員の学校マネジメントについての理解を深め、対話と気づきによる継続的な改善活動につなげます。
- 授業研究や学校におけるOJT(On-the-Job Training)を推進する研修を実施し、校内研修を組織的かつ計画的に推進する教職員の育成に取り組めます。
- 若手教職員を対象とする研修を実施し、経験の浅い教職員の実践力を磨き、教職に必要な基礎・基盤を固めます。

② 研修に参加しやすい環境の整備

- 市町等教育委員会や教育研究所との連携による研修を地域で開催するなど、教職員が参加しやすい環境を整えます。
- Web会議システムを活用した研修やオンデマンド型研修を効果的に実施し、教職員が自らの課題に応じて、どこでも研修を受けられる環境の整備を進めます。

③ 教職の魅力発信と教職員の人材確保に向けた取組

- 教職を志す人材を着実に確保していくため、高校生や大学1・2年生などの早い段階から教職ガイダンスを実施するとともに、オンラインによる説明会も活用しながら、学生だけでなく社会人も含めたさまざまな立場の人を対象に教職の魅力を発信する取組を実施します。

- 教員養成を担う大学と連携し、定期的な意見交換等により教員確保に向けた課題を共有するとともに、教員を志す学生が、現職教員とともに研修を受講するなど、教職の魅力ややりがいを感じることができる機会を設けます。
- 教育アシスタントなど学校現場における体験を重視した活動を実施し、教員の養成段階における学びと採用段階で求められる資質能力をより効果的に結びつける取組を推進します。
- 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を確保して複雑化・多様化する教育課題に対応するため、教員採用選考試験の実施方法や応募要件等の点検・見直しを行い、継続して改善に取り組みます。また、教員の採用選考時期が民間企業等と比べて遅く、優れた人材確保の課題となっているため、教員採用選考試験の早期化に取り組みます。
- 教職を志す人の採用の機会を増やすとともに、これまでより早期に任用を確定できるよう、教員採用選考試験と併せた育児休業等代替任期付講師等の選考を進めます。
- 退職教員や教員免許状を有していながら教職に就いていない人に向けた情報発信など、人材の掘り起こしを進め、教員不足の解消につなげます。

④ 教職員育成支援のための人事評価制度の適切な実施

- 教職員の主体的な教育実践や自己啓発を促し、能力・意欲の向上を図るとともに、組織の目標を共有し教職員の協力・協働が進むよう、人事評価制度の適切な運用をととして教職員の育成につなげます。

⑤ 不祥事の根絶とコンプライアンスの推進

- 不祥事の未然防止やコンプライアンスについての年次別研修や校内研修等を実施することにより、教職員のコンプライアンス意識を高めます。
- 県立学校においては、各学校に設置する「学校信頼向上委員会」で検討した取組を、「信頼される学校であるための行動計画」に位置づけ、不祥事の根絶に向け取り組みます。小中学校においても、市町等教育委員会と連携して不祥事根絶に向けた取組を進めます。
- わいせつ行為やセクシュアルハラスメント、体罰に係るアンケート等を定期的に実施し、調査結果を用いて各学校で子どもたちへの関わり方を見直す機会を設け、わいせつ行為や体罰等の未然防止に取り組みます。
- 教職員一人ひとりが常に自己の使命と職責の重大さを認識し、コンプライアンスを自分事としてとらえることにより、教育に対する県民の皆さんの信頼の確保に努めるよう、各種会議や管理職による面談など、あらゆる機会を通じて、綱紀粛正と服務規律を徹底します。

- 不祥事根絶やコンプライアンス意識の確立に向けた取組については、定期的に実施状況を確認し、実効性があるものとなるよう検証・見直しを行います。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合 ※1	51.2% (R4)	62.0%
リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合 ※2	小学校 44.6% 中学校 47.7% 県立学校 36.3% (R4)	小学校 50.0% 中学校 53.0% 県立学校 42.0%
コンプライアンスの徹底に取り組んだ所属・公立学校の割合 ※3	100%	100%

※1 「研修とその後の教育実践により自らのライフステージに応じた資質・能力を高めることができましたか」という質問に対して、「できた」と回答した教職員の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 「研修の成果や自身の経験を反映させ、課題の改善に向け組織的に取り組むことができましたか」という質問に対して、最も肯定的な選択肢である「よく取り組んでいる」と回答した公立小中学校および県立学校の割合(三重県教育委員会調べ)

※3 組織的マネジメントシート(教育委員会事務局)、学校マネジメントシートまたは行動計画(県立学校)、学校経営の改革方針等(小中学校等)において掲げたコンプライアンスに係る目標について、年度末時点で「達成済み」となった所属・公立学校の割合(三重県教育委員会調べ)

基本施策6 学びを支える教育環境の整備

施策名 (2)学校における働き方改革の推進

めざす姿

教職員の業務負担の軽減を図り、子どもたちのための質の高い授業づくりや子どもたちと向き合う時間を確保しながら、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的にを行っています。

現状と課題

- ① 子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、特別な支援を必要とする子どもたちや不登校児童生徒、日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加など、学校の抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の業務が長時間に及ぶ実態は深刻であり、直ちに解消されなければならない喫緊の課題となっています。

令和元(2019)年12月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づき、教育委員会規則等において、令和2(2020)年4月から、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合を除き、教職員の時間外在校等時間の上限を月 45 時間、年 360 時間とすることを決めました。

上限時間の遵守に向け、学校および教職員が担う業務の明確化・適正化を進めるとともに、調査・会議・研修等の見直し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の専門人材の拡充、全ての学校へのスクール・サポート・スタッフの配置などの環境整備を進めてきました。

こうした取組により、時間外在校等時間の上限を超える教職員数については減少しているものの、教職員の長時間労働が解消されるまでには至っていない状況であることから、全ての教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、各学校の実情をふまえた時間外在校等時間の削減に向けた課題を解消するための取組を実施するなど、学校における働き方改革をより一層進める必要があります。

- ② 学校および教職員が担う業務は、学習指導や生徒指導、進路指導、学校運営業務など多岐にわたる中、教職員が業務に集中できるよう、教職員が担う業務の明確化・適正化をより一層進める必要があります。

- ③ 学校の抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員だけでは対応が難しい状況となっており、教職員と各分野に専門性を有する多様な人材がそれぞれの役割を担い、連携して子どもたちを支援する「チームとしての学校」の体制整備を進めるとともに、引き続き、専門人材や地域人材の充実を図る必要があります。部活動については、部活動指導員等の活用や地域スポーツ団体との連携など、専門的な指導の充実を図り教職員の負担を軽減させながら、子どもたちにとって望ましい活動となるよう取組を進める必要があります。

- ④ 教職員の働き方については、多様な勤務形態を選択できるようになっている一方、男性の育児休業取得率は低い水準となっています。教職員同士が互いを認め合い、さまざまなハラスメントがなく協力し合える組織風土を醸成するとともに、育児や介護などライフステージの変化、障がいの有無などそれぞれの状況に応じ、全ての教職員がいきいきと働き続けられる職場環境づくりを一層進める必要があります。
- ⑤ 教職員の多忙化と業務の困難化が進み、心身のストレスの高まりをもたらしています。近年精神神経系疾患により休職となった教職員の割合は全国平均を下回っているものの、毎年一定数の教職員がメンタルヘルスの不調により休職する状態が続いていることから、引き続き、支援体制を充実させていく必要があります。

主な取組内容

① 時間外在校等時間削減に向けた取組

- タイムカード等の活用により日々の勤務時間を客観的に把握し、時間外在校等時間が月45時間を超えないように働きかけるとともに、超えた場合には必要な措置を講ずるなど、安全・健康に配慮した時間外労働を含む教職員の勤務時間管理の徹底を図ります。
- 労働基準法第36条に基づく労使協定の対象となる職員の時間外勤務については、労使協定の範囲内であっても安全・健康に労働できるよう配慮します。
- 全ての公立学校が統一して取り組む「定時退校日の設定」、「部活動休養日の設定」、「会議時間の短縮」に加え、「学校閉校日の設定」については、効率的な業務遂行や労働環境の改善のみならず、子どもたちや保護者、地域の方々に「学校における働き方改革」の理解・協力を得る機会として進めていきます。
- 全国の学校における働き方改革の事例を共有するなどして、校務支援システムやデジタル採点システムの導入、留守番電話の設置などの取組を市町が進められるよう取り組みます。
- 調査・会議・研修等の見直しや、オンライン会議や掲示板・メールによる打合せの削減、各種調査のWebアンケート化など、ICTを活用した業務の効率化の取組を進めます。
- 各学校の実情をふまえ時間外在校等時間削減に向けた課題を解消するための取組や目標を定めるとともに、校長がリーダーシップを発揮して学校における働き方改革を推進できるよう取り組みます。また、取組については、PDCAサイクルを活用して、改善を図ります。

② 学校・教職員が担う業務の適正化

- 教職員が本来業務に集中できるよう、学校および教職員が担う業務の明確化・適正化を進めます。
- PTA等と連携し、教職員がその専門性を必要とする業務により注力できるよう、行事等の教育活動における役割を分担したり、保護者や地域に対し学校における働き方改革への理解・協力を得たりする取組を進めます。

③ 専門人材や地域人材の活用

- 学校や子どもたちの実情をふまえ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門人材の配置に取り組むとともに、教職員の業務負担軽減のためのスクール・サポート・スタッフ等の地域人材を配置します。また、保護者や地域人材の知識・技能を活用した学校支援活動などの取組や教職員だけでは対応が難しい複雑化・多様化した学校の課題に県や市町と学校が一体となって対応する学校支援体制づくりを進めます。
- 部活動については、部活動指導員等の配置や、地域スポーツ団体と連携した中学校における休日の部活動の地域移行などの取組を通じて、教職員の負担軽減を図り、持続可能な部活動となるよう取組を進めます。

④ 職場環境や組織風土づくりの改善を一層推進するための取組

- セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメントのない職場づくりに取り組むとともに、「子育て支援アクションプラン²⁸」に基づく次世代育成支援の取組を進めます。特に、子育て期にある男性職員の育児参画を促進するための休暇制度等の周知徹底、管理職による休暇取得の働きかけ、休暇を取得する教職員を支援する職場の環境づくり等を進めます。
- 障がいのある教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、管理職をはじめ、教職員が障がい者に対する理解を深めるとともに、個性と能力を発揮できるよう、障がい者一人ひとりが置かれている状況をふまえ、働き方や業務内容、サポート体制を工夫し、障がいのある方にとって働きやすい職場環境づくりに取り組みます。
- 教職員の満足度を定期的に調査・分析することにより、職場環境や組織風土の状況を把握し、改善につなげます。

²⁸ 「次世代育成支援対策推進法」に基づいて策定した第4期三重県教育委員会特定事業主行動計画。

⑤ 教職員の健康管理

- 教職員の安全と健康の増進に向け、安全衛生委員会等を通じて安全衛生管理体制の充実を図り、職場巡視・安全衛生研修・定期健康診断・事後指導および感染症対策等による疾病予防対策を進めます。また、過重労働に該当する教職員の健康状態や疲労度を把握するとともに、校長や産業医による面接を実施し、教職員の心身の健康障害防止のための対策を行います。

⑥ 教職員のメンタルヘルス対策

- 管理職を含む教職員を対象としてメンタルヘルス対策に関する各種研修を行うとともに、全ての公立学校でストレスチェックを実施し、その結果を活用して教職員自らが積極的に心身の健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 心身の不調が認められる教職員への専門医・臨床心理士・保健師等による相談を実施し、早期発見・対応によるメンタルヘルス不調の予防と回復を支援します。
- 精神神経系疾患により休暇および休職中の教職員の円滑な職場復帰と再発防止のため、職場復帰訓練や臨床心理士等による支援を実施します。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
総勤務時間に関する教職員の満足度 ※	2.37 (R4)	2.71

※ 教職員満足度調査(公立小中学校および県立学校対象)における「総勤務時間」の項目の満足度(5点満点)(三重県教育委員会調べ)

基本施策6 学びを支える教育環境の整備

施策名 (3)ICTを活用した教育の推進

めざす姿

学校のICT環境が十分に整備され、さまざまなデジタルツールの活用をとおして、子どもたち一人ひとりに最適で効果的な学びが行われることで、子どもたちが急速に進展するデジタル社会で活躍するための情報活用能力を身につけています。

現状と課題

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、学校におけるICT環境が急速に整えられ、1人1台端末などICTを用いた新たな教育が始まっています。授業での活用に加え、家庭学習や連絡手段などとしても活用が進むとともに、デジタル教科書の導入・拡大が予定されるなど、教育においてICTの果たす役割はますます大きくなっていくと考えられます。今後も、社会全体のICTの進展と、それに伴うEdTech²⁹の更なる進展が予測されることから、引き続き、これらの変化に対応しながら、学校におけるICTの効果的な活用を進める必要があります。
- ② 変化が激しく、将来の予測が難しい社会において、子どもたちが情報を主体的にとらえながら、何が重要かを主体的に考えることが求められており、令和7(2025)年度から大学入学共通テストの出題教科に「情報Ⅰ」が導入されることが決定されました。ICTを効果的に活用して、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用していく必要があります。
- ③ 学校における1人1台端末の活用が進むとともに、家庭では子どもたちがインターネットに触れる機会が増加しています。インターネットには、匿名性、拡散性などの特徴があるため、子どもたちがインターネットを通じた犯罪やトラブルに巻き込まれたり、有害情報等に触れたりする危険が増しています。こうしたことから、子どもたちの発達段階に応じた情報モラル教育を進める必要があります。
- ④ 子どもたち一人ひとりに情報活用能力を育むとともに、ICTを活用して学ぶ場면을効果的に授業に取り入れるため、教職員一人ひとりのICT活用指導力の向上を図る必要があります。
- ⑤ 学校の業務等において、校務支援システムの導入や、会議のオンライン化・ペーパーレス化、Webアンケートの活用、デジタル採点システム等の個別システムの導入など、さまざまな場面でデジタル化が進みました。引き続き、校務の効率化の取組を進め、教職員の業務の負担軽減や業務の効率化を図る必要があります。

²⁹ 教育におけるAI、ビッグデータ等のさまざまな新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の拡大時には、各学校でオンライン授業等が行われ、ICTを活用した学びが身近なものとなり、日々の授業や家庭学習、さまざまな事情で通学できない子どもたちの学習にもICTが活用されています。一方で、不登校児童生徒や外国人児童生徒の増加など学校の抱える課題が複雑化・多様化する中、急速に進展するICTを十分に活用して、課題の解決を図る必要があります。
- ⑦ 学校の無線環境や情報機器などのICT環境は一定整備されましたが、それらを維持・更新するとともに、デジタル技術の進展に応じたものとなるよう、取組を進める必要があります。
- ⑧ ChatGPTのリリース以降、対話型生成AIが急速に普及するとともに、画像、映像や音声などの生成AIも目覚ましい進歩を遂げています。今後、生成AIの技術はさらに急速に進展し、複数の生成AIの組合せ、従来のアプリやWebサービスへの組み込みや、新たなサービスの出現など、さまざまな形で人びとの生活に浸透していくことが考えられることから、生成AIの利用がもたらす効果と生じうるリスクをふまえて対応していく必要があります。

主な取組内容

① ICTを活用した教育の推進

- 学校におけるICTの活用をさらに進めるため、基本的なICT活用の拡大を進めるとともに、ICTの利活用に関する支援体制の充実を図ります。また、先進的なアイデアやその実践例、使われているアプリやサービスの情報などの横展開に取り組み、学校におけるICTの活用レベルの底上げと、それを基礎とした発展的な活用法の創出、展開という正の循環が生み出される環境づくりを進めます。
- 教育活動や校務において、ICTの活用効果を最大限に発揮するため、ICTの活用を進めることで生じうるリスクに配慮しつつ、ICTを活用した試行的な取組を積極的に行い、新たなアイデアの創出、さまざまな課題の解消を図るとともに、ICTの進展により顕在化する新たな課題への対応を図ります。

② 情報活用能力の育成

- さまざまな学習活動において1人1台端末など情報機器の活用を進めることにより、子どもたちが情報機器の基本的な操作や活用方法を習得できるよう取り組むとともに、インターネット等から必要な情報を収集し、その適否を判断し、適切に創造・発信する力の育成を図ります。

- 各教科等におけるさまざまな学習活動をととして、人びとの生活を便利で豊かなもの
にしているプログラミングの働きやよさについて気づきを促すとともに、情報機器等を用
いて問題を見いだして解決策を考える力や情報手段を適切に活用する力を育成しま
す。特に、高等学校の教科「情報」では、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適
切かつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画するための力を育成します。
- 子どもたちが、ネットいじめなどの人間関係上のトラブルに巻き込まれたり、インター
ネット上での誹謗中傷、ネット炎上などの被害者や加害者となったり、有害情報に触れた
りしないよう、情報セキュリティを含む情報モラル教育を一層推進するとともに、SNSを
はじめとしたインターネットの適切な利用およびフィルタリングの普及促進のための広報
啓発活動や非行防止教室等の取組を推進します。

③ 教職員の指導力向上

- 教職員を対象としたICTの活用技術、情報リテラシー等に関する研修の実施や、自治
体・学校・教職員間におけるICT教育手法の蓄積・共有などを通じて、教職員のICT活
用指導力の向上を図ります。

④ ICTを活用した校務の効率化の推進

- セキュリティを確保したクラウド環境を前提とした既存システム間の連携、新たなアプ
リ・Webサービスの導入など、校務の効率化に取り組みます。

⑤ ICTを活用した諸課題の解決

- 感染症の拡大や災害の発生などの緊急事態における学びや、病気療養などさまざまな
事情で登校できない子どもたちの学びの保障のため、ICTの活用を積極的に進めます。
- 外国人児童生徒がそれぞれの日本語習得状況に応じた学習支援を受けることができ
るよう、外国人児童生徒巡回相談員によるオンラインでの学習支援や、オンラインを活用
した日本語指導を企業と連携して進めます。(再掲)
- さまざまな事情で不登校の状況にある子どもたちを支援するため、オンライン会議サー
ビスやメタバースによるICTを活用した交流を進めるなど、オンラインの居場所づくりを
推進します。(再掲)
- 高等学校においては、学校の枠を越えて交流したり、学習活動に参加したりする取組
を、ICTも活用しながら推進します。また、生徒が興味・関心に応じて幅広く科目選択で
きるよう、他の高等学校で開設している科目を履修できる仕組みの構築について検討し
ます。

⑥ ICT環境の整備の推進

- 学校のICT環境の維持・更新を行うとともに、ICTが絶えず進歩する中、教育におけるICTの活用を停滞させないよう、ICT環境の整備・充実を進めます。

⑦ 生成AIの利活用

- 生成AIについては、生成AI技術の進展や、生成AIを活用したアプリ・サービスの普及の状況をふまえながら、教育活動や校務の改善、教育の諸課題の解決を図るため、積極的な利活用を進めます。
- 生成AIが急速に普及する中、そのリスク等に十分な対策を講じた上で、子どもたちの発達の段階や実態をふまえ、情報活用能力の一部として生成AIの仕組みの理解や生成AIを学びに生かす力を段階的に高めます。(再掲)

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
学習の中で ICT 機器を使うのは勉強の役に立つと思う子どもたちの割合 ※1	小学生 68.4% 中学生 61.4%	小学生 72.5% 中学生 65.5%
1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合 ※2	81.8% (R4)	100%

※1 「学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思うか」という質問に対して、最も肯定的な選択肢である「役に立つと思う」と回答した公立小中学校の児童生徒の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

※2 子どもたちがICTを活用して、互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように指導する能力に関する問いに対して、肯定的に回答した教職員の割合(文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」)

基本施策6 学びを支える教育環境の整備

施策名 (4)地域とともにある学校づくり

めざす姿

保護者や地域の方々が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が進むとともに、地域の特色や資源を生かした教育が行われることにより、地域全体で子どもたちの学びと育ちを支える体制が整っています。

現状と課題

- ① 子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力を、学校・家庭・地域が連携・協働して育んでいくことが求められています。学校運営に保護者や地域の方々が参画することを通じて、育みたい子ども像・めざすべき教育のビジョンを共有し、地域ならではの特色を生かした「地域とともにある学校」づくりを支えるコミュニティ・スクールの導入が進みつつある中、今後も、地域と学校の間を円滑に調整する地域学校協働活動推進員等の配置を進め、コミュニティ・スクールのさらなる導入と拡大、内容の充実を図る必要があります。
- ② 高等学校では、保護者や地域住民等の学校関係者が、学校の運営方針や取組等の状況について評価を行う学校関係者評価制度を用いて、地域と連携した特色ある学校づくりに取り組んでいます。学校関係者による学校運営方針や年間計画への意見・提言等を通じて、学校運営の改善や地域との連携を進める必要があります。
- ③ 学校において、保護者や地域の方々と連携・協働して教育活動や学校運営の質的向上を図るとともに、地域全体で子どもたちの豊かな成長を支える活動や、共に地域を創生する活動を進める必要があります。

主な取組内容

① 「地域とともにある学校づくり」の推進

- 各市町の担当者を対象とした優良事例等の共有を行う研修会を開催するとともに、地域とともにある学校づくりサポーターを学校等に講師として派遣したり、期待される効果や先進事例を紹介したりすることにより、小中学校におけるコミュニティ・スクールのさらなる導入と拡大、内容の充実を図ります。また、地域の方々の知識や経験、技能を活用した学習や体験活動等の効果的な取組事例を普及することにより、地域と学校が連携・協働して行う取組のさらなる推進を図ります。

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、小中学校については、地域学校協働活動を進める市町等に対して支援を行うとともに、地域学校協働活動推進員等の配置を進め、学校と地域住民等との連携協力体制を整備します。
- 県立学校では、保護者や地域住民等の参画による学校運営の改善や地域との連携を進めるとともに、地域と協働した学習を推進します。
- 高等学校では、小中学生向けの体験講座や、地域の方々を対象とした開放講座など授業での学びを生かした高校生による講座や、地域で活躍する経営者等による出前授業、地元企業での体験的な学習活動等を推進します。

② 地域と学校をつなぐコーディネート機能の強化

- 市町が配置する地域学校協働活動推進員等の資質向上に向け、交流会や研修を実施します。
- 地域学校協働活動推進員等を対象に、さらなる学びの場を提供し、フォローアップすることで、各地域における地域学校協働活動をより一層推進します。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
地域と連携した教育活動に取り組んでいる 小中学校の割合 ※	小学校 75.4% 中学校 59.5% (R4)	小学校 100% 中学校 100%

※ 地域住民等の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合(三重県教育委員会調べ)

基本施策6 学びを支える教育環境の整備

施策名 (5)学校の特色化・魅力化

めざす姿

小学校から高等学校まで校種を越えた連携が進み、子どもたちが各学校で目標に向かって意欲的に学んでいます。また、それぞれの地域や学科の特性に応じた高等学校の特色化・魅力化が進み、子どもたちが自らの興味・関心に応じて主体的に学び、豊かな人間性や社会性を育む場となっています。

現状と課題

- ① 学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標の実現をめざす観点から、9年間を見通した教育課程の編成や指導体制の構築が求められています。また、小学校での教科担任制の導入や、小学校と中学校や中学校と高等学校など学校段階間の連携の強化を含め、小学校から高等学校まで一貫性・継続性のある指導を確立していく必要があります。
- ② 高等学校への進学率が約99.0%に達し、入学動機や進路希望、学習経験、言語環境など、さまざまな背景を持つ生徒が在籍していることから、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが求められています。生徒の学習意欲を喚起し、可能性や能力を最大限に引き出すため、高等学校の特色化・魅力化を推進する必要があります。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学習機会と学力の保障だけでなく、他の子どもたちとの直接の関わりや体験活動を通じて多様な価値観に触れ、人間性・社会性が育まれるという、学校の機能の重要性が再認識されました。少子化に伴う人口減少が課題となる中、県内大学や企業、地域の人びと・職業人等との連携を一層推進し、協働的な学びや学習活動の機会を確保していく必要があります。
- ④ 少子化に伴い、小中学校では従来の学校規模の維持が難しくなるなどの状況が生じています。また、今後の中学校卒業者数の減少の状況等をふまえると、これからの時代に求められる学びを実現していくためには、現行の高等学校の配置を継続していくことは難しい状況です。このため、学校の枠を越えた交流など、多様な学びの機会を確保するとともに、各地域の学校のあり方について検討を進める必要があります。

主な取組内容

① 学校段階間の円滑な接続の推進

- 「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した実践事例の普及や、幼稚園等と小学校等とが共同した接続カリキュラムの編成・実施等を推進します。(再掲)
- 小中学校教職員の交流推進や小中学校両方の免許を有する教員の適切な配置の推進、教科担任制を含めた情報提供等を行うことにより、義務教育9年間を見通した教育を推進します。また、校種を越えた教育方法の研究や各教科の接続等について、市町と連携しながら取り組みます。
- 中学校では、高等学校の教育内容や特色を周知するとともに、高等学校では、定期的にガイダンスや個別面談等を実施するなどして、生徒が自らの興味・関心や適性に基づき、将来に対する目的意識を持つことができる取組を進めます。(再掲)
- 中高一貫教育については、その理念や期待される教育効果、課題を明確にしつつ、県内各地域の状況やニーズ等をふまえた検討を進めます。
- 大学教員等による高等学校での出前授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設等を利用した実験・実習、高校生と大学生・専門学校生が学び合う場の確保など、高等学校と高等教育機関の連携を進め、円滑な接続につなげます。
- 子どもたちが、働くことや将来の自己実現に係る考え方の積み重ねと振り返りをとおして、自己のキャリア形成に生かしていくことができるよう、小中高等学校の12年間の活動を記録する「キャリア・パスポート」を活用した学習を進めます。(再掲)
- 特別な支援を必要とする子どもたちが、安心して学ぶことができるよう、幼児期から学齢期・社会参画に至るまで、「パーソナルファイル」を活用するなど、必要な支援情報を円滑かつ確実に引き継ぎ、きめ細かな指導・支援を進めます。

② 高等学校の特色化・魅力化

- 高等学校においては、学校に期待される社会的役割やめざすべき学校像であるスクール・ミッションをふまえ、育成をめざす生徒の資質・能力、教育課程の編成・実施と入学者受入れに関する方針をスクール・ポリシーとして策定・公表し、特色・魅力ある教育の実現に取り組みます。また、新しい時代のニーズに応じた学科・コースの新設・改編や、教育内容・方法の工夫・改善等を推進します。
- 生徒の約6割が在籍する普通科・普通科系専門学科では、探究的な学び・STEAM教育等の教科横断的な学び・実践的な学びを推進します。また、学際的な学びに重点的に取り組む学科や、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等の設置について、学校や地域の実態をふまえながら検討を進めます。

- 職業系専門学科では、専門分野の知識・技術の習得や高度な資格の取得に取り組むとともに、高等教育機関や産業界等と連携して、企業での実習や専門家による指導、商品開発など、実践的な職業教育を推進します。
- 総合学科では、専門人材や地域資源の活用を推進し、多様な開設科目という特徴を生かした教育活動を展開します。
- 定時制・通信制課程では、さまざまな入学動機や学習経験等の背景を持つ多様な生徒が在籍していることをふまえ、ICTを効果的に活用するなどきめ細かな指導を行います。また、松阪高等学校通信制課程においてサテライト教室の設置に向けた研究を進めるなど、遠隔地に居住する生徒が面接指導(スクーリング)を受けやすい環境づくりに向けて取り組みます。
- 高等学校においては、生徒が学校の枠を越えて交流したり、学習活動に参加したりする取組を、ICTも活用しながら推進します。また、生徒が興味・関心に応じて幅広く科目選択できるよう、他の高等学校で開設している科目を履修できる仕組みの構築について検討します。
- 高等学校においては、地域課題解決型キャリア教育モデルを活用して、生徒が地域の人びとや職業人など多様な人びとと関わりながら、地域の産業や行政と協力し、地域の活性化や課題解決に取り組む学習活動の充実を図ります。

③ 地域の実情に応じた学校規模と配置の推進

- 小中学校の適正規模・適正配置をめざし学習環境の改善に取り組む市町等教育委員会に対して、本県および他県における取組状況等の情報提供を行います。
- 少子化が進む中においても、これからの時代に求められる学びを実現していくため、県立高等学校の学びと配置のあり方について、各地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議しながら、地域の実情に応じて検討します。
- 木本高等学校と紀南高等学校を統合し、校舎制として設置する紀南地域新高等学校(仮称・令和7(2025)年4月開校予定)においては、それぞれの学校が取り組んできた地域と連携したきめ細かな学びを継承しつつ、両校舎が連携した多様な教育活動の実現に取り組めます。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
授業で主体的に学習に取り組んでいる高校生の割合 ※	高校生 81.5% (R4)	高校生 86.5%

※ 「授業では、話し合う活動などをおして、自分で考え、自分から取り組んでいると思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)

基本施策6 学びを支える教育環境の整備

施策名 (6)学校施設の整備

めざす姿

老朽化や生活様式の変化への対応が進み、安全で快適となった学校施設では、ユニバーサルデザインや自然環境に配慮する考え方も取り入れられ、子どもたち一人ひとりが安心して学校生活を送っています。

現状と課題

- ① 学校施設は、子どもたちが学習など学校生活で多くの時間を過ごす施設ですが、県立学校は建築から長期間経過している校舎が多いことから、安全・安心を確保しつつ、快適で豊かな学びを実現するため、建物や設備の老朽化対策・耐震対策を計画的に進める必要があるとともに、近年の夏季の気温上昇による熱中症対策としても対応が必要な空調整備やトイレの洋式化など設備面での機能強化や、新しい時代の多様な学びにも柔軟に対応できる学校施設づくりを進める必要があります。
- ② バリアフリーやユニバーサルデザインなど、子どもたちや利用する人びとに優しい学校施設づくりを進めていく必要があります。また、学校施設は、地震や台風などの災害時には地域の避難所としての役割も果たす施設であり、安全・安心や快適性を有し、多様な人びとの利用に配慮した誰もが利用しやすい施設であることは、地域の防災機能強化にもつながります。
- ③ 脱炭素社会の実現をめざした取組が求められる中、学校施設においても、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、あたたかみの感じられる学習の場づくりにも配慮し、県産材等を利用した整備を進める必要があります。

主な取組内容

① 老朽化対策・耐震化対策の推進

- 県立学校において、屋上・外壁など校舎の経年劣化の修復や給排水設備や電気設備の更新を「三重県立学校施設長寿命化実施計画」に基づき、計画的に進めます。また、校舎の老朽化対策等と併せて非構造部材の耐震対策を進めるとともに、施設・設備の点検や防犯対策など安全管理に取り組みます。
小中学校等においても、老朽化対策や非構造部材の耐震対策が推進されるよう、市町等教育委員会への情報提供や助言を行います。(一部再掲)

② 快適な学習環境づくりの推進

- 県立学校では、これまでに全ての普通教室に空調設備を整備しましたが、設置後15年以上経過している空調設備が約4割となっていることから、計画的な更新に取り組むとともに、使用頻度等に応じて特別教室等への整備を推進・検討していきます。

また、トイレの改修については、生活様式の変化や衛生環境の改善の視点、利用する子どもたちの意見などをふまえ、洋式化・乾式清掃の床への転換などの機能面の向上について、「三重県立学校施設長寿命化実施計画」に基づき、屋外などのトイレも含め、計画的に進めます。

③ バリアフリー化の推進

- 各学校の状況に応じ、スロープ等の段差解消、多機能トイレ、エレベーター等のバリアフリー改修を引き続き進めます。

また、学校施設の整備・改修の際には、バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）の趣旨やユニバーサルデザインの考え方もふまえ、子どもたちの多様性に配慮した利用しやすい施設となるよう取り組んでいきます。

小中学校等においても、バリアフリー法令に基づき定められた文部科学省の整備目標をふまえ、市町等教育委員会への情報提供や助言を行い、バリアフリー化を進めます。

④ 自然環境を考慮した施設整備・改修の実施

- 温室効果ガスの排出量を削減するため、県立学校の施設設備においては「三重県地球温暖化対策総合計画」に基づき、LED照明への更新を進め、省エネルギー化を推進するとともに、太陽光発電設備の設置が可能と考えられる場所の調査を行うなど、太陽光発電の導入に向けて取り組みます。

また、建築物の木造化・木質化は、脱炭素化に資するとともに、あたたかみや心地よさが感じられる空間の創出が期待されることから、「みえ木材利用方針」に基づき学校施設の整備・改修を行います。

⑤ 豊かな学びを支える施設整備・改修の実施

- 県立学校の整備・改修の際には、新しい時代の多様な学びの充実に向け、間仕切等の変更が可能となるよう配慮するなど、学習内容や学習形態の変化に柔軟に対応できるよう取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
学校施設の長寿命化計画に係る長寿命化改修に着手した建物数 ※	41 棟	検討中

※ 三重県立学校施設長寿命化実施計画(第Ⅱ期)において計画している長寿命化改修に着手した建物の数(累計)(三重県教育委員会調べ)

基本施策6 学びを支える教育環境の整備

施策名 (7)家庭での学びの応援

めざす姿

家庭の自主性や家族の多様性が尊重されており、社会全体で家庭を応援する気運醸成が進んでいます。また、子どもたちが豊かな情操や人を思いやる心を持つとともに、基本的な生活習慣、学習習慣等を身につけています。

現状と課題

- ① 家庭教育は全ての教育の原点であり、基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナー等を身につけるとともに、自己肯定感を高める上で重要な役割を担っています。
- ② 地域のつながりの希薄化や少子化の進行など子育て家庭をめぐる環境が変化するとともに、家族の多様化や共働き家庭の増加等により、保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会や子育て中の保護者同士がつながる機会が減少しています。このため、子育てや家庭での教育に不安や悩みを持つ保護者の増加と保護者の孤立化が懸念されます。
- ③ 子どもの健やかな成長のために必要となる「早寝・早起き・朝ごはん」などの家庭での基本的な生活習慣に乱れがみられる子どもがいます。
- ④ 男性の育児休業等に関する制度の整備が進み、全国での取得率も上昇傾向にあるものの、依然として女性と比べ家事・育児に関わる時間や育児休業の取得率は低い状況であることから、男性の育児参画の大切さや、内容の充実について、社会全体で意識を高めていく必要があります。

主な取組内容

① 保護者と子どもの学びの応援

- 家庭教育に関心を持つきっかけや、子育てや家庭での教育のヒント・気づきにつながるよう、リーフレット等を作成したり、県ホームページ「みっふる広場」に本県で家庭教育に関わる方々のコラムを掲載するなど、保護者の不安の解消や学びにつなげます。

- 小中学生の学習習慣・読書習慣等の確立に向け、「全国学力・学習状況調査」における児童生徒質問紙調査や、みえスタディ・チェックの「学習や生活等に関する質問」から、学習習慣・読書習慣等の状況を継続的に把握するとともに、課題の改善に向け、子どもたちの1人1台端末からダウンロードできるチェックシート等の活用を促進するなど、引き続き、学校・家庭・地域が一体となった「みえの学力向上県民運動」の取組を進めます。（再掲）
- 保護者や子育て支援関係者が集う講座やホームページにおいて、幼児期からの読書の重要性や、子どもたちの発達段階に応じた効果的な読書活動の取組である「家庭読書（家読（うちどく）」）についての普及啓発等を通じ、家庭における読書活動を促進します。（再掲）

② さまざまな主体で子どもの豊かな育ちを支える取組の充実

- 「こども基本法」および「三重県子ども条例」の趣旨をふまえ、企業や子育て支援団体と連携して、子どもの権利が守られ、豊かに育つことができる地域社会づくりを進めます。
- 子育てに優しい地域社会づくりへ向け、趣旨に賛同する企業や団体で構成される「みえ次世代育成応援ネットワーク」等と連携して、さまざまな体験機会を提供するなど、子どもの育ち、子育て家庭を支援します。
- 子育てには男性の育児参画が大切という考え方が職場や地域の中で広まるよう、普及・啓発や情報発信、ネットワークづくりといった取組を進めるほか、イクボスの推進など、仕事と育児を両立できる職場環境づくり等について、企業等に働きかけます。

③ 家庭教育を応援する体制づくり

- 家庭・学校・地域の連携を推進することにより、地域全体で子どもを育てる社会づくりにつなげるため、地域の実情に応じて家庭を支える人材の養成のための講座を開催するなど、家庭のニーズをふまえながら人材の養成を進めます。
- 妊娠期から学齢期の子を持つ親同士が、子育てに関するさまざまなテーマについて話し合い、悩みや思いを語り合う中で気づきを得たり、学んだりできる「みえの親スマイルワーク」等の参加型プログラムが市町の子育て支援センター等で広く展開されるよう、ワークショップの進行役（ファシリテーター）の養成を三重県PTA連合会・PTA安全互助会や市町と連携し進めます。
- 市町の子育て支援センターの職員や幼稚園教諭、保育士等に求められる保護者対応や家庭の支援に関する専門性を高めるため、子育て支援員研修（地域子育て支援コース）を実施し、教職員等の資質向上を図ります。

- 放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修(放課後児童コース)を実施し、学校や地域のさまざまな社会資源等と連携して、子どもの育成支援や家庭の子育て支援に取り組む人材の養成や資質向上を図ります。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
家庭での学びを提供するホームページ「みっふる広場」に掲載したコラム数 ※1	76 (R4)	210
家庭教育を応援する人材の養成数 ※2 (「みえの親スマイルワーク」の進行役)	21 人 (R4)	145 人

※1 家庭での学びを提供するホームページ「みっふる広場」に掲載した、子育ての参考となるコラム数
(累計)(三重県子ども・福祉部調べ)

※2 みえの親スマイルワーク養成講座に参加した市町の子育て支援センター職員や PTA 会員等の数
(累計)(三重県子ども・福祉部調べ)

基本施策6 学びを支える教育環境の整備

施策名 (8)社会教育の推進と地域の教育力の向上

めざす姿

県民の皆さんが生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、社会教育関係団体やNPO、地域の方々といったさまざまな主体のネットワークの強化などを通じて、地域の中で子どもたちを健やかに育む環境が整備されるとともに、地域社会の変化や技術の進歩に対応した多様な学習機会が提供されています。

現状と課題

- ① 地域社会では、子どもたちの健やかな成長に向けて、体験活動や学習活動の機会が提供されています。地域の教育力を子どもたちの成長により一層生かしていくためには、PTAやNPO、高等教育機関、放課後子ども教室の関係者など、さまざまな主体との連携を進め、地域社会における教育の充実、拡大を図ることが求められています。
- ② 新たな社会の到来による地域社会の変化に伴って、今後の公民館や公立図書館といった社会教育施設では、地域学習や多世代交流、学校と地域の連携、防災教育などに関して地域づくりの拠点としての役割を担うとともに、全ての人が生涯を通じて、それぞれのニーズに応じて学習することができる環境の実現に向けて、ICTを効果的に活用しながら地域の課題や多様な学習ニーズに対応していく必要があります。
- ③ 多様な地域課題や学習ニーズに対応するため、地域の社会教育の企画・立案や運営、専門的・技術的な助言と指導を行い、地域住民の自発的な学習活動を支援することができるリーダー的な人材を育成していく必要があります。

主な取組内容

① さまざまな主体との連携・協働

- 地域社会における教育の充実を図るため、PTAやNPO、高等教育機関、放課後子ども教室の関係者など、さまざまな主体との情報交換・情報共有をとおして、相互のつながりを形成するネットワークを構築します。
- 地域において、「放課後子ども教室」等の設置・運営について支援するとともに、従事する職員に対する研修の機会を確保することなどをとおして、子どもたちが安全・安心に放課後を過ごせる居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、学ぶ機会や多様な体験・活動が充実するよう、ネットワークの構築を図ります。また、地域と学校の協働を進め、より一層学校施設の活用が行われるように取り組みます。

- 公民館やコミュニティセンター等に対し、大学等の高等教育機関が持つ専門的知識や技能、リスキリングに資するプログラムを活用した出前講座を紹介するなど、リカレント教育の拡充に向けた取組を進めます。

② 地域の課題や多様な学習ニーズへの対応

- 公民館等の社会教育施設が、多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供できるよう、さまざまな主体と連携して、市町の公民館等関係者を対象とする講習を実施し、地域課題の解決やICTを活用した取組事例の紹介をとおして、地域における取組の活性化を図ります。
- 鈴鹿青少年センターにおいて、青少年をはじめとした、幼児から高齢者までの幅広い世代が、集い、にぎわい、つながるような空間を創出し、自然に親しみ、学び、楽しみながら心身の健康維持や学習活動等を行うことができるプログラムを提供することで、青少年の健全育成の取組を推進します。
- 熊野少年自然の家において、学校、スポーツ少年団等の社会教育関係団体、地域の自治会等住民団体など、さまざまな主体と連携し、優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な青少年の育成を図ります。
- 三重県総合博物館(MieMu)や三重県立美術館、斎宮歴史博物館、三重県総合文化センター等において、子どもたちを対象とした参加体験型の学習プログラムや出前授業等を実施します。

③ 社会教育関係者の資質の向上

- 社会教育主事、社会教育委員、社会教育施設の関係者の研修・交流の場を設けるとともに、社会教育士制度や市町における先進的な社会教育活動の事例を紹介し、地域の枠を越えた学習と相互の連携を進めます。
- 地域学校協働活動を推進する役割を担うコーディネーターの養成講座を実施するとともに、養成されたコーディネーターの資質向上に向けた交流会やフォローアップ研修を実施することで、各地域における地域学校協働活動をより一層推進します。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
公民館等の社会教育活動として、ICTを活用した取組を行っている市町の数 ※	10 市町 (R4)	29 市町

※ 公民館等での社会教育活動において、オンラインを活用した取組・講座等を行っている市町の数
(三重県教育委員会調べ)

基本施策6 学びを支える教育環境の整備

施策名 (9)文化財の保存・活用・継承

めざす姿

子どもたちをはじめとする多くの方々が文化財について学び、親しみ、その価値についての理解を深めることで、地域の宝である文化財が保存・活用・継承されています。

現状と課題

- ① 本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」など、特色ある歴史や風土に育まれた多くの有形・無形の文化財が残されています。今後、新たに価値が認められた文化財は、指定等の手続きを的確に進め、保護を図っていく必要があります。
- ② 文化財を適切に保存し、次世代へ引き継いでいくことが必要ですが、少子高齢化、過疎化の進行等により、文化財の維持管理や伝統的な民俗行事の継承が困難になっています。また、自然環境の変化による貴重な動植物の絶滅等が危惧されており、保存に向けた対応が求められています。
- ③ 文化財を保存し継承していくためには、広く文化財への理解を深めるとともに、地域社会総がかりで文化財を保存・活用する環境を整え、魅力ある地域づくりに向けた取組を進めることが求められています。

主な取組内容

① 文化財の調査と指定

- 文化財を将来にわたって保存、継承するため、本県にとって特に重要な文化財については、三重県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、指定を行います。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを積極的に行います。

② 文化財の修理・整備と継承

- 国・県指定等文化財で、修復や再生、継承のための取組が必要なものについては、所有者や市町と調整の上、保存のための支援をするとともに、その活用のための情報発信を積極的に実施します。

- 民俗文化財の継承については、市町や保持団体と密に情報共有を行い、それぞれの実情に応じた対応を行います。
- 貴重な動植物等を保護するため、関係機関と連携して現状把握調査を実施し、保護のための方針を定めます。

③ 文化財の保存・活用の推進

- 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、世界遺産の追加登録を見据えながら、関連する文化財に新たな価値づけを行い、複数市町にまたがる構成文化財を一体として保護するとともに、末永く守り伝えられるよう関係する地元の気運を高める取組を進めていきます。
- 子どもたちが郷土を愛し、文化財を受け継ぐ人へと育つよう、市町と連携し、文化財体験イベントや、県内で催される祭りを体感するプログラムなど、子どもたちが文化財の価値を理解したり、魅力に触れたりする機会を創出します。
- 国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」をはじめとする県内の魅力ある文化財について、パネル展やSNS等による啓発・情報発信に取り組むとともに、三重県埋蔵文化財センターにおいて、公開講座や展示会開催等の取組を進め、県民の皆さんが文化財への理解を深められる機会を提供します。
- 県内の文化財について、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、地域社会総がかりでの文化財保護への取組方針を示し、市町に対する支援を行うとともに、防災および災害発生時には、「三重県文化資産防災ネットワーク要綱」に基づき、県内の文化財を災害から守るための取組を行います。
- 国・県指定等文化財をはじめとした文化財の保存、活用が地域社会総がかりで計画的に進められるよう、市町による文化財保存活用地域計画の作成を積極的に支援します。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
三重県内の国・県指定等文化財数 ※	1,223件 (R4)	1,287件

※ 国の指定・選定・選択・登録文化財、県の指定・選択文化財の数(累計)(三重県教育委員会調べ)

第3章 教育ビジョンの実現に向けて

1 教育ビジョンの進行管理

- 教育ビジョンの進行管理にあたっては、毎年度、KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価を、県議会をはじめ三重県教育改革推進会議等の関係会議に報告するとともに、県のWebサイトで公表します。また、会議等での意見をふまえて取組の改善を行い、次年度以降の施策展開に生かすなど、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルに基づく進行管理を行います。

2 多様な担い手との連携・協働

- 子どもたちにこれからの時代に求められる力を育んでいくとともに、ますます複雑化・多様化する教育を取り巻く課題を乗り越えていくためには、学校や行政のみならず、全ての県民が教育の当事者としての自覚を持ち、社会総がかりで本県の教育の推進に取り組んでいくことが大切です。
- 保護者、地域の方々、市町等に対しては、「三重県教育ビジョン」の共有と教育活動への積極的な参画・連携を期待しています。学校や行政の役割、家庭や地域・企業等に期待される役割は次のとおりです。

▽「学校」の役割

学校は、教職員が高い志と使命感を持って子どもたちと向き合うことや家庭・地域と連携することを通じ、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、「自立する力」、「共生する力」、「創造する力」を育みます。また、学校は、学習機会と学力の保障や全人的な発達・成長の保障、身体的・精神的な健康を保障する役割を担っていくとともに、教育活動に関する情報公開を行い、教職員の資質向上等を図り、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めます。

▽「家庭」の役割

家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤として、安心して生活できる環境を整え、深い愛情を持って子どもを温かく育みます。また、家庭は、教育の第一義的責任者として、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るとともに、学校との連携を深め、家庭での教育を通じて、学力・体力の向上、道徳教育等の教育効果を相乗的に高め合います。

▽ 「地域・企業」の役割

地域・企業は、インターンシップや職場体験活動、社会貢献活動、文化芸術・スポーツ活動などのリアルな体験・交流活動や、子どもたち一人ひとりのさまざまな教育的ニーズをふまえた取組等を通じて、多様な学びの機会の提供や支援を図っていきます。また、地域の学校運営への参画や、企業の障がい者雇用による能力発揮の場の提供、地域・企業による子育てや家庭教育への応援・支援など、さまざまな視点から教育施策に協力・貢献します。

▽ 「行政」の役割

県教育委員会および県は、時代の変化等に伴い新たに生じる課題や状況に的確に対応するとともに、よりよい教育施策の実施に向けた取組を続けていきます。また、子どもたち一人ひとりの状況に応じたよりよい教育環境を整備・実現するとともに、ニーズや課題を把握・分析した上で、計画やシステムを整備し、必要な助言等を行います。また、社会総がかりで教育を進めるために必要な働きかけや支援等を行います。

▽ 県と市町の役割分担

市町等教育委員会および市町は、義務教育、幼児教育を担う自治体として、自らの判断において教育行政を展開するとともに、その成果について住民への説明責任を確実に果たします。

県教育委員会および県は、全県的な教育水準の維持向上に主体的役割を果たします。また、教育施策の推進において、市町等教育委員会、市町との意見や情報の交換を密にし、その主体性を尊重するとともに一層の支援を図ります。